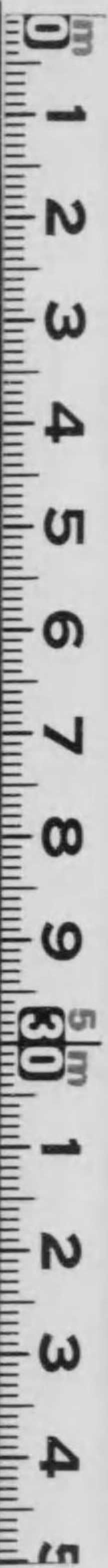


60

616

醫學博士 原田隆校閱
著 越智 珪

家庭看護法



始



60-616



醫學博士原田隆校
奈良女子高等師範學校教授
越智キヨ 著

家庭看護法

東京 合資會社 六盟館

大正
8 5.14
内交



序

凡そ疾病を治せんがため徒に醫藥に依らんとするは誤れるの甚だしきものにして諺に一に看護二に藥と云へる如く治病の秘訣は獻身的に誠意と同情とを以てする看護に如くものなし殊に最も信據する家人の看護を以て最とす然れども若し其の方法を悟らざれば遂に無益の心勞に歸すること多かるべし著者こゝに見る所あり家庭の看護に就きて知るを要するものは細大洩すことなく丁寧懇切に編述せり此れ吾人の大に意を得たるものたるを信ず茲に熊辭を述べて序となす。

大正七年六月

醫學博士 原田 隆 識

序

凡例

- 一、本書は分つて緒論及び各論の二編とす、緒論に於ては主として看護學の精神的事項を説き、各論に於ては其の知識的事項及び技術的事項を述べたり、而して卷末に附録として、婦人衛生につきての一項を添へたり。
- 一、本書は主として家庭に於て必要なりと思惟する事項を述べ且務めて其の繁を避け簡を旨とせり。
- 一、著者は家庭に於ける女子が一般看護學の知識及び技術を有するの必要なることを思ひ東京帝國大學附屬病院に通ひて看護學の理論及び實地を學習し大に感ずる所あり益其の必要の大なるを思ひ職を奈良女子高等師範學校に奉じてより多年生徒に其の教授をなすに生徒に持たしむるに適當なる參考書なきを以て久しく之を謄寫に附したりしが其の手續を省かんとて之を冊子となすこととせり。
- 一、本書は奈良女子高等師範學校生徒の教科書に充つるを以て目的とすれども一般家庭の女子の參考書となさんことを望む。

凡例

二

一、本書固より不備の點多からん識者の高教と著者今後の研究とによりて其の大成を他日に期せんことを欲す。

二、本書を草するに當り原田醫學博士は親しく校閲の勞を取られたり、これ實に著者の光榮にして此の書中幸に採るべき所あらば蓋し博士の賜なり、記して謝意を表す。

大正七年六月

著者記す

家庭看護法 目次

第一編 緒論

第一章	看護學の意義	一
第二章	看護人の資格	一
第三章	看護人の心得	三
第一節	フロレンス、ナイチンゲール女史の訓戒	三
第二節	其の他心得べき事項	六
第四章	醫師の招聘	七
第一節	醫師の選定	七
第二節	醫師招聘上の注意	八

第二編 各論

目次

第一章 病室

第一節	選定	九
第二節	病床	一〇
第三節	換氣	一一
第四節	採光	一二
第五節	溫度	一三
第六節	暖室法	一四
第七節	冷室法	一五
第八節	清潔法	一六
第九節	設備	一六
第十節	裝飾	一七
第二章	就褥患者の取扱	一七
第一節	身體の清潔	一七
第二節	身體の臥位及び位置の轉換	一八

第三章 患者の飲食物

第一節	一般上の注意	二六
第二節	飲食物の種類	二七
第三節	食事の回数及び時刻	二八
第四節	飲食物の與へ方及び食器	二九
第五節	調理法	三〇
第四章	患者の容態及び其の介抱	三一
第一節	睡眠	三一
第二節	消化器障碍	三三

第三節	兩便	九六
第四節	皮膚及び發汗	九二
第五節	體溫	八四
第六節	脈搏	七一
第七節	呼吸	七三
第五章 藥用法及び手當			
第一節	服藥法	六六
第二節	吸入法	八一
第三節	含嗽法	八三
第四節	灌腸法	八三
第五節	洗滌法	八七
第六節	座藥	九〇
第七節	點滴法	九一
第八節	罨法	九三

第九節	塗布法	九九
第十節	塗擦法	一〇〇
第十一節	撒布法	一〇一
第十二節	按摩法	一〇一
第十三節	電氣療法	一〇四
第十四節	水蛭	一〇四
第十五節	芥子泥	一〇六
第十六節	發泡膏	一〇七
第十七節	吸角	一〇八
第十八節	沐浴	一〇九
第六章 消毒法一般			
第一節	消毒法の種類	一一三
第二節	傳染病豫防法に依る清潔及び消毒方法	一二六
第七章 傳染病者看護法・豫防法・消毒法			
目次			一二七

第一節 腸室扶斯……………一三〇

第二節 發疹室扶斯……………一三四

第三節 バラチフス……………一三五

第四節 虎列拉……………一三八

第五節 赤痢……………一三八

第六節 肺結核……………一四一

第七節 實扶的里……………一四五

第八節 肺炎……………一四九

第九節 流行性感胃……………一五〇

第十節 百日咳……………一五二

第十一節 猩紅熱……………一五四

第十二節 麻疹……………一五五

第十三節 痘瘡……………一五八

第十四節 ベスト……………一九二

第十五節 丹毒……………一九四

第十六節 破傷風……………一九五

第十七節 恐水病……………一九六

第十八節 軟性下疳……………一九七

第十九節 淋疾……………一九九

第二十節 梅毒……………一九九

第二十一節 疥癬……………二〇一

第二十二節 白癬・白雲……………二〇一

第二十三節 麻拉利亞……………二〇三

第二十四節 眼疾……………二〇四

第八章 救急看護法……………二〇八

第一節 卒倒其の一腦震盪……………二〇八

第二節 卒倒其の二腦貧血……………二〇八

第三節 卒倒其の三腦充血……………二一〇

八

第四節	中毒	二二二
第五節	特種の中毒	二二五
第六節	假死	二二二
第七節	凍傷	二二〇
第八節	ひくあかざれ	二二一
第九節	人工呼吸法	二二二
第十節	火傷	二二四
第十一節	外傷	二二七
第十二節	出血	二四三
第十三節	異物の嵌入及び嚥下	二五〇
第九章	繃帯術	二五三
第一節	繃帯の目的	二五三
第二節	繃帯材料	二五三
第三節	繃帯術	二五五

第十章	精神病者看護法	二六七
第十一章	小兒病	二八〇
第一節	小兒腹痛	二八〇
第二節	腦膜炎	二八一
第三節	小兒感冒	二八二
第四節	腺病	二八五
第五節	小兒急癩	二八六
第六節	急性消化不良	二八七
第七節	腸寄生蟲	二八九
第八節	疫痢	二九一
第十二章	産褥の看護法	二九四
第十三章	神経病看護法	二九七
第一節	神経痛	二九七
第二節	神経衰弱	二九八

目次

九

第三節	癩	100
第四節	胃	101
第五節	疝	101
第六節	喘	101
第七節	吃	101
第十四章	危篤者看護法及び死後の處置	107
第十五章	死亡に關する法規	107
第十六章	家庭に備附すべき看護用器械	107
器具材料及び藥品		109
附錄		
婦人衛生に就きて		111

家庭看護法 目次終

家庭看護法

醫學博士 原 田 隆 閣

越 智 キ ヨ 著

第一編 緒 論

第一章 看護學の意義

看護學は醫療を輔佐して其の効果を完からしめ、患者を慰安して其の苦惱を免れしむる方法を講ずる學なり。

第二章 看護人の資格

世の中にて最も憐むべき者は病人なり。身は衰へ弱り、心は痛み沈み、只管他

第一編 緒 論 第一章 看護學の意義 第二章 看護人の資格 一



人の慰撫を頼みとして生き長らふ、是等病人に取りて實に有難きは看護人なり。されば釋迦は看護を福田の一と説き、我が國には醫者三分、看護七分の諺あり。元來病人は大抵神經過敏にして我儘なるものなれば、之が看護に任ずる者は小兒に對すると同様に飽まで忍耐して、心よりの同情、溫き言葉、やさしき舉動を以て之に接し、大なる慰安を與へ、精神的に治療の効を進むべきなり、然るに如何に愛情と忍耐とに富むとも、看護の學に通ぜざれば、其の効少きのみならず、却つて患者を傷ふことあるべし。又如何によく其の學に通ずるとも、之が技術に熟達せざるときは、看護の目的を達すること能はざるべし。而して看護人たる者の身體健康ならんことは能く其の任を盡す上に最も必要のことなり。故に看護人の有すべき資格は、第一愛情と忍耐とに富むこと、第二看護學に通ずること、第三看護の技術に熟達すること、第四身體の健康なること、是なり。

抑、病人あるに際し、必要に應じて看護人を備ひ入るゝは可なれども、眞に愛情に富みたる主婦が是等の人々と共に看護の任に當ることを得ば、病人の幸福之に加くものなかるべし。加之家族中には何時傷病者あるやも計り難きものな

れば、一家の主婦たる女子は必ず看護人としての資格を備へ置かんことを心掛くべし。

第三章 看護人の心得

第一節 フロレンス・ナイチンゲール女史の訓戒

“Notes on Nursing” by Florence Nightingale 中より抜萃

- (1) 病人の有様はそれ／＼其の趣を異にす、故に書籍上にて一々其の看護法を述ぶる能はず。
- (2) 如何なることありとも就眠中の患者を醒覺せしむべからず、就中眠り初めたる時に醒ます時は容易に眠りに就かざれども睡眠二三時間後に於て醒覺する時は再び眠りに就き易し。
- (3) 病人は晝間眠りたる丈、夜中も亦よく眠り得、病氣の種類によりて然らざることあり。
- (4) 病室に於ける耳語、談笑、喫烟等は嚴禁すべし。

- (5) 病室内に於て殊更に低聲にし容を沈靜にすべからず、平生の如く自由の舉動をなすべし。
- (6) 入用のものは一時に室内に運ぶべし、屢々出入すべからず。
- (7) 窓戸の開閉に音を發せず、窓掛、遮光等に注意し、室の隅々まで能く見送り置くべし。
- (8) 患者の臥したるまゝ見ることを得る所に坐すべし。又談話中動作をしとやかにし、決して手眞似などすべからず。
- (9) 突然患者に物言ふべからず。又患者の好んで聞かんとする如きことを待たしむる勿れ。
- (10) 患者の體を動かさんとするとき、話しかけ、或は物を渡すべからず。
- (11) 患者眠に就かんとて床に入りたる後病室内に於て爲す業は何事にも患者不眠の誘因となるものなれば注意すべし。
- (12) 必要なきに病床に觸るゝことを避くべし。
- (13) 何事も單簡にして確實なるべし、不確實の言は患者を損ふものなり。

- (14) 病室に出入するときは早きを貴ぶ突然になすことも急ぐことも宜しからず。
- (15) 患者衰弱して讀むこと能はざる際にのみ患者の感情を動かさずして而も慰となるものを選び極めて靜かに讀過すべし。
- (16) 病室内の裝飾に變化を與ふべし、插花、窓前の景色、卓上の器具、壁間の畫幅、日々の食事等皆變化を與ふべし。(患者の種類によりては變化なきをよしとすることあり)。
- (17) 適度の採光は缺くべからざるものなり(患者の種類により然らざることあり)。
- (18) 快方に赴きたる後には日々時を定めて隨意に少しづつ仕事をなさしむべし。意外に恢復を速にすることあり。
- (19) 空腹より來れる衰弱は常に不眠の原因となるものなり。
- (20) 間食を嚴禁し、食事の時間は嚴守すべし。
- (21) 食事の時は看護人の居らざるを喜ぶもの多し。勿論患者の自ら食事する能はざるものによりては助けざるべからずと雖も、飲食中は談話すべからず、殊に食物のことにつきて談ずるは嚴禁すべし。

(22) 食器は清潔なるを要す。

第二節 其の他心得べき事項

- (1) 看護人は醫師の命令を厳守すべし。
- (2) 看護人は自己の健康に注意すべし、病室内に於ては決して飲食すべからず。
- (3) 看護人は身體・衣服を清潔にすべし。
- (4) 患者をして家事俗用を忘れしめんが爲只管嗜好の遊戯談話等の相手となるべし。
- (5) 患者が病氣につきて妄想を有するときは、機會を見て徐々に諭すべし、然れども決して怒らしむべからず。
- (6) 慢性痼疾の患者は自己の病氣は不治にあらずと思ふものあり、此の際其の信仰を妨げざるを要す、又病氣を輕んずる患者にありても豫後の不良を告ぐべからず。
- (7) 患者の多くは自己の病を重病と想像するものなり、此等の患者に向ひて普通の病なりなどいふべからず、何となれば患者は自己の病氣を大切に取扱はざ

るべしと邪推するものなればなり。

- (8) 同病者の不結果なりし經驗を話すべからず。
- (9) 患者の思ふことを其の顔色舉作によりて悟るやう努むべし。
- (10) 患者は光色・音・美醜喜ばしきこと、悲しきこと、凡て何事も感じ易きものなり、種々の感を生ぜしめぬ様生意すべし。

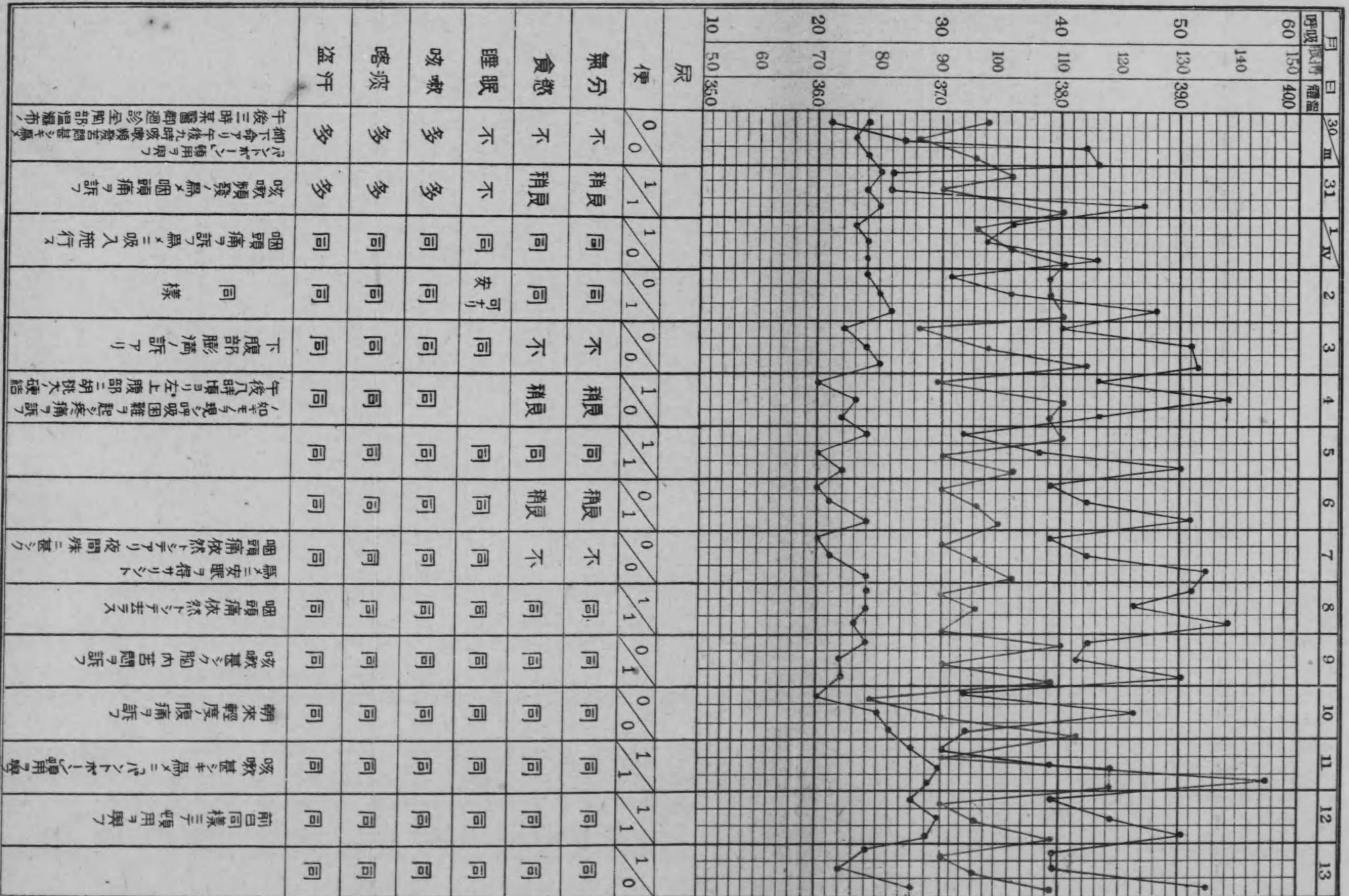
第四章 醫師の招聘

第一節 醫師の選定

古語に「孝子は醫を知らざるべからず」とあり、良醫とは徳望あり、學識あり、經驗あり、技術に長じたる人をいふ。又診察に際しては問診・視診・觸診・打診・聽診は勿論必要によりては化學上及び顯微鏡上又は「レントゲン」放射線による試験をなすの人ならざるべからず。

醫師には夫々専門あれば、病症に應じて、内科・外科・産科・婦人科・眼科・小兒科・耳鼻咽喉科・皮膚科等適當の専門家を選ぶべし。

殊に是等につきて注意するを要す。診察終らば醫師に手洗湯石鹼手拭等を供するは普通なれども、寧ろ消毒薬に浸したる「ガーゼ」を進むるを望む、是は醫師に喜ばるゝのみならず、看護人にとりても簡單にして且病氣の傳染を防ぐを以て



前者に優れり、而して茶菓は一切進めざるを宜しとすれども、もしこれを進むる場合には必ず別室に於てすべし。
醫師への謝禮車夫への心附等は規定に従ふべしと雖も、其の地方の習慣あるものは是を參酌して寧ろ厚きに従ふべし。

第二編 各論

第一章 病室

第一節 選定

- 一、位置 病室の位置は左の條件を具ふるを要す。
- (1) 空氣の流通宜しき所。
 - (2) 快く暖く、快く涼しき所(夏は日蔭の側、冬は日向の側)。
 - (3) 明るき所、濕氣を帯びざる所。

(4) 閑静なる所(離座敷奥座敷等)。

二、大さ、病室は大に過ぎず、小に失せず、醫師看護人の治療及び看護に便なれば足れり。即ち六疊乃至八疊の間を可とす。

第二節 病床

- (1) 病床は清潔にして寢心地宜しきを要す。
- (2) 病床の位置は、頭部は壁より二三尺離れ、足部及び兩端は壁に遠ざかり、且賊風を防ぐの位置を取るを要す。
- (3) 床は必ず藁蒲團を用ふべし、然らざれば身體の痛みを來すことあり、藁蒲團の上には更に柔き綿蒲團を重ね、褥を整頓して平坦ならしめ、決して凹凸不等あらしむべからず、而して上被には輕き綿蒲團、羽根蒲團又は毛布を用ひ、上下とも清潔なる白布を覆ひおくべし。
- (4) 枕は麻布又は綿布にて作り中に茶滓、蕎麥殻、小豆等保温性なきものを入るべし、其の他要すれば氷枕、空氣枕を用ふべし。寢具を整頓して安らかに臥せしめ、時に枕の位置を變じ或は敷布の襞を延す

が如きは患者を慰むること大なり。又白布枕覆は時々洗濯して清潔にし、寢具等は晴天には必ず數時間日光に曝すべし。

第三節 換氣

- (1) 凡そ換氣の目的は醗積せる溫熱を放散し消費したる酸素を補充し、以て室内の空氣を清潔にし、塵埃及び病原菌等を除去するにあり。
- (2) 換氣の加減を自由になすには病室に欄間及び窓を設くべし。
- (3) 欄間と欄間、窓と窓と互に向ひて開かれたる時は換氣は頗る完全に營まれ得べく、而して夏は日々數回成るべく長く欄間及び窓を開き、冬は時々欄間を開きて二三分空氣を流通せしむべし、此の間決して直接風を患者に當らしむべからず、風を防ぐ爲には屏風を用ふるもよく、場合によりては布片を患者の顔面に被ひ、床中に湯婆を入れ十分溫保すべし。
- (4) 換氣は朝覺醒後一回、及び掃除時、雨便排泄後、床換後、綳帶交換後、食後等すべて空氣を汚したる時に於てすべし。而して夜は窓を閉ぢて朝に至るものなれば朝は長く窓を開くを要す。

患者は臥床せる時、窓を開くも風邪に罹らざれども、起座する時に開けば風邪に罹ることあり、注意すべし。

第四節 採光

- (1) 光線は患者に快感と元氣とを與へ治療を助くる最も大切なるものの一なり。
- (2) 日光は強大なる殺菌力を有す、故に多くの細菌は日光に晒せば繁殖力減ずるか又は死滅す、彼の結核菌の如きも三十分間日光に晒せば死滅すといふ。
- (3) 日光は朝及び正午までのものを宜しとす、故に病室は南向最も可なり、但し窓より入る光強きに過ぐるときは窓掛を閉づべし、是等の點より夏は北向の室を可とす。
- (4) 燈火中最も可良なるは明るくして熱を放つこと少く、且つ瓦斯、油煙等の少きものとす。故に是等の點に於て電燈を最も可とす、但し就眠中は之に被覆を用ふべし、瓦斯燈、洋燈は衛生上宜しからず、止むを得ず洋燈を用ふる場合は強ひて光力を弱むべからず、然らざれば不完全燃焼の爲に有毒瓦斯の害を受くべし。

- (5) 眼病、狂犬病、破傷風、子癇、麻疹等の患者は日光及び燈火を厭忌するものなるが故に暗き室に起居せしむるか、或は綠色又は暗色の遮窓布を用ふべし。

第五節 溫度

- (1) 病室は一定の溫度を保たしめ、夏は平等に涼しく、冬は平等に暖かなるを要す。
- (2) 普通健康人に最も快き室内溫度は攝氏十六度乃至十七度、華氏六十三度乃至六十四度にして、二十度以上は暖に過ぎ、十度以下は冷に過ぐ。
- (3) 常に床上にある患者には室温攝氏十五度乃至十六度なるを良しとす。
- (4) 時々起床する患者は室温攝氏十七度乃至十八度とすべし。
- (5) 貧血者、虛弱者によき室温は攝氏十九度乃至二十一度、華氏六十六度乃至七十度なり。貧血患者は寒冷を感ずる事強きものなり。
- (6) 高熱の病者には室温攝氏十五度なるをよろしとす。
- (7) 一日中にて午前三時乃至五時は體溫下降するものなれば、此の時期には室温を増すか被物又は湯婆を加ふべし、午後三時乃至八時は體溫最も高まるが故に又従つて之が加減をなすべし、但し其の差は僅少なり。

第六節 暖室法

(1) 火鉢 我が國普通一般の家庭に於て暖室の爲に最も多く用ひらるゝは火鉢なり、火鉢には十分起きたる炭火を用ふべし、然らざれば有毒瓦斯の害を受くべし。

(2) 煖爐 磚製の煖爐は急に冷却せざるを以て衛生上宜し、鐵製は忽ち熱し忽ち冷めて室温の急變を來すが故に燃料を少量宛度々加ふべし、最も便利なるは瓦斯ストーブなれども煙突の設けなきものは燃料の爲に室空を汚穢ならしめ且臭氣を生ず。

(3) 中心暖室法 一處に竈を設け、土管を以て温氣を室内に送るの装置を中心暖室法といふ、此の法は室温の急變を來さず、且室空汚穢の憂もなくして衛生上、理想的のものなるが故に、病院等にては多く此の法を用ふ。されど設備に費用を要するが故に我が國中流以下の家庭に於ては一般に用ひ難し。室温を計るには寒暖計を用ふ、爐の傍、日の照す所を避け、普通人の立ちたる時の頭の高さにかけて置くべし。寒暖計には攝氏、列氏、華氏の三種あり、攝氏は氷

點零度沸騰點百度なり、列氏は氷點零度、沸騰點八十度なり、故に其の度に五を乗じ四にて除すれば攝氏の度を得べし。又華氏は氷點三十二度沸騰點二百十二



度なり、故に其の度より三十二度を減じ五を乗じ九にて除すれば攝氏の度を得べし。

温室法を行ふ際は火鉢、煖爐の上に鐵瓶又は金盞の類に水を盛りたるものをおきて水蒸氣を發散せしめ、室空の乾燥を防ぐべし、但し濕りたる布片等を煖爐上にて乾かすは堅く禁ずべし。

第七節 冷室法

夏は窓を開きて冷かなる空氣を室に入るべし、又庭前に撒水し、軒下に濕布を懸け、或は水盤に冷水又は氷塊を盛るもよろしとす。其の他電氣團扇等の装置も可なり。

第八節 清潔法

- (1) 病室の掃除は特に肝要なり、朝夕の二回は必ず之を行ふべし。
- (2) 病室を掃除するには輕症の患者は他室に移して之を行ふべく、重病患者にして動かすこと能はざるものにおいては患者の面部を布片にて覆ひ屏風を引き廻らして外氣の直接に觸るゝを防ぎて行ふべし。
- (3) 掃除を行ふ際塵埃を散ぜざらしむるために豫め茶滓又は細かく切りたる新聞紙に少しの濕りを與へて之を室内に撒布しおき塵埃を是等のものに吸はしめて掃き取り、後濕布拭を行ふべし、又窓障子等は塵拂の使用を避け、濕布拭をなし、若し必要あれば濕布に消毒薬を浸して拭ふべし。
- (4) 唾壺は毎日一回掃除して約四分の一の水を入れおき、必要あれば消毒薬を加ふべし。便器は用ひたる度毎に洗滌し、必要あれば消毒し、排泄物の保存を要するときは便器の蓋を密にし、室外に置くべし。

第九節 設備

室内には唾壺一個、水香コップ一個、藥瓶、藥匙又は吸飲、其の他服藥上の必要品

検温器、室内寒暖計、消毒薬入洗面器、氷囊、水枕、湯婆等を備へ置くべし。

飲食用器、藥瓶等は塵埃を防ぐ爲に白布を以て覆ふか又は箱の中に納めおくべし、すべて室内は常に清潔と整頓とを旨とすべし。

第十節 裝飾

病室は患者の趣味に従ひて適當の裝飾を行ふべし、然れども其の裝飾品は多からざるを宜しとす。(生花、植木鉢の如きは夜間は室外に出すべし)而して時々是等を變更して患者に變化の感を與ふるは其の慰安となること少からずと雖も、些少にても刺戟を與ふることを忌む患者にありては、室内には全く裝飾を缺くを要す。

第二章 就褥患者の取扱

第一節 身體の清潔

患者の身體の清潔は治療上最も必要なり。

輕症者にありては毎朝口を漱ぎたる後、熱湯に浸して搾りたるタオルにて顔

及び手を拭はしめ、重症者にありては看護人之を扶けて行はしめ、次で頭髪を梳るべし、斯くせば患者の心身自ら爽快となるものなり。又入浴せしむることを得る患者は日中風なく暖なる時を選びて入浴せしめ、入浴せしむること能はざる患者はタオルを熱湯に浸したるものにて身體を清拭すべし。

患者失禁したる時は汚物を拭ひ去り更に熱湯に浸したる布にて汚れたる部分を拭ひたる後温めたる衣服に著換へしめ敷布等をも取換ふべし。

傳染病者癒えたる時は爪を剪り、熱き〇・一%昇汞水にて搾りたる布にて全身を拭ひたる後、沐浴せしめ、清潔なる衣服に着換へしむべし。

第二節 身體の臥位及び位置の轉換

患者は臥褥上に頭を適宜に高くし平臥せしむるを良しとすれども、患者の意に任せて横臥せしむるもよし。然れども咳嗽等の爲半臥の位置を便とするものは圖の如く椅子を逆立て、其の上に蒲團を敷くべし。

(1) 患者の臥位を變ぜしむるには、患者をして兩手指を組み、看護人の頸にさがり附かしめ、先づ上半身部の敷布の皺を伸し臥位を側方に取らしめ、次に看護

人は患者の腰部を抱へ上げて下半身部の敷布を伸し同時に上半身に準じた

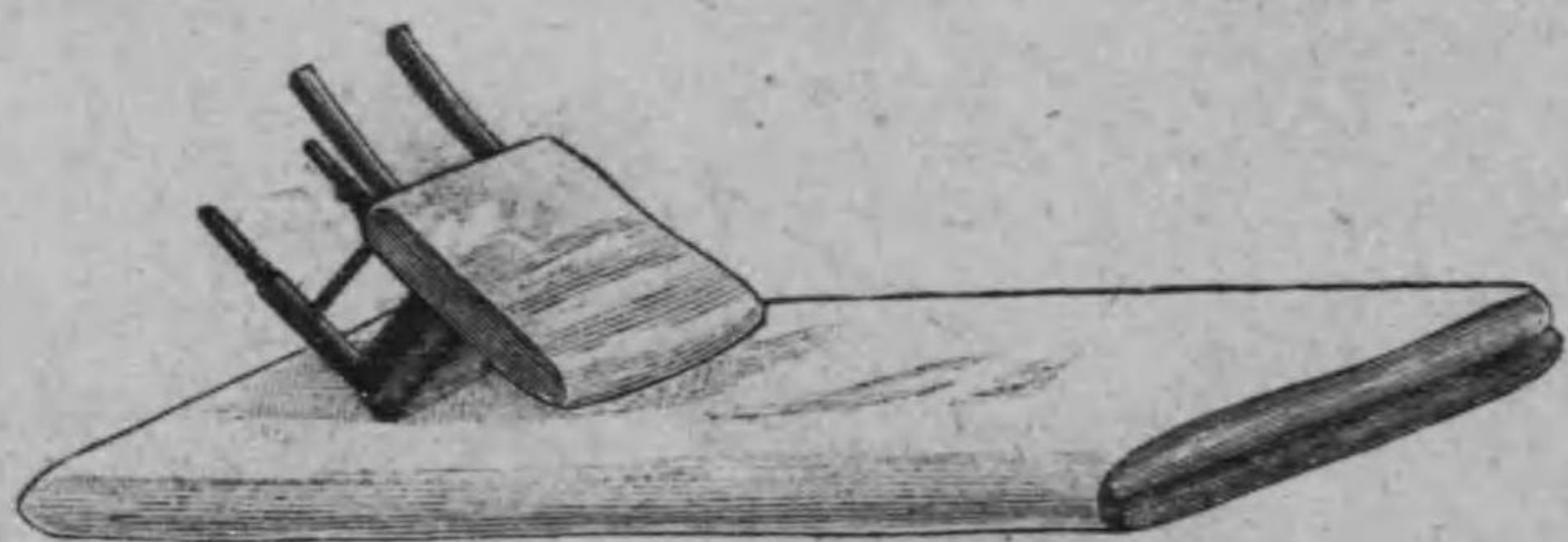
る臥位を取らしむべし。

(2) 兩手に力を入れること能はざる患者にあつては、二人の看護人、患者の向はんと欲する側に立ち、一人は背部を一人は腰部を抱へ上げて敷布の皺を伸ばし後欲する位置に臥位を取らしむべし。

(3) 身體に觸れて疼痛を覺ゆる患者にありては、患者自ら適當に轉換せしめ、看護人は只其の輔佐をなすべし。

第三節 敷布及び病床の交換

(1) 重症者の敷布交換法は、舊布を一側より巻きて中央に至り、新布を取りて縦に半巻とし軸頭を舊布の軸頭の下に重ね、新布の一端を蒲團の下に固定して襞を伸ばし、患者の身體を擡げて手早く舊布を抜き去り、新布を展べて患者の身體の下に敷くべし。



半臥位の位置の圖



(一の其) 敷布交換の圖



(二の其) 同

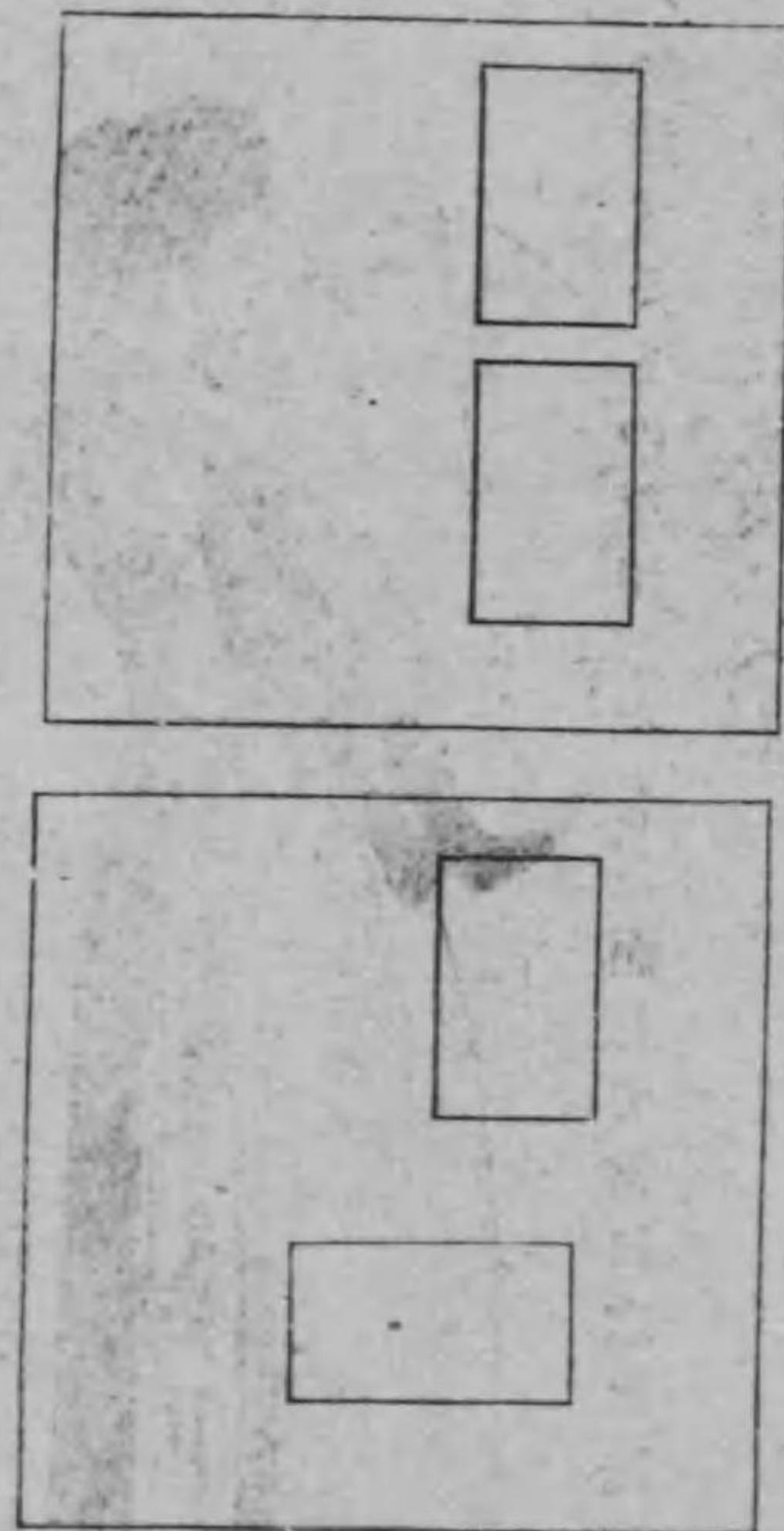
(2) 重病者の病床を變換するには、新に移さんとする病床の頭部を舊き病床の足方に一直線列又は角列に置き、患者の右側又は疼痛なき側方に立ち屈膝して體を下げ、患者の寢衣を引き下げ、被衾を去り右臂を深く患者の大腿の下に入れ左臂を肩胛の下に通し、次で患者をして兩臂を以て看護人の頸に抱きつき同時に足を緩かに放ち置かしめ、看護人は屈したる膝を伸し圖の如く體を起して反り身となり、患者を自己の胸上に載せ、靜かに新床に卸し徐々に手を引き去るべし、若し寢臺を用ひざるか又は患者、頸に抱きつくこと能はざるとき

は二人の看護人同側に立ち、一人は背部を一人は腰部を抱き上げて新床に移すべし。

第四節 衣服の注意

及び交換

(1) 衣服の地質は衛生上に



臥位變更の圖



患者運搬の圖

適するものたることを要す。即ち保温性を有し引濕性少く皮膚を刺戟せず軽く軟くして洗濯又は消毒

に適するものを選ばべし。而して常に之を洗濯し垢じみたるもの濕ひたるものは速に取換ふべし。

(2) 就褥患者の衣服は寛裕なる襦袢及び上着各一枚にて足れり、襦袢は白木綿、上着は夏は粗地の木綿單衣、秋、春はネルの單衣か輕き袷、冬は其の上に眞綿入一枚を重ねるをよしとす、シャツ、股引其の他重ね着は窮屈にして病人の衣服としては頗る不適當なり。

(3) 重病患者の衣服を取換ふるには其の身體を激動せしめざる爲に先づ新衣を縦に半卷となしおき、舊衣を一侧丈脱せしめて直に新衣を着用せしめ、舊衣を半卷として其の軸頭を新衣の軸頭に接し、患者をして寝返りせしむると同時

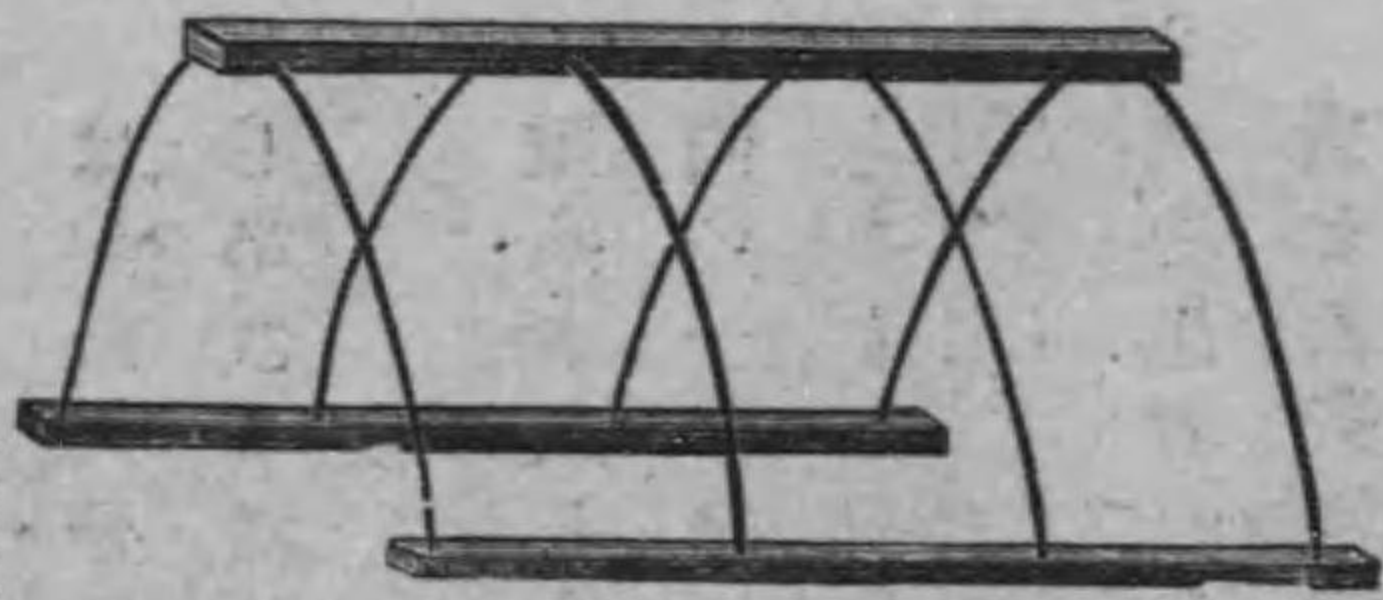
に二軸頭を手早く身下を通過せしめ、他の一方をも脱せしめて、手早く新衣を引き延ばして着用せしむべし、冷え又は濕ひたる衣服を着せしむべからず、必要あれば爐又は湯婆等にて温めおくべし。四肢に傷ある者の脱衣は健側を先にし、著衣は患側を先にすべし。

第五節 安保护装置

患者局部に創傷を有するか或は數個の水囊を要する場合に其の部を安保护装置を有する爲には、圖の如く脚を有する臺の如きもの又は離被架を用ふ。離被架は三本の木桿を半環狀に彎めたる針金にて連結したるものなり。

第六節 温保护装置

温保には被衾を増すよりも、室温を高むるか又は湯婆を多く用ふるを宜しとす、ビール瓶は湯婆の代用として妙なり、すべて是等に



離被架の圖



脚臺の圖

は熱湯八分目入れ木栓には紙又は布を巻き外部は布にて包み患者に火傷せしめざる様注意すべし。

第七節 褥瘡

(1) 重病者久しく臥床するときは其の衰弱と其の動作の不自由なるにより、身體の一部殊に薦骨部、尾骶骨部、肩胛部、踵、跨部等は壓せられて褥瘡を發することあり、熱病及び神經系病の患者瘡せたるもの、及び濕ひたる病床にあるものに多し。

(2) 就褥瘡患者の介輔は病症の異なるに隨ひ種々の方法あれども、主なる注意は褥瘡を未發に防ぐと退屈を慰むるにあり。

(3) 褥瘡を未發に防ぐことは褥瘡を治療するよりも遙に容易なり、而して患者をして褥瘡を發せしむるは看護人の最も恥づべきことの一なり。

褥瘡を防ぐ法は度々衣服、寝具の皺襞を伸し、數々臥位を轉換し、兩便失禁する時は速に適宜の始末をなすことにあり。

(4) 褥瘡の初期は紅色の斑點を生じ、壓すれば失色するも、壓を去れば紅色となり、

患者は焼くが如き感及び疼痛を訴ふるものなり。

(5) 斯かる箇所を見出したる時は冷水或は冷水に少量の醋酒精若しくは橙汁を和したるものにて清拭すべし、又一層有効なるは Dakin's solution を附けたる濕



(製 紗) 環 狀 紗



(製 綿) 環 狀 紗

布を貼し、一日三回位取り換ふるなり。而して臥位を一層數々變

換し其の部に環狀紗を當つべし、環狀紗は環狀の空囊なり。又綿を綿帯にて巻きて製したる褥を用ふるをよしとす。何れも餘り固からざるをよしとするが故に、空氣又は水を餘り多く充たすべ

からず、これ身體搖ぎて安かならざればなり。
(6) 皮膚既に破れたらば直に酢水清拭を止め、硼酸軟膏をリントに厚く伸べ或は Dakin's solution 濕布を患部に貼すべし。

第三章 患者の飲食物

第一節 一般上の注意

患者の食物は其の種類分量回数時刻等凡て醫師の指圖に従ふべしといへども、其の主なる注意を擧ぐれば、

- (1) 患者は一般に消化機能の衰へたるものなるが故に、量少くして栄養分に富み消化し易きものを選ぶべし。
- (2) 長く病床にある患者及び熱ある患者には決して多量の食物を與ふべからず、濃厚にして極めて有効なるものを與ふべし。
- (3) 食物は病室内に置くべからず、又患者の残したるものも直に取片附くべし。
- (4) 食物は出來得る丈患者の嗜好に適せしむべし、好まざる食物は如何に養價多しとも有効ならず。
- (5) 食事の前後には口を嗽がしむべし、含嗽し得ざる患者は湯に浸したる布を看護人の指に巻き口内を清拭すべし、之は口内の清快と食物の香味とを感じ、且

衛生上必要なることなり。

- (6) 食物は出來得る丈變化あらしむべし、同一のものは食慾を減ず。
- (7) 軟蔬菜新しき果物は適當に配合すべし、殊に新しき菜類を與ふるをよしとす。

第二節 飲食物の種類

陸軍にては患者の主食を並食粥食粥汁に分ち、各食に全食七分食五分食の別、副食に並菜軟菜流動菜の別あり、海軍にては一號食より四號食に別ち、一號食は平食にして、平食の量稍少きものを二號食とし、半流動食を三號食、流動食を四號食とす。又普通の病院にては大抵之を常食易消化性食物流動食物の三種とす。常食とは甚しき不消化物を除きたる普通のものをいひ、主として外傷患者に用ふ、易消化性食物とは粥半熟卵刺身細切したる脂肪少き牛鳥肉、脂肪少き魚肉、食パン、オートミール、道明寺、楠豆腐等にして、軽度の胃腸病其の他中等程度の一一般患者に用ふるものなり、流動食物とは牛乳粥汁葛湯水飴羹汁肉茶肉血等にして、甚しく衰弱せる患者又は重病患者に用ふ。

飲料には冷水水道より汲み立ての水又は熱湯を冷したるもの、氷片平野水果

汁水(レモン水・枸橼酸水・酒石酸水・鹽酸水等)を用ふべし。是等は渴を止め身心を爽快ならしむ殊に果汁水は利尿の効あり。

葡萄酒は心臓力を保全するに必要な飲料にして、殊に熱性病患者に多く用ひらる。

酒・茶・珈琲・麥湯等は病氣の種類によりて利尿及び心氣を爽快ならしむるの効あれども、量を過せば有害なるものなれば醫師の指圖を受くべし。

第三節 食事の回数及び時刻

食事の回数は普通三回なれども、病症によりては其の中間に牛乳の如きを進むることあり、時刻は一定して進むるを可とすれども、安眠中若しくは甚しく食思なき時は多少變更することあるべし、而して間食は嚴禁すべし。

第四節 飲食物の與へ方及び食器

患者起きて自ら食事をなし得る場合は、背の下に枕を入れて之を支ふるか、或は椅子を倒にし、もたれを前方に向け座蒲團を患者の背に當て支ふべし、起くる事能はざる患者は看護人は之を助けて飲食せしむべし、食物は熱きに過ぎざる

様にし前に與へたる食物を未だ嚥下せざるに後のものを與ふるか、又餘り間隔を作らざるやう心すべく、流動食物を與ふるに仰臥の位置にて頭部を低く垂るゝ時は、飲む事能はざるのみならず窒息することある故に頭部を擡起して後與ふべし。すべて流動食物を與ふるには圖に示すが如き曲げたる硝子管、長嘴又は哺乳器等を用ふるを宜しとす。

第五節 調理法

同一の食物を屢用ふるときは、健康者にては忽ち飽くものなるに、患者にありては此の感殊に甚しきが故に、看護人は宜しく調理の方法にも習熟すべし。調理によりて味に變化を與へ且栄養の効を増さしむるは實に豫想以上のものなり。今普通の調理法を擧ぐれば左の如し。

第一 粥汁

第一法 米一合に水九合の割合にて普通の飯と同



圖の管子硝(一) 圖の嘴長(二) 圖の器乳哺(三)

第二編 各論 第三章 患者の飲食物

様の火加減にて炊き、煮立ちたるときに鹽二匁を加へて掻き交ぜ、火力を弱めて一時間許り蒸煮になし上汁を用ふ。

第二法 米一升に水一升二合普通の飯の水加減を加へ普通の飯の如く炊き、煮立ちたる時に粥汁取器又は茶碗を飯の中央に入れおき其の中に溜りたる汁に鹽適量を加へて用ふ。

第二 粥

米一合水五合以上の割となし鹽一匁五分を加へて粥汁に準じて炊き蒸煮の時間を三十分間とすべし、餘り長く煮るは宜しからず、二度炊のものは不味なり、又杓子にて度々掻き交ぜるは宜しからず、而して水加減は患者の状態によりて異なるものなれば、宜しく醫師の指圖に従ふべし。

第三 半熟卵

第一法 鍋の水の中に卵を入れ火にかけて、水の沸騰するや否や卵を取出すべし。

第二法 鍋の湯の沸騰するを待ちて卵を入れ密蓋をなして鍋を火より卸し、小なるは三四分間大なるは五六分間其儘になし置くべし、但し湯の冷えざる様

成るべく鍋を火の傍に置くを要す、斯くすれば卵白卵黄共に具合よき半熟となるものなり。かくて之を卵立器に載せ別皿に燒鹽を入れ、茶匙を添へて供すべし。

第四 葛湯

葛粉又は片栗粉一匁五分に極少量の水を入れて溶き、之に大凡半量の砂糖と八分の一量の鹽とを加へて後大凡五勺の熱湯を注ぎ十分能く攪拌するときは透明の粘稠液となる。

第五 白蓮根湯

白蓮根一節を卸金にて卸し、搾りて、葛湯に準じて砂糖及び鹽を加へ、熱湯を注ぎ、葛湯の如くにして供するものとす。白蓮根湯は昔より感冒及び肺病の妙薬と稱せられ、搾りたる儘の汁は咯血止として賞用す。

第六 オートミール

オートミール五勺を十分水洗したる後鍋に入れ熱湯三合食鹽一匁を加へてよく交ぜ、他の鍋の中にて時々掻き交ぜながら三十分間湯煎になすべし、好みに

應じて温かき牛乳及び砂糖をかけて供するもよしとす。

第七 羹 汁

第一法 水一合を煮立て之に赤身削鯉節二匁を加へ、直に火より卸し上に浮きたる泡を去り一二分の後静かに上澄汁を他器に移し取りて之に鹽と少量の酒とを加へて味附をなすべし、又汁には好みの實を加へて供するも可なり。

第二法 牛の下腿肉尾等の下等肉及び牛骨鶏骨等合せて百匁に五合の水を入れ、少量の鹽を加へ初め和火にて煮るべし、煮立つ前に上に浮きたる泡を去るべし、三四時間煮たる後肉及び骨を除きて其の汁を冷し更に上に浮きたる脂肪を漉したる後温めて、鹽加減して用ふるものとす。玉葱、薑、胡蘿蔔等を加へて煮れば一層美味なり。

羹汁は患者の食慾を増進せしめんが爲に用ふるものにして滋養の目的にあらざるが故に、其の原料の分量は以上の標準を増減するも良しとす、羹汁には好みによりて焼麩馬鈴薯茹でたるを碎きて用ふ、青豆(實)の若さを茹で碎きて用ふ、赤茄子(熱湯)を注ぎ皮を去り、裏漉にかけて用ふ、卵豆腐等を加ふれば何

れも滋養の効あり。

第八 卵豆腐澄汁

鶏卵一個をよく解き之に煮出汁〇五五合、醬油煮切味淋鹽各少量を加へ、茶碗に入れて六七分間湯煎になし、固まりたる時に椀に移し味附したる羹汁を注ぎ、柚子皮等を添へて供するものなり。

第九 茶碗蒸

鶏卵一個をよく解き之に煮出汁一合、醬油〇〇五合、煮切味淋〇〇五合と鹽少量とを加へ水浸して搾りたる焼麩燥てたる百合、蕪薄切したる葱、細かく切りてたゞきたる鶏肉又は牛肉、其の他消化し易き野菜類を入れて之に前の汁を注ぎ、十五分間蒸籠に入れて蒸すべし。蒸し過ぎる時は不消化となるものなり。

第十 魚の摘入

白身の魚五十匁を摺り潰し之に少量の煮出汁と他の調味品とを加へ、卵白を魚の量の四分の一ほど入れてつなぎとなし、熱湯中に少量宛を適宜の形になして落とし、浮き上りたる時汁に味を附けて供するものとす。

第十一 摺り薯蕷

薯蕷の皮を削ぎ卸金にて卸し摺鉢にて摺りて之に醬油又は三杯酢をかけて供するか、又は煮出汁味淋醬油鹽等を加へてよく摺り、とろろとなして供すべし。

第十二 潰し馬鈴薯

馬鈴薯を皮の儘水より燻て、皮を去り之を摺り潰し、煮出汁鹽等を加へて火にかけて煉り上げ、温き内に供すべし、牛乳等を加ふれば一層美味にして滋養も大なり。

第十三 潰し豆

青豌豆又は白菜豆等をよく燻て、潰し裏漉にかけて皮を去り、馬鈴薯に準じて煮上げるものとす。

第十四 潰し菠薐草

菠薐草を燻て、庖刀の背にてたゞき之に鹽胡椒にて味附けをなすべし。

第十五 牛肉の血

牛の腿又は肩の肉脂肪なき赤身の部なれば何所にもよしを血搾器の大き

に準じて之に適する目方丈に庖刀し、血搾器を湯に入れて温めおき、肉は強火にて兩面をざつと焼き布片に包み、直に血搾器にかけ兩三回肉を向け直して搾るべし。かくて血は脱脂綿花にて濾過し橙皮一片を加へて器のまゝ湯中に入れて微温となして用ふるものとす、此の法を行へば生肉の臭氣全く消え香味あるが故に、患者は喜びて用ふるのみならず、大なる滋養分を含むが故に如何なる重病者も之を用ふれば効多し、肉百匁より凡そ百三十瓦の肉血を得べし。

第十六 牛肉茶

牛の腿又は肩の肉脂肪なき赤身の部ならば何所にもよし(の脂肪を盡く去り、細かく切りて廣口瓶に入れ、肉の浸さるゝ迄水を入れ之に少量の鹽を加へ堅く蓋をなし、其の儘一時間放置したる後、鍋に湯を入れたる中に此の瓶を入れ湯煎になし、肉白く汁赤褐色となるを度として火より卸し濾して用ふべし。

第十七 冷し豆腐

絹濾の豆腐を冷水に浸し置き之を皿に取りて氷片を載せ、卸し柚子に錠節醬油を添へて用ふるものにて、夏季は最も嗜好に適す。

第十八 刺身

鯛、平目はまち等の如き脂肪少き魚肉の刺身に大根卸其の他適當の襷を添へて用ふ。

第十九 ゼリー

長く流動食を與ふるときは患者は之に飽くもの故に、之等を固めて然も消化に差違なからしむるにはゼリーとなすをよしとす其の法ゼラチンを水浸し軟くなりたる時に茶碗に入れて湯煎になし、溶けたる時に之に左の原料を混じ型に入れて冷し、固まりたる時に型を温湯に浸して温め、他器に移すべし。

ゼラチンの量は汁四合に對して夏は十二枚冬は八枚春秋は十枚の割とす、ゼラチンの代りに寒天を用ふることあれども、之は消化良しからず。

一、ビーフテキーゼリー 第九に示すが如く牛肉茶を作り溶かしたるゼラチンを混じて例の如く冷すべし。

二、カスタードゼリー 牛乳一合、コンフラワー一匁砂糖四匁を入れて火に掛け、煮立ちたる時に鍋を卸し、卵黄二個を加へて掻き交ぜ再び火にかけて卵黄の

臭氣の消えたる時に火より卸し、溶かしたるゼラチンを加へて其儘暫時冷し、

おき、之に卵白二個を泡立て、加へレモン數滴を混じて例の如く冷すべし。

三、右の外羹汁、肉血、果汁等を用ひてゼリーを作ることを得べし。

第二十 冷菓

一、アイスクリーム 分量は牛乳一合、鶏卵黄二個、砂糖四匁、レモン油數滴の割とす。其の法は牛乳に砂糖を加へて攝氏六十度位の溫度に温め、之を十分よく解きたる卵黄に少し宛加へては攪拌し、再び火にかけて卵黄の臭氣の去るまで熱し、之を冷したる後レモンを加へアイスクリーム器に入れ、碎きたる氷片と鹽とを其の周圍に入れて初めは器械を徐々に廻轉し、次第に早く廻轉する時は十分以内にて出來上るものなり。而して牛乳の代りにクリームを用ふれば一層滋養に富めるものとなる。又白蓮根汁等を加ふるもよろしとす。

二、桃アイスクリーム 分量は牛乳一合、軟かき桃五十匁、砂糖八匁の割とす。其の法は桃を薄くきざみ砂糖を振りかけて暫時放置したる後裏濾にかけ、牛乳を混じて直に器械に移し第一法に準じて製すべし。果實は好みに從ひて何

第二十一 温菓

を用ふるも同様の法に由るものとす。

一、ライスプディング 米五勺を飯に炊き、牛乳二合、牛酪五匁、砂糖五匁の割にて能く和して三十分間蒸焼にすべし。温き内に供するも冷して供するもよしとす。

二、ブレッドプディング 舊き麵麩四半斤、牛乳二合、鶏卵五個、牛酪五匁の割とす。

舊き麵麩を焼きて粉となして篩ひ之に牛乳と鶏卵とを加へて混ぜ、パイ皿に入れ、其の上に牛酪を載せて大凡三十分間蒸焼とすべし。蒸焼前に上にチーヌを卸して振れば一層美味と滋養とを増すものなり。

以上述ぶるものは唯其の數例を示したるものに過ぎず、左に飲食物の分析表を掲ぐると雖も、人之を攝食したるとき、直に其の分析表により體內に吸収同化せらるゝと思はゞ大なる誤なり、看護人は良く味、形色に變化を與へ、又食器をも成るべく變更して病人に珍らしき感を與へ、食慾を増進せしめ、榮養を増さしむべきことを念頭より去るべからず。

附飲食物分析表

穀物主成分分析表

種類	成分	水	含窒素物	脂	無窒素抽出物	木纖維	灰	調所
大麥		12.35	9.97	1.63	73.00	1.64	1.41	内務省
裸麥		11.95	9.91	1.43	72.80	2.222	1.68	陸軍召集醫官
小麥 (粉)		14.99	14.22	1.25	68.07	0.82	0.65	内務省
米		13.61	7.00	0.33	74.80		1.05	"
黍		13.60	10.37	3.60	69.72	0.91	1.81	"
粟		13.34	1.57	5.55	65.34	1.65	2.55	"
稗 (稗子)		13.23	8.97	0.98	72.98	3.01	0.83	"
燕麥		10.40	12.54	4.13	66.92	4.16	1.80	"
蜀黍		13.10	10.50	3.62	66.39	6.28	0.11	"
玉蜀黍		15.05	9.45	3.52	66.66	3.08	2.24	"
薏苡仁		12.74	13.65	5.38	64.94	3.17	0.12	"
蕎麥		12.90	13.13	2.72	68.66	1.16	1.43	"

第二編 各論 第三章 患者の飲食物

豆菽類分析表

種類	成分	水分	蛋白質	脂肪	無窒素物	纖維	灰分	原誌及調所
黒大豆		11.09	40.25	18.26	21.97	3.88	4.55	藥學雜誌
黄大豆		13.46	36.71	17.43	24.93	2.47	5.00	"
小豆 (北海道産)		17.00	22.97	0.38	51.67	4.44	3.54	衛生局
豆		14.93	23.69	0.59	51.03	7.3	2.49	藥學雜誌
蠶豆		15.76	28.88	1.29	49.74	1.22	3.11	"
隱元豆		17.51	20.30	1.07	53.19	4.46	3.47	"
豇豆		15.21	21.77	3.18	57.32	1.17	1.36	"
刀豆 (莢豆)		88.96	2.39	0.14	5.32	2.28	0.91	"
落花生 (剥皮品)		6.95	27.65	45.80	16.75	2.21	2.68	König

三九

飯及粥分析表

種類	成分	水分	固形分	蛋白質	無窒素 有機物	灰分	脂肪	調査所及調査人
米飯		65.000	1.06	2.650	30.710	0.53	0.03	横濱衛生試験所
麥飯		76.060	0.77	3.77	18.740	0.43	0.23	衛生試験所
粟飯		58.800	0.76	4.960	31.970	0.79	2.72	"
全粥: 白米一合(153gr.)ニ水1リールヲ加ヘ煮テ重量741gr.トナス		83.050	16.950	1.269	15.221	0.090	0.360	伊藤藥劑官
七分粥: 白米七勺(107gr.)ニ水1リールヲ加ヘ煮テ重量519瓦トナス		83.400	16.600	1.619	14.211	0.220	0.550	"
五分粥: 白米五勺(72瓦)ニ水半リールヲ加ヘ煮テ重量408瓦トナス		85.579	14.021	1.060	12.728	0.186	0.046	"
粥汁: 白米五勺(72瓦)ニ水1リールヲ加ヘ煮テ約三十分ニシテ飯粒ヲ取去リ546瓦トナス		97.001	2.999	0.161	2.788	0.050	—	"

肉類分析表

種類	成分	水分	蛋白質	脂肪	無窒素 有機物	灰分	調査所及原誌
牛肉		61.80	18.0	16.0	—	2	時事新報
犏牛肥肉 (外國産)		72.31	18.88	7.41	0.7	1.33	König
豚肉		51.30	14.00	82.10	—	2.60	鹽4.40 糖0.19
羊肉		57.31	14.50	23.80	—	—	
馬肉		73.62	24.49	0.72	—	1.17	König
兔肉		74.16	23.34	1.13	—	—	"
家兎肉		66.85	21.47	9.76	0.75	1.17	"
鹿肉		75.76	19.77	1.92	1.42	1.13	"
鱈		77.70	18.62	2.59	—	1.19	衛生試験所
鯖		72.50	21.10	4.88	—	1.52	
鯉		72.73	25.06	1.21	—	1.00	
鱈節		14.265	75.602	5.113	—	5.02	
鮭		76.996	17.71	4.512	—	1.421	
鮭		76.996	17.71	4.512	—	1.421	

根菜類分析表

種類	成分	水分	蛋白質	脂肪	無窒素 有機物	纖維	灰分	原誌及調査所
甘藷		66.28	1.35	0.19	澱粉 24.60 糖 4.17	2.48	0.39	藥學雜誌
馬鈴薯		76.80	1.49	0.10	19.22	1.36	1.03	衛生試験所
同(歐洲産)		74.98	2.08	0.15	21.01	0.69	1.09	König
里芋		85.20	1.40	0.08	11.70	0.63	0.99	衛生試験所
薯蕷		76.19	2.81	0.123	澱粉 14.8 糖 3.11	1.78	1.174	"
佛掌薯		80.32	2.85	0.11	14.71	0.75	1.26	"
大根		94.55	0.73	0.01	3.70	0.52	0.49	"
蕪菁		94.00	1.62	0.07	澱粉 2.82 糖 1.12	0.71	0.78	"
胡蘿蔔		89.12	1.25	0.35	7.41	1.10	0.77	"
午葵		70.53	1.36	0.07	25.23	2.18	0.63	藥學雜誌
百合		69.63	3.34	0.00	24.15	1.42	1.3	衛生試験所
菊蕒		91.76	1.03	0.08	6.47	0.30	0.36	König
蓮根		85.39	1.128	0.8	10.887	0.842	1.133	衛生試験所
慈姑		69.28	4.28	0.20	24.36	0.45	1.44	"

製造食品類分析表

種類	成分	水分	蛋白質	脂肪	無窒素 有機物	纖維	灰分	調査所及調査人
豆腐		88.79	6.55	2.95	1.05	0.02	0.64	衛生試験所
豆腐精		85.66	3.66	0.84	6.35	2.90	0.59	"
凍豆腐		11.85	62.44	6.00	16.81	0.52	2.38	海軍醫學學校
油揚		57.40	21.96	18.72	0.49	0.08	1.35	衛生試験所
湯菜		22.85	51.60	15.62	6.65	0.46	2.82	衛生試験所
生鉄		71.46	13.31	0.17	14.53	0.15	0.38	衛生試験所
麵		57.77	6.95	1.20	53.46	0.95	0.74	"
饅頭		17.70	11.90	0.55	63.87	0.44	5.54	衛生試験所
煮饅頭		68.32	4.86	0.10	25.93	0.26	0.53	"
煮饅頭		79.96	2.45	0.07	17.11	0.12	0.29	"
蕎麥切(製品)		6.22	12.97	—	21.07	0.28	0.45	農産物分析集
納豆		61.31	19.26	8.17	6.07	2.80	1.86	衛生試験所
澤庵漬		82.72	1.39	0.06	6.03	1.53	8.30	"
鹽漬梅		72.725	0.079	0.183	8.948	1.615	18.45	平野猪之助氏

肉類分析表

種類	成分					調査所・原誌
	水分	蛋白質	脂肪	無窒素物	灰分	
キス	79.99	18.09	0.60		1.32	
鯽	75.43	21.96	1.45		1.16	
アンコウ	85.86	13.07	0.12		0.95	
鱈	76.72	21.00	0.75		0.53	
ムツ	74.71	17.95	6.20		1.14	
サヨリ	56.85	39.18	1.60		2.37	
シラウサ	79.39	18.73	0.30		1.58	
クロダヒ	74.74	22.14	1.72		1.40	
カマス	78.65	17.99	2.11		1.25	
鱈	79.04	18.35	1.41		1.20	
鰈	73.59	24.82	0.50		1.09	
オゴゼ	80.14	18.42	0.20		1.24	
鯊脂	8.14	7.67	81.94		2.25	
帯魚	71.765	19.841	7.033		1.33	
コナ	78.885	19.657	0.336		1.122	
アナゴ	81.510	16.730	0.595		1.165	
河豚	79.775	18.741	0.259		1.225	
アカエイ	77.225	21.453	0.297		1.025	
トビウヲ(龍藏)	66.335	23.466	0.539		9.660	
コノソメ	72.490	8.836	2.686		15.987	
アサリ	84.07	13.20	0.77		1.96	
蜆	79.57	18.40	0.84		1.19	
アカガヒ	82.04	15.79	0.45		1.72	
バカガヒ	86.16	11.08	0.56		2.20	
田螺	75.77	19.10	0.55		4.59	
貝ノ柱	80.37	18.09	0.22		1.39	
鶏肉	76.56	20.98	根跡		2.46	農産物分析表
家鴨	70.82	22.65	3.11		1.09	König
鶩	38.02	15.91	45.59		0.48	"
七面鳥	—	24.70	8.5		1.20	"
鳩	75.10	22.14	1.00		1.00	"

第二編 各論 第三章 患者の飲食物

肉類分析表

種類	成分					調査所及原誌
	水分	蛋白質	脂肪	無窒素物	灰分	
鱈魚	72.60	21.968	4.267	—	1.165	衛生試験所
鯛	77.75	1.96	1.91	—	1.37	衛生試験所
鯉	78.86	18.94	0.83		1.37	衛生試験所
鯖	79.46	17.86	1.45		1.23	"
鱈	77.32	18.43	1.69		1.56	"
鱈	70.258	21.389	6.716		鹽 1.617	"
青魚(乾)	10.85	68.44	13.86		6.85	"
鯉魚	73.34	20.43	4.78		鹽 1.45	"
練鰯	77.66	20.64	1.25		0.45	"
鮎	78.90	17.66	1.89		1.55	"
鮭(生)	73.02	16.80	7.90	1.29	鹽 0.99	大日本水産會報告
鹽鮭	58.00	18.35	9.27	1.92	.. 12.46	農務局分析
鱈(生)	67.67	18.18	13.61	0.66	.. 0.88	大日本水産會報告
大口魚	81.50	16.93	0.26		1.31	König
鹽大口魚	77.70	18.60	0.15		3.55	衛生試験所
鱒	75.88	21.93	0.74		1.45	"
比魚目	79.25	19.16	0.47	—	1.12	"
鰈	69.24	18.69	11.53	—	1.14	"
烏賊	73.14	18.83	1.28	—	6.75	衛生試験所
鰻	21.08	69.53	3.22	—	6.17	"
章魚	74.375	16.43	7.575	—	1.62	"
乾章魚	18.83	73.14	1.28	—	6.75	"
牡蠣	89.89	8.45	0.89	—	0.77	"
鮑	73.00	24.56	0.44	—	1.98	"
蛤	84.12	13.19	0.81	—	1.88	"
雲丹	41.95	39.21	8.70	—	20.14	大日本私立衛生會雜誌
龍蝦	76.29	21.52	0.42	—	1.77	衛生試験所
青蝦	78.49	18.98	1.02	—	1.51	"
練鰯	77.68	16.28	3.26	—	2.79	"
正覺坊	80.236	18.099	0.526	—	1.138	"
竹筴魚	77.38	18.12	3.30	—	1.20	"
サワラ	77.78	19.28	1.66	—	1.35	"
ハセ	79.13	18.35	0.50	—	2.02	"

家庭看護法

瓜果類分析表

種別	水分	蛋白質	脂肪	糖分	無窒素物	纖維	灰分	調査所・人
甜瓜	92.44	1.15	0.48	2.50	1.60	1.24	0.59	衛生試験兼報
胡瓜	96.64	0.85	0.08	—	1.96	—	4.07	..
南瓜	90.24	0.65	0.13	—	6.03	2.15	0.75	..
冬瓜	97.42	0.26	0.02	—	1.72	0.35	0.23	..
西瓜	94.76	0.16	根跡	4.77	0.00	0.20	0.21	..
茄子	94.00	1.00	.06	—	3.11	1.41	0.42	..

海草類分析表

種別	水分	蛋白質	脂肪	糖分	無窒素物	纖維	灰分	調査所・所及原誌
昆布	26.80	7.79	—	—	33.58	9.33	22.50	衛生試験所
海苔	14.17	29.95	1.29	—	39.45	5.52	9.60	..
青海苔	13.53	16.07	1.73	—	43.23	10.58	14.82	Kunig
ヒシキ	15.74	11.37	0.49	—	54.84	—	17.56	藥學雜誌
アラメ	18.75	9.58	0.46	—	51.63	9.79	9.79	..
ワカメ	18.92	11.61	0.31	—	31.81	—	31.35	..
トコロテン	22.30	11.71	—	—	62.05	—	3.44	Kunig

菌類分析表

種別	水分	蛋白質	脂肪	無窒素物	纖維	揮發油	灰分	調査所・人
椎茸	14.59	11.85	16.9	67.51	—	—	4.37	衛生試験所
松茸	87.304	2.15	0.517	10.311	—	—	0.926	..
松露	72.01	8.775	0.56	16.585	—	—	2.08	藥學雜誌

香辛類分析表

種別	水分	蛋白質	脂肪	無窒素物	纖維	揮發油	灰分	調査人等
胡椒	13.56	11.12	7.11	96.07	6.08	0.94	1.61	Kunig
蕃椒	12.42	13.43	14.40	34.49	19.59	1.58	5.67	F. Shohmer.
芥子末	6.12	3.55	35.42	13.95	8.85	0.66	4.45	Kunig
生姜	12.08	7.12	3.44	65.49	4.36	2.70	4.81	..

味噌分析表

種別	水分	蛋白質	可溶性炭酸化合物	糖類	纖維	灰分	水溶性	農事月報
赤(大阪)	50.40	10.08	18.16	0.67	8.25	12.50	34.70	..
白	50.74	5.64	9.58	17.54	12.93	6.58	33.88	..

鳥卵類分析表

種類	水分	固形分	蛋白質	脂肪	灰分	調査所・人・原誌	
鶏卵(最小)	19.30	13.19	6.15	2.35	2.98	0.16	軍醫學會雜誌
..(最大)	53.65	39.92	13.73	6.93	6.08	0.45	..
平均	38.91	28.35	10.56	4.66	4.59	0.32	..
鶏卵白(最小)	85.20	12.92	9.23	—	0.40	..	
..(最大)	87.08	14.80	11.90	—	0.75	..	
平均	86.09	13.91	10.46	—	0.54	..	
鶏卵黃(最小)	48.90	46.60	13.02	29.60	0.90	..	
..(最大)	53.40	51.10	15.82	34.40	1.60	..	
平均	50.68	49.32	14.18	31.61	1.34	..	
家鴨卵(臺灣)	72.394	—	13.527	13.044	0.911	恩田氏	

葉菜類分析表

種別	水分	蛋白質	脂肪	無窒素物	木纖維	灰分	調査所・所・原誌
葱	91.00	1.05	0.20	4.80	2.00	0.50	農産物分析集
玉葱(外國産)	85.99	1.680	0.10	80.40	0.710	0.70	Kunig
韭	87.70	2.70	0.20	澱粉7.00	0.40	0.90	..
芹	93.60	2.01	0.13	3.22	—	1.04	衛生試験兼報
款冬	95.60	0.40	0.04	2.71	0.71	0.52	..
筍(孟宗)	90.21	3.28	0.13	4.47	0.90	1.01	衛生局雜誌
..(眞竹)	91.79	2.59	0.11	3.31	1.10	1.10	..
白菜	95.887	1.264	0.076	0.08	—	0.593	藥學雜誌
三河島菜	92.98	2.44	0.62	0.79	1.83	1.34	衛生試験兼報
水菜	95.28	2.12	0.16	0.21	1.16	1.07	..
蕪	91.18	2.83	0.13	1.41	2.27	1.18	..
蕪(乾物)	6.30	20.26	0.49	41.96	20.25	10.74	..
ハワレン草	93.91	2.30	0.27	1.65	0.57	1.30	..

醬油分析表 (大阪衛生試験所)

種別	遊離酸		無炭分	食鹽	磷酸	澱粉	固形分 百分中ノ食鹽	食鹽百分 ニ對スル 澱粉
	揮發性	不揮發性						
大阪 (17種)	0.066	0.406	21.584	20.977	0.383	1.024	59.398	4.976
兵庫 (5種)	0.017	0.185	21.348	20.595	0.284	0.973	63.842	4.718
愛媛 (29種)	0.113	1.155	21.802	19.313	0.509	1.013	52.724	5.215
和歌山(19種)	0.119	0.943	22.243	19.842	0.407	1.455	54.092	7.461
愛知 (7種)	0.259	1.272	18.607	15.546	0.645	1.478	38.537	9.64
一府四縣(77種)	0.109	0.880	21.543	19.734	0.454	1.177	53.935	6.160

酒類分析表

名稱	醸造地	成分	比重	酒精	エキス	糖分	糊精
白蜜	西宮	0.998	13.09	3.06	1.346	0.671	
富久姫	都賀濱村	0.991	14.09	3.232	0.447	0.806	
櫻正宗	魚崎	0.98	14.516	3.892	2.343	0.215	
正宗	"	0.993	13.26	3.61	1.06	0.56	
世界一	東京混合酒	0.996	11.70	3.01	1.33	0.13	
春駒	泉州堺	0.992	15.170	3.238	1.292	0.724	
櫻正宗	攝津御影	0.993	14.180	3.588	1.195	0.874	
老松	越後三島郡	0.982	14.74	2.41	—	—	
白鹿	西ノ宮	0.97	14.755	4.15	2.208	0.334	

續々

乾物及菓子類分析表

種別	水分	蛋白質	脂肪	無窒素物	纖維	灰分	調査所 人等
切乾大根	23.50	10.85	2.92	39.58	11.10	12.05	"
芋蕪 (モガラ)	24.50	2.30	1.33	41.78	12.51	17.58	深田氏
白胡麻	6.93	20.54	51.57	12.60	—	8.36	衛生試験所
黒 "	6.65	19.65	44.15	19.43	—	10.12	"
道明寺	13.78	8.05	0.23	77.23	0.24	0.20	"
菓子類	水分	含窒物	脂肪	糖分	糊精	灰分	
飴 (糯)	23.195	1.191	0.650	57.685	16.843	0.531	衛生試験所
" (稷)	19.311	1.479	0.650	64.376	13.635	0.419	"
水飴	14.060	0.610	0.020	69.370	15.550	0.390	"
朝鮮飴	21.25	2.152	0.067	蔗 33.91 麥芽 24.000	15.800	0.370	倉知氏
カステラ	29.88	11.47	8.25	49.66	—	0.74	藥學雜誌
羊羹上等	30.20	3.77	0.25	蔗 53.92 澱粉 11.16	—	0.20	須田氏
ビスケット	5.80	10.57	3.13	78.75	—	0.83	"

醬油分析表 (大阪衛生試験所)

種別	成分	比重	固形分	窒素		含水炭素	
				蛋白ニ屬スルモノ	蛋白ニ屬セザル者	葡萄糖	糊精又蔗糖
大阪 (17種)		1.198	35.64	0.08	0.96	3.682	0.444
兵庫 (5種)		1.189	32.534	0.102	0.631	4.681	0
愛媛 (29種)		1.207	37.114	0.151	1.010	3.226	0.537
和歌山 (19種)		1.207	37.142	0.146	1.003	2.582	0.601
愛知 (7種)		1.212	40.773	0.162	1.546	4.725	0.360
一府四縣 (77種)		1.204	33.832	0.132	1.021	3.381	0.483

續々

味 淋 分 析 表

製産地及造人	成分	澱粉糖 %	糊糖 %	無氮鹽 %	サリチル酸	調所 及 人
千葉縣流山	堀切紋次郎	38.37	1.170	0.075	○	東京 丸山技手
"	杉元三左衛門	29.150	1.485	—	○	" "
"	古味淋	31.150	2.880	—	○	" "
大阪天満	酒井仁兵衛	18.833	0.514	0.189	○	大阪 岩崎技手
京都伏見	四方本店	21.117	○	0.085	著明	" "
大阪	池田勘兵衛	21.825	1.913	0.095	○	東京 丸山技手
埼玉縣	高鹿新八	34.780	2.932	0.132	根趾	" 平野技手
福井縣	松澤小太郎	25.152	0.437	0.096	著明	" 須田技手
愛知縣	石川八郎治	30.025	0.662	0.076	○	" 山本技手
" 三河	古久根勇三	29.675	4.253	0.100	○	" 丸山技手

麥酒分析表 (100 ccm に含有スルグラム量)

名稱	成分	比重	水	炭酸	酒精重量	エキス	蛋白質
淺田		1.0104	—	0.028	5.085	4.657	0.413
麒麟		1.0175	—	0.027	4.469	5.85	0.56
惠比須		1.017	—	0.406	4.405	5.572	0.787
朝日		1.0185	—	0.353	4.223	6.020	0.598
札幌		10.155	—	0.306	3.849	5.068	0.693

名稱	成分	マルト	デキストリン	乳酸	グリセリン	灰分	燐酸
淺田		0.758	2.721	0.153	0.022	0.191	0.072
麒麟		1.485	3.143	0.304	—	0.236	—
惠比須		1.642	2.508	0.223	—	0.202	—
朝日		2.152	2.541	0.284	—	0.248	—
札幌		0.984	2.597	0.223	—	0.244	—

酒 類 分 析 表

名稱	醸造地	成分	グリセリン	不揮發酸	琥珀酸	酒酸	酢酸	炭酸	灰分	アセチル	油	調査人
菊正宗	攝津御影		0.740	0.267	0.045	0.070	—	—	—	—	—	東京衛生試験所 製薬所 試験室報
白鷹	" 西宮		0.402	2.283	0.06	0.3	—	—	—	—		
富久娘	" 都賀濱村		1.294	0.234	0.055	0.072	—	—	—	—		
櫻正宗	" 魚崎		1.892	0.289	0.036	0.016	—	—	—	—		
正宗	" "		1.27	0.19	0.01	0.06	—	—	—	—		
廿界一	東京混合酒		0.98	0.15	0.02	0.06	—	—	—	—		
春駒	泉州堺		0.676	—	0.377	0.12	—	—	—	—		
櫻正宗	攝津御影		1.204	—	0.945	0.055	—	—	—	—		
老松	越後三島郡		0.90	—	0.18	0.5	—	—	—	—		
白鹿	西ノ宮		0.796	0.285	0.027	0.22	—	—	—	—		

名稱	成分	比重	水	アルコール	澱粉	糊糖	固形物	調査人
桑酒		1.065	67.38	12.50	17.80	2.32	—	アトキソン氏 農産物分析集
養老酒		1.0877	61.59	12.95	22.60	3.06	—	
甘露酒		1.1076	56.94	13.20	19.32	10.54	—	
紫蘇酒		1.0563	61.26	18.50	19.45	0.79	—	
保命酒		1.088	60.17	12.25	21.91	5.67	—	
白酒			重量 5.62		37.58		41.12	

味 淋 分 析 表

製産地及製造人	成分	比重	アルコール重量%	容量%	エキス分%
千葉縣流山	堀切紋次郎	1.135	13.788	17.370	40.700
"	杉元三左衛門	1.102	12.897	16.240	32.930
"	古味淋	1.120	10.962	13.810	35.290
大阪天満	酒井仁兵衛	1.069	10.526	13.260	21.267
京都伏見	四方本店	1.070	10.288	12.960	21.769
大阪	池田勘兵衛	1.081	10.359	13.050	25.050
埼玉縣	高鹿新八	1.120	16.741	21.090	40.765
福井縣	松澤小太郎	1.088	16.690	20.520	27.362
愛知縣	石川八郎治	1.102	16.067	20.240	32.100
" 三河	古久根勇三	1.114	16.360	20.610	35.690

葡萄酒分析表

種類	成分	比重	アルコール	エキス	酒石酸トシテ	糖分	ケリソリン
赤白		0.9982	7.80	2.59	0.57	0.30	0.73
		0.9963	8.30	3.03	0.66	—	0.97
甲州 (赤)		0.9982	8.24	2.038	0.72	0.228	0.417
	(白)	0.9998	6.192	1.832	1.005	0.117	0.59
種類	成分	色素	鞣素	礦物質			
赤白		0.18	—	0.248			
		—	—	0.25			
甲州 (赤)		—	—	0.302			
	(白)	—	—	0.216			

其他酒精飲料分析表

種類	成分	比重	アルコール	エキス	酒石酸トシテ	糖分
ホルト酒		1.0081	16.69	8.05	0.40	5.82
		0.9934	14.41	4.05	0.300	—
	三鞭酒	1.0477	10.35	16.75	0.68	14.45
コニヤク		0.9314	40.9	0.46	0.028	インゲルト糖 0.77
		0.9393	43.0	1.48	0.089	蔗糖 0.62
種類	成分	ケリソリン	礦物質	磷酸	硫酸	鹽素
ホルト酒		—	0.23	—	—	—
		0.335	0.160	0.008	0.022	0.049
三鞭酒		—	—	酒石酸 0.22	炭酸 0.579	—
		0.85	0.17	0.004	—	—
コニヤク		—	—	—	—	—

第四章 患者の容態及び其の介抱

第一節 睡眠

- (1) 睡眠は精神の疲労を補ひ、能く精神を鎮静し、且體力を補益するものなり。
- (2) 健康者の就床するや仰臥側臥等の位置を取り、口眼を閉ぢ顔貌柔和、鼻孔にて静かに呼吸し、外來の刺激にて醒覺すとも亦直ちに就眠するものなれども、之に反し患者は心神不穩にして物に驚き易く屢醒覺し、顔貌は變態し光澤なく、眼唇又不安にして閉鎖せず、寢語齒齟し、呼吸短促す、殊に胸部に疾患あるものは苦悶し、咳嗽の爲に醒覺す、又疼痛あるものは睡眠中深息をなすものなり。
- (3) 患者長時間熟睡するときは病勢大に輕快することあり、殊に熱病者にありては其の間發汗し、爲に熱度下降呼吸安靜となることあれども、時には睡眠中熱度の下降僅少にして譫語多きときは却つて疲勞して種々の病狀を發するこ
- (4) 不自然なる睡眠久しく持續して全く醒覺せざるか、或は醒覺し難きを嗜眠とあり。

云ふ、若し之に加ふるに殆ど麻酔狀に陥り兩便失禁するに至るときは之を昏睡といふ。これは往々死亡の前兆なることあり。故に速に醫師に報ずると共に成るべく興奮の法を行ふべし。

(5) 一般に最も多きは不眠症なり、此の病は重病者のみならず數多の神經性患者にも來るものにて、持續するときは心身を衰弱せしめ、恢復期に於ては原病再發或は他病を發することある故に速に醫師に報ずべし。

(6) 催眠法

- (イ) 臥褥の整頓を行ふべし。
- (ロ) 室内を稍暗くすべし。
- (ハ) 聲音又は私語を禁ずべし。
- (ニ) 室内を清冷にし高熱者にありては患者の身體を清爽にすべし。
- (ホ) 發汗したる時は襯衣或は上衣を交換せしめ濕りたる敷布等を取換ふべし。
- (ヘ) 疼痛あるものには繃帶緩急臥位寢具等の適否に注意すべし。但し繃帶緩急は醫師の指圖によるべし。

(7) 昏睡を防ぐ法
(ト) 腹部のブリスミツツ氏罷法は良き家庭的催眠法なり。

- (イ) 室空を清爽ならしむべし。
 - (ロ) 室内を明るくすべし。
 - (ハ) 臥褥臥位の轉換を行ふべし。
 - (ニ) 或は問を發してそれに答へしめ或は談話などによりて醒覺せしむべし。
 - (ホ) 時々清涼の飲料少許を與へ氣力を興奮せしむべし。
 - (ヘ) 嗅藥或は強醋を嗅がしめ、嗅神經を刺戟すべし。
 - (ト) 背部・足趾其の他の部を摩擦し、或は醫師の許可を得て芥子泥を貼すべし。
- (8) 昏睡を喚起する法
- (イ) 低聲にて喚ぶか或は身體を動搖すべし。但し不意に強く行ふべからず。
 - (ロ) 顔面に少許の冷水を撒布し、或は冷水布にて顔面を清拭すべし。

第二節 消化器障碍

(一) 口中及び胃の障碍 熱性患者は口唇・舌體乾燥し、舌上は龜裂出血し、白色・褐色

或は煤色の苔を生じ、粘膜に白色斑點、水泡等を見ることあり。渴を覺ゆるものには、少許の冷水或は清涼飲料、氷片等を與へ、舌唇にはオレオ、油、グリッソン、蜂蜜等を塗布すべく、若し口中に疼痛あるものは精細に其の所在を探知し置くべし。

齶齒又は熱病患者は口中に不快の臭氣を覺え、或は流涎し嘔吐することあり。若し腹痛あらば其の位置を詳に聞くべし。又胃病患者は惡心、口中惡臭、暖氣等を催すものにて、暖氣の臭氣は胃病の診斷に參考となるものなり。

口腔を検するには口を開きて舌を前方に出さしめ、咽頭を検するには、舌を長く前方に出して「ア」の音を發せしむるか、又は布にて舌尖を包みて之を保持し、或は舌壓子を以て舌を壓するときは、之を見ることを得べし。咽頭に在りては、粘膜潮紅せるか、義膜附着せるか、扁桃腺擴大、又は白色斑點の附着せるか否かに注意すべし。

(二) 嘔吐 嘔吐は延髄中に存在する嘔吐中樞の刺戟せられたる時例へば舌根、咽頭を刺戟したる時胃と何等の關係なし。或は胃の粘膜を刺戟する藥品を飲

用したる時或は胃病、腦病、腹膜炎及び熱病の時等に起るものなり。嘔吐は腹筋及び横隔膜が收縮し幽門を閉ぢ噴門を開き、胃腹中の内容物の逆流するものなれば看護人は豫め其の手當を知らざるべからず。

(イ) 患者嘔吐を催すときは先づ衣帶を寬むべし。

(ロ) 臥床の場合は半ば起床せしめ或は側面に頭部を回轉せしむべし。

(ハ) 看護人は右腕を患者の首に繞らし其の掌にて額を抑へ、左手にて受器を捧げ以て頭首の低垂を防ぐべし。

(ニ) 嘔吐し終らば冷水にて含嗽せしむべし、重病者、人事不省者にありては指に布片を纏ひて口中を清拭すべし。

(ホ) 嘔吐したる患者には、半日間何物をも食せしむべからず、但し氷片又は少許の茶等を與ふるはよしとす。

(ヘ) 吐出物は直に室外に移し密蓋をなしおきて醫師の検査を受くべし。

(ト) 吐劑を與ふるには空腹の時をよしとす、又吐劑を服したる當座に於ては多量の飲料を與ふべからず。但し吐劑を與ふる前に豫め少量の湯或は粥汁

を與へて吐出し易からしむべし。若し初めの一包を與へて間もなく吐出せし時は吐劑の効を奏したるに由るに非ざる故に直に第二の一包を與へ充分吐出せしむべし。

(チ) 充分吐出して胃も亦空虚となりたる後も尙吐氣止まざる時は冷たき酸味ある水又は茶少量を與ふべし。

(三) 流涎

(イ) 流涎する患者には常に冷水含嗽を行はしめ、且涎は悉く吐出せしむべく、決して之を嚥下せしむべからず、而して口圍を常に清拭すべし。

(ロ) 齒齦・舌口中の塗布藥等の用法は醫師の命に従ふべし。

(ハ) 睡眠中は横臥の位置を取らしむべし、これ有毒なる唾涎を自然に流出せしめんがためなり。

(ニ) 流涎患者は常に温保して感冒に罹らしめざるやう注意すべし。

第三節 兩便

(1) 患者の兩便は病症の診斷に最も必要なるものなり、宜しく左の項につきて注

意すべし。

(イ) 便通の回数

健康者の尿の回数は嬰兒及び分娩後一二月間は一、二回乃至四回、其の後次第に回数を減じて半年位を経れば二回位となり成人なれば一日一回を通常とす。尿の回数は一日數回にして一定せず。便通一日二回以上に於て流動便なるを下痢といひ、二三日滯るを便秘といひ、何れも消化器不良の状態なり。日々一回宛の便通を見るは健康上最も大切なることにて、患者にありては殊に然りとす。故に便通なき時は宜しく催便の法を講ずべし。

(ロ) 便色

健康者の尿は帶黄色にして清透なり。尿は哺乳兒は鮮黄色にして人工哺乳兒は黄白色を呈し、成人に於ては暗褐色なり。而して、便色變ずるは消化障碍の結果にして例へば哺乳兒の尿の綠色を呈するが如き是なり。(放糞後時を経て綠色となるは、疾病によるにあらず)

又尿色は飲料の多少によりて淡濃の別あり、其の褐色をなすは熱病者下痢者及び發汗後或は服藥後等にして、綠色又は黒色をなすは石炭酸外用者の石炭酸中毒の結果なり、但し尿の汚濁するは病的なれども冬季寒冷の際に於て放尿後時を経て白濁となるは尿酸の爲にして、疾病に原因するにはあらず。

(ハ) 便量

攝取したる食物の種類によりて同じからず、されど普通尿量は哺乳兒は攝採したる乳の六十%成人男子は一日に一千乃至一千五百立方仙迷、女子は九百乃至一千二百立方仙迷なり。(二千立方仙迷は我五合五勺に相當す)

(ニ) 異物の存在

尿中に結石、顆粒、粘液、血液、膿汁、泡沫様等の異物を見ることあり、是等は消化器に疾病の存するより起るものにして不健康便なり。其の他蟲卵、蛔蟲等の存することあり。

(ホ) 臭氣 藥物及び病症によりては臭氣あり。

(ヘ) 硬軟 尿の潤燥して容易に變形せざるを硬便といひ、形を存するも軟かなるを軟便といひ、流動なるを水便といふ。軟便は健康便にして、水便、硬便は共に消化器の不健康に基くものなり。

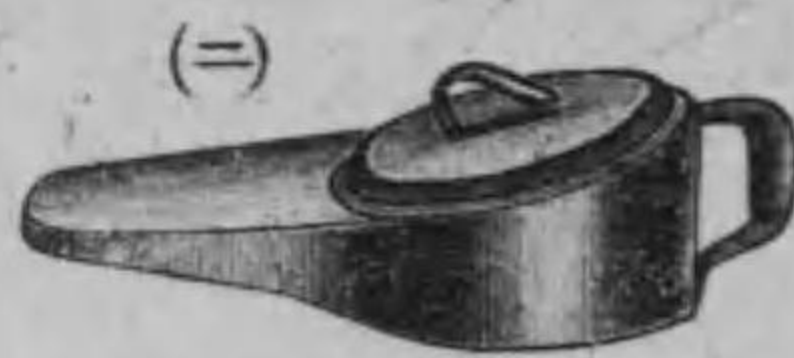
(2) 便器

上圖する能はざるもの又は檢便の必要あるものには便器を與ふべし。起きて用ふる便器はオカワなり、其の構造は外部は木製にして腰掛部は椅子の如

(一) オカワの圖



(二) 靴形便器の圖

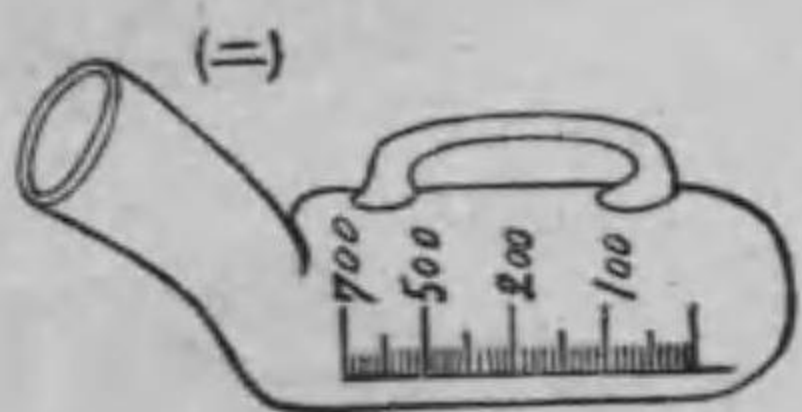


くに綿を布にて包みたるを附し、内部には受器ありて便を受け後部の開戸より取出すものとす。脚部に車を附して移動し易からしむる時は更に便利なり。

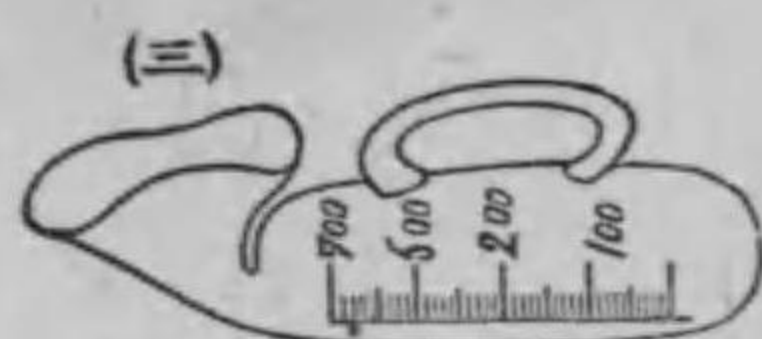
臥床のまゝ用ふる便器は靴形便器なり。尿器は男子の起きて用ふるものには廣口壺形溺器を用ひ、臥したるまゝ用ふるには長頸の溺器とす。但し尿量を見る必要なき患者には普通の廣口藥瓶を代



(一) 廣口壺形溺器



(二) 長頸溺器



(三) 德利形廣口溺器

用し得べし。又女子用としては普通靴形便器を用ふれども、時には硝子製の德利形廣口溺器を用ふることあり。

凡て便器は皆密閉すべき蓋を有するものたるべし。無用の裝飾あるもの、又は溝あるものは洗滌に不便なるを以て宜しからず、便器に尿滓凝固したるときは梅酢又は稀硝酸にて洗ふべし。

(3) 排便

排便せんとする時は先づ便器の體に接する部には温めたる油紙又は新聞紙を當て用ふべし。若し臥床のまま用を便ずる場合には豫め温めたる油紙を床上に敷きて蒲團の汚染を防ぎ、次で便器を挿入すべし、但し便器の中には豫め二三枚の紙を入れ置くときは、洗滌の際に便なり。

尿の失禁するものにおいて常に油紙を臀下に敷き綿又は布片を肛門に當て置き、屢是等を取り換ふべし。

尿の失禁するものにおいて男子には長頸の溺器を當て、又は豚の膀胱を結び附けおくべく、女子には靴形便器を臀下に据え陰部を布片又は綿にて被ひ尿の飛散を防ぐべし。又失禁者は熱湯にて搾りたる布片にて其の部を清拭し亞鉛華澱粉を撒布すべし。

(4) 便の處置

如何なることあるも便は病室内に置くべからず醫の検査を要するものは便器に密蓋し厠室に移し置くべく、傳染病者の兩便は必ず消毒を行ふべし。

第四節 皮膚及び發汗

第一 皮膚

患者の皮膚に發現する諸種の現象によりて其の疾病及び経過を判定し得ること屢あり、故に看護人は注意して之を看視すべし。

(1) 皮膚の色に蒼白色、紅色、青紅色、黃色、錆銅色、銀色等あり。例へば心臟病、肺病患

- 者は青紅色(一名ちあの一ぜ)にして、黄疸患者は皮膚黄色なり。
- (2) 皮疹と蚤咬痕との區別を要することあり、即ち蚤咬痕は赤色又は帶黄色の斑にして其の中央に一の咬傷あり、指を以て壓するも其の痕消滅することなし。
 - (3) 常に褥瘡の微なきや否やを注意すべし。
 - (4) 皮膚は温暖なることあり、厥冷なることあり、乾燥、濕潤等總て病氣に關係あるものにて、黄疸患者は發汗黄色に變じ、屢強き臭氣を放つものなり。
 - (5) 毛髮及び爪甲の變常も亦看護人の注意すべき事にして、往々病症診斷の助けとなることあり。

第二 發汗

- (1) 發汗は體温を調節する効あるものなれば、患者には時として發汗劑を與へて發汗を促すことあり。之に反し身體衰弱のためか、又は發熱のために自然に發汗することあり。發汗は治療を助くることありと雖も發汗時の手當行届かざれば身體の害となること多きが故に、看護人は決して忽に見過すことなく、發汗の有無多少冷温、色、粘度等に注意し、以て相當の手當をなすべし。

(2) 發汗時の注意としては

- (一) 患者發汗の様あるときは殊更に之を抑え妨ぐることなく自由に發汗せしむるやう手當を加へ、看護人は傍にありて患者が被衾脱出又は離褥することなきやう注意すべし。何となれば汗は蒸發の際に體温を奪ひ去り、感胃を起さしむることあればなり。
- (二) 適度の發汗をなしたる時は温き乾布を以て身體を拭ひ、温めたる衣服と着更へしむべし。
- (三) 發汗中便通を催す時は温めたる便器を與へて、發汗を繼續する様手當すべし。
- (四) 發汗中脱力又は嘔吐を催したる時は直に乾布にて身體を拭ひ、酒類を與へて其の元氣を恢復せしむべし。

第三 發汗法

- (一) 内用としては温き飲料例へば橙湯、砂糖湯、生姜湯の如きものを多量に服せしむるか、或は特別の發汗劑例へばアスピリン、アセチルサリチル酸等と與ふべし。

(二)外用としては芥子末・灰汁・食鹽等を加へたる温湯坐浴を行はしむべし。是等の方法は家庭に於て最も便利にして且有効なるものなり。以上の法を行ひたる後は直に輕軟なる衣衾を被ひて就寢せしむべし。室温は攝氏二十一度乃至二十五度を適度とす。

第五節 體温

第一 健康者の體温

- (1) 年齢・人種等によりて多少の差ありと雖も我が邦人の體温は平均攝氏三十六度乃至三十七度なり。小兒及び老人に於ては壯年のものより稍高きを常とし、男女の性は全く關係なし。人々の體温は健康の際に於て平温を量りおくときは、病時大なる参考となるものなり。
- (2) 體温は測定の部位によりて異なるものにて、直腸内最も高く、口腔内之に次ぎ、腋下最も低し。而して其の差は三分乃至五分なり。
- (3) 體温は二十四時中一定の變動あり、即ち日中は連續上昇して日晡五時より八

時の間に於て最高となり、夜間は次第に下降して早晨二時より六時の間に最低となる。其の最大差は健康人にて攝氏五分乃至一度なり(若し攝氏三十七度以上を検するときは熱ありと云ふ)。

第二 患者の體温

凡そ人は呼吸・血液循環及び筋肉の運動等に依り體内に化學作用を起すが爲に一定の體温を發するものにて、健康状態に於ては外界の寒暖に係らず體内に於ては常に體温の平均を維持す、是適度に温を生ずると共に他の一方に於て適度に之を失ふが故なり。換言すれば新陳代謝の平衡を保つによるなり。然るに此等の器官に何等かの故障を生じて温熱の成生増加する割合に發散之に伴はざるとき即ち其の平衡を失ふときは體温昇る。即ち熱は細菌毒素其の他の毒物又は器械的刺戟による體温調節中樞の異常亢奮によりて起るものなり。例へば化膿微菌が皮膚を冒したるときは體温調節中樞は微菌の毒素の爲に刺戟せられ新陳代謝の平衡を失ひ體温昇り、而して膿を排出すれば體温降るものなり。又腸内に不消化物又は腐敗物等の毒物蓄積する場合にも體温調節中樞

は刺戟せられて發熱すれども、灌腸又は下劑によりて便通を行へば容易に下熱す。但し一定量の體温を維持すること能はず却つて體温の下降するはこれ身體の甚しく衰弱せる患者に見るところなり。斯の如く身體内に少しく變化ありても直に體温の昇降に現はるゝものなるが故に、體温は病の診斷及び治療に大なる關係あるものなり。熱は體內の細菌に對する全身の抵抗力を示すものなるにより、みだりに解熱劑を與ふべからず。病者に於て最も高き熱を四十二度とし、最も低きを三十五度とす。高き熱は何れの病症に對しても惡兆には相違なしと雖も、それが僅かに一回若しくは數回に過ぎざる時は其の害毒は甚しきものにあらざることあり。然れども數日に亘るものは病勢の増悪する兆なり。又三十五度以下のものは危險の兆と知るべし。

急性傳染病は多くは熱を以て起るものにて、始め惡寒を覺え甚しき時は身體顫ひて齒の根合はざることあり、之を戰慄といふ。是體温著しく上昇して俄かに體外の空氣の溫度との不平均を起す故なり。此の惡寒戰慄は概ね數分乃至半時間にて止み、次で灼くが如き熱を覺え、渴を訴へ、舌には苔を生じ、尿量は減じ、

且暗赤色となるを常とす。されど徐々に高まる熱は多くは惡寒なく、患者は次第に其の身に溫熱を感じ、且腰背四肢等に鈍痛又は疲勞を覺ゆるものなり。熱は數週續くことあり、數時數日にして解熱することあり、間歇するものあり、發熱、解熱何れも緩なるあり、急なるあり。發汗して俄かに解熱するを分利といひ、多時の後徐々に解熱するを渙散といふ。永く重き熱病者は其の經過中に發熱することなく只恢復期に至り體力の加はる時屢、之を見るのみなれども、之に反して甚しく衰弱せる患者に冷汗を發する時は、恢復の兆にあらずして却つて死の近けるを告ぐるものなるが故に、看護人は常に其の看視を怠るべからず。

熱を左の三種に分つ

- 一、稽留熱 日差一度以内のもの。
- 二、弛張熱 日差一度以上のもの。
- 三、間歇熱 熱の發作高きも最低は平温又は平温以下にありて全く熱なき時あるもの。

第三 檢温器

身體の溫度を検するには檢溫器を以てす。而して日常吾人の使用する所の檢溫器は、獨逸國に於けるが如く、セルジウスCelsius(攝氏C)の檢溫器なれども英米兩國にありては、ファレンهایتFahrenheit(華氏F)の檢溫器を用ひ、佛國に於ては、レオミュールReaumur(列氏R)の檢溫器を用ふ。攝氏(氷點零度沸騰點百度)の檢溫器は通常體溫を計るために特別に製したる度目三十五度より四十二度を表はすものを用ふ。而して之に普通檢溫器と最高檢溫器との二種あり、普通檢溫器は冷却すれば水銀下降するが故に多く最高檢溫器を用ふ。(最高檢溫器は體外に置ても下降することなし)通常販賣せらるゝ檢溫器は、皆多少其の昇降の度を異にするを以て、之を病狀に使用せんには必ず先づ模範檢溫器と對照検査せざるべからず。蓋し何れの檢溫器も長き時日を経過するときは、使用の際、忽ち昇騰して、稍高溫度を示すにより、少くも、二年毎に模範檢溫器と對照檢定すべし。

第四 體溫測定法

(1) 腋下に於て檢溫するには先づ其の部を清拭乾燥せしめ、若し發汗ありて、蒸散するときは、皮膚溫度の下降を來す(檢溫器の水銀端を深く其の部に挿入し、患

檢溫の圖



檢溫器の圖



者をして肘を屈して其の手を胸の上に横たへ以て緊密に腋下を塞がしむべし。この場合小兒は肘を紐にて固定するを便なりとす。

(2) 普通檢溫器を使用するには其の下端を腋窩に挿入して五分乃至十五分間を経過したる後、挿入したるまゝ其の度を讀むべし。(腋窩を去れば直に水銀下降する故なり)

(3) 最高檢溫器は使用するに先ちて其の水銀柱をして必ず三十五度以下の所に降らしめ置き、然る後腋窩に挿入すること前者の如くし、溫度の

最早上昇せざる時に至り(時間は分時検温器などは僅々二三分なれども多くは五分乃至十五分間を要す)腋窩より取出して其の度を讀むべし。

(4) 小兒或は不穩なる精神病者又は精神昏迷の状態にある患者に於ては、直腸内又は腔腔内にて検温を行ふことあり。直腸腔腔に検温器を挿入するには豫め塗油するを要し、直腸内は少くも五仙迷の高所に送入すべし。其の時間は腋窩よりも短く五分間にて可なり(直腸或は腔内にては腋窩より〇・二乃至〇・五度高し)。

(5) 検温器は使用後慎重に清拭すべし。又傳染病者に使用せるものは三%石炭酸水又は〇・二%昇汞水中に三十分間浸しおくべし。

(6) 測定の数値は一般に一日二回にして、午前八時及び午後五時とす。然れども體温不整の患者は醫師の指圖により毎二時間に測定することあり。但し食後及び運動後は暫時熱の上昇するものなれば是等の時を避くべし。

(7) 體温の経過を通覽するには温度表によるを便なりとす。即ち一枚の紙を縦横に線劃し、縦線は時日を示し横線は温度を表し、而して測定したる體温を所

定の色鉛筆にて紙上に點記し、各點を直線にて連結するなり。熱の昇降烈しきとき、三十九度に達したる時、三十五度に降りたる時は何れも直に醫師に告ぐべし。

第六節 脈搏

第一 健康者の脈搏

(1) 脈搏は男女老若によりて異なるものなり。一分間に

嬰兒	百二十
二歲	百十
三歲	九十五
五歲	九十
十歲	八十五
十五歲	七十五
二十歲乃至五十歲	七十乃至六十
六十歲以上	八十二至ル

婦人は之より稍頻數なり、又換衣其他各種の事情、疼痛等によりて二十乃至三十を増すことあり、睡眠中は一般に上述のものより其の數少し。

(2) 脈の大小は心臓より血管中に送らるゝ血液の多少を示すものにて、其の大小は十分の血液、血管中に送られつゝあるの兆なり、脈の遲速即ち脈の多少は心臓收縮の機能の遲速を示し、壓迫に對する脈の抵抗は心臓の強弱を示すものなり、故に此の脈の性質によりて看護人は其の患者を如何に取扱ふべきやを定むべし、例へば脈の頻數微弱なる時は一層其の取扱を大切にせざるべからざるが如きはなり。

第二 患者の脈搏

(1) 何病に係らず第一に變調を來すは體溫と脈搏とにして此の兩者の狀況によりて身體に異狀ありや否やは素人にも明瞭に知らるゝなり。而して體溫昇れば脈數増加するを常とすれども、熱の高き割合に脈の増し方の少きことあり、腸室扶斯患者の如きは是なり。又血液の循環に障害ある時は熱は高まらざれども脈數多くなるものなり。其の他慢性病者には熱無くして脈數多きも

の少からず、體溫下降するときは脈數減退し且弱くなるを常とす。

(2) 大人の脈數増加して百五十以上に至るか、或は脈搏不正なるか、或は甚だ微弱にして計へ難きときは危険の兆なれば、速かに醫師に告ぐべし。

(3) 脈搏の數甚だ少くして五十以下となることあり、これ等も直に醫師に告ぐべし。

第三 脈搏測定法

脈搏は腕關節の内面拇指側にある橈骨動脈に示指、中指、環指の三指頭を並べて軽く押し、一分間の搏動を計るを法とす。但し誤なからしめんが爲に成るべく二回繰返すを可なりとす、又睡眠中の患者及び小兒にありては顳顬部にて之を行ふを便なりとす。

脈搏も朝夕二回測定するを常とすれども、これ亦醫師の命によりて數回測定することあり。脈數は體溫表上に所定の、色鉛筆にて記入すべし。

第七節 呼吸

第一 健康者の呼吸

呼吸数は大人にありては一分間十六回乃至十八回婦人にありては稍之より多く小兒は尙之より多くして例へば嬰兒は三十回乃至四十回五歳の者に於ては二十六を算す凡そ健康者の呼吸は静かにして大なる筋肉の運動を要することなく只前腹の表面のみ僅かに隆起するのみ。

第二 患者の呼吸

熱高く脈搏頻數なる時は之に伴ひて呼吸加はるを熱病の常態とす。困難なる呼吸には大なる筋肉運動を要するが故に、胸部・鼻翼・頸部等の筋肉激動し、殊に小兒の呼吸困難を起すときは頸の陷凹部著しく陥没し、且つ高き呼吸音を發するに至る。又發熱續く時は呼吸淺くして其の數を増すものにて、其熱の爲に酸素の消費せらるゝ量多くなる故に従つて呼吸數を多くして空氣中より多くの酸素を吸入する必要あるが爲なり。又疼痛・心臓・肺臟・助膜等の諸病に罹れば呼吸數は大概四十回前後となり、甚しきは呼吸促進して七八十回乃至百回に及ぶことあり、故に呼吸は静かなりや速かなりや、深長なりや、淺小なりや、整なりや、不整なりや、容易なりや、困難なりや、鼻よりするや口よりするや等をよく觀察すべし。

第三 呼吸測定法

患者が呼吸數を測定せられつゝありと氣附かざるときに呼吸を測るを宜しとす、故に小兒及び神經過敏の患者に於ては成るべく安眠中に於てすべし。(但し安眠中は呼吸數減ずるものなり)若し止むを得ざるときは數分間患者の胸部又は腹部上に手掌をおきやがて患者之に注意を拂はざるに至り最後の一分間に計るべし。かくして其の數を所定の色鉛筆にて體溫表上に記入すべし。

第八節 咳嗽

咳嗽は隨意的或は反射的に發す、反射的咳嗽刺激は喉頭・氣管・助膜・肺等の疾患の爲に發するものにて患者にとりては甚だ苦しきものなれば、看護人は十分心を用ひて其の苦みを減せしむる様努むべし。殊に衰弱せる患者に於て然りとす。今左に之が注意要項を記すべし。

- (1) 豫め蓋を有する唾壺を用意すべし。凡て呼吸器病は傳染の虞あるもの多き故に、唾壺には3%石炭酸を入れおき喀出物の消毒に便すべし。
- (2) 咳嗽頻發する時は稍、枕を高くするか或は半臥の位置をとらしむべし。

- (3) 患者咳嗽を發するときは一方の手に唾壺を把りて口前に保ち、他手にて患者の前額を支ふべし。
- (4) 咯出物に注意し、臭氣及び粘液様なりや、膿様なりや、痰若しくは血を交ふるや否や、咯出する時に血液は流動狀なりや、泡沫狀なりや、或は凝固せるや、鮮紅なりや、暗赤色なりや等を檢して醫師に報ずべし。
- (5) 咳嗽の多少及び狀況を記し、おき之を醫師に報ずべし。又咯出物は必ず醫師の検査を受くべし。
- (6) 咳嗽患者には吸入法或は濕性温罨法を行ふべし。

第五章 薬用法及び手當

第一節 服薬法

一、薬用上一般の注意

- (1) 内用薬と外用薬とを誤らざることに注意すべし。一は口腔を経て胃及び腸に達し、直に其の部の粘膜に作用するか或は其の粘膜より吸収せられて

血中に入り、血中より更に他の臓器に及ぼすものなれども、他は皮膚又は粘膜に直接せしむるものなれば其の性質大に異なるものなり。普通兩者の區別を明かにするために内用薬瓶には白色の用方箋、外用薬瓶には赤色の用方箋を貼用す。

- (2) 次に注意すべきは薬劑を與ふる時刻なり。例へば内服薬なれば胃の空虚なる時か將半ば充滿せる時かを考へて與ふべし。何となれば砒石又はクレオソートの如き胃の粘膜を刺戟するものは充滿せる時に限るものなればなり。又二種以上の内服薬ある場合に於ては同時に用ふべきか或は何分間を隔て、用ふべきかを豫め醫師に尋ね置き之を誤らぬ様にすべし。但し患者安眠中なるときは服薬の時刻來りたりとて強ひて之を醒起すべからず、急に醒起せしむるときは重病者にありては驚愕のため屢々不慮の變異を來すことあればなり。然れども輕症者及び醫師の固く時間を定めたる場合に於ては此の限りにあらずとす。

- (3) 薬劑の分量を誤らざるやう心を用ふべし。薬劑の効果なしとして二度分

を一度に用ふるが如きは薬用を知らざるものにして、之がため良薬變じて毒薬となることあり。注意せざるべからず。

(4) 薬匙茶碗の如き薬用器は丁寧に洗滌し、清潔を保つ爲に箱内に收むるか又は布片にて被ひおくべし。

(5) 患者が薬劑を嫌忌する場合にはよく説諭すべし。若し根本的に嫌忌して却つて身體の害となるやうに認めたる時は一應醫師に相談するを要す。

(6) 悪味の薬は豫めビスケット、甘味薄き煎餅等を咀嚼せしめて其の口中に存するときに與へ、微温湯若しくは冷水にて送入し、次で亦煎餅等を食せしめ、斯くて後水にて合嗽せしむべし。

二、藥用法

(1) 水薬は薬劑を多量の蒸餾水に混じたるものなれば、静置すれば沈澱するが故に、用時必ず振盪したる後、茶匙等に注ぎて飲ましむべし。酸味の薬劑を飲ましむるには銀器又は鉛器を用ふべからず。

(2) 滴劑は少許の水或は砂糖に滴下して與へ、滴數を誤らざるやう注意すべし。

滴量器を用ふれば安全なり。若し滴量器なき時は薬瓶を逆にして栓を潤

し、次で栓を半脱して瓶と栓との間隙より薬液を滴下せしむるか或は全く

栓を脱して瓶を横たへ瓶口を栓に當て、滴

下せしむべし。但し滴劑は多くは揮發性な

るが故に、滴下後直に飲ましむべく、又薬瓶は

直に密封し置くべし、瓶と栓との間隙を蠟附

にせば最も安全なり。



(3) 油劑は飲み悪きものなれば、水に浮せて頓服せしむるか、匙にて舌の奥に滴

下して嚥下後水を飲ましむべし。若し單味にて服すること能はざるとき

は茶珈琲麥酒等を以てするも可なり。又三角形の大なる膠囊二枚重ねた

るものに包みて服せしむるもよしとす。蓖麻子油の如きは就床時に與ふ

る時は翌朝起床時に至り奏効あるが故に安眠を妨げざるべし。

(4) 浸劑を製するには其の藥品一茶匙(五瓦)を茶碗に入れて之に珈琲茶碗一杯の熱湯を注ぎ其の儘十五分間放置し後之を濾過すべし。

- (5) 煎劑とは冷水を注ぎて一定時間煎出して後濾過したるものなり。
- (6) 散藥は藥劑を舌の上に置き水にて嚥下せしむるを最も簡單なりとす。然れども小兒又は衰弱せる患者には之を藥匙或は藥盃に移し、少許の水或は湯を加へ攪和して與ふるを宜しとす、若し一部匙に殘留せし時は更に水を注ぎよく攪拌して與ふべし。

哺乳兒には乳頭に附けて與ふるを便なりとす、而して散藥は口壁齒齦等に

附着することある故に服用後必ず含嗽せしむべし。又キニーネ或は惡味の散藥は先づオブ



ライト又は薄き煎餅、海苔等を小皿に入れて水にて濕し、其の中央に散藥を入れ四方を折りて藥を包み少許の水にて嚥下せしむべし。(ゼラチン製オブライトは濕さずして其の儘にて包む)又膠囊に包むも便なり。

(7) 丸藥とは惡しき臭氣ある藥又は稍多量の藥を一頓に服せしむる際賦形

藥を加へて小球圓形としたるものにして、錠劑とは揮發せざる固形藥物に乾きたる粉末狀の賦形藥を加へ、研磨して之を壓搾して扁平小圓形となしたるものなり。錠劑の目的は殆ど丸藥に等し。



圖の囊膠

丸藥又は錠劑を與ふるには先づ口中を濕し置きて藥を舌上に載せ水と共に嚥下せしむべし。

第二節 吸入法

- (1) 此の法は主として呼吸器の疾病に用ひらるゝものにして、藥液を細霧狀又は蒸氣として吸入せしめ、咽喉、氣管支等の諸病に直達の効を致さしむるの法なり。即ち氣管支、肺等に附着せる粘液を溶かす爲に施し、時には呼吸器内を消毒し細菌の繁殖を防ぎ、或は咳嗽を鎮靜せしむる爲に用ふ。多くは吸入器を用ふれども揮發性の藥劑なる時は唯瓶の口を開きてこれより吸入せしめ、或は藥劑を手巾等に滴らして吸入せしむることあり。



吸入器の圖

(2) 吸入器は構造種々あり、豫め其の使用法を知るを要す。而して之を使用するには先づ蒸氣罐に熱湯六分乃至八分を盛り其の下に點火したる酒精燈を装置して沸騰せしめ、藥水噴出の良否を試みたる後一旦燈火を消し油紙又は布片を患者の頭部衣服及び臥褥上に被ふて其の潤ふことを防ぎ、吸入器を適宜の所に置きて再び燈火を點じて噴出せしむべし。小兒などは眠りたるときに施すを可とす。

(3) 吸入薬には一%單寧水一乃至二%食鹽水、一乃至二%重碳酸曹達水三%硼酸水等は家庭用として最も適當のものなり。

(4) 吸入法を行ふ間は必ず傍に看視すべし。殊に衰弱せる患者及び小兒に於て然りとす。又衰弱せる患者に行ふ際には距離に注意すべし。吸入法は咳嗽を發する時又は鼻加答兒患者等に用ふるときは大に治療に効を與ふるものなれば、家庭には必ずこの器一個を備へ附け置くべきなり。

(5) 吸入器は使用後必ず熱湯にて洗ひ十分拭ひたる後箱に納むべし。

第三節 含嗽法

(1) 含嗽は口腔又は咽喉に疾患あるとき其の部を洗滌する目的にて施す法なり。齒齦を洗ふ目的ならば口中にて暫時含嗽して後吐き出さしむべく、咽喉の時は頭を仰向け深く含嗽して吐き出さしむべし。餘り音を立つるは却つて深く藥液を患部に觸れしめ難きものなり。

(2) 含嗽薬としては主として鹽酸加里(鹽剝)を用ふ。大人にありては三%、幼年者にありては尙之を倍量に薄めて用ふべし。鹽酸加里は元來劇性のものにて、少量にても之を服用するときは體内の赤血液を溶解し又は腎臟を胃す恐れあれば殊に小兒に於て注意すべし。一%乃至二%の重碳酸曹達水又は一乃至二%食鹽水三%硼酸水等は有益無害なるものなり。

(3) 幼兒及び人事不省の患者には含嗽の代りに布片に藥液を浸して口内を拭ひやるべし。

第四節 灌腸法

直腸に藥液を注入するを灌腸法といふ。灌腸法は之を施す目的の異なるに従ひ催下灌腸・止下灌腸・滋養灌腸の三種あり。而して多量の藥液を深く腸の上部に入るゝを特に注腸と云ふ。

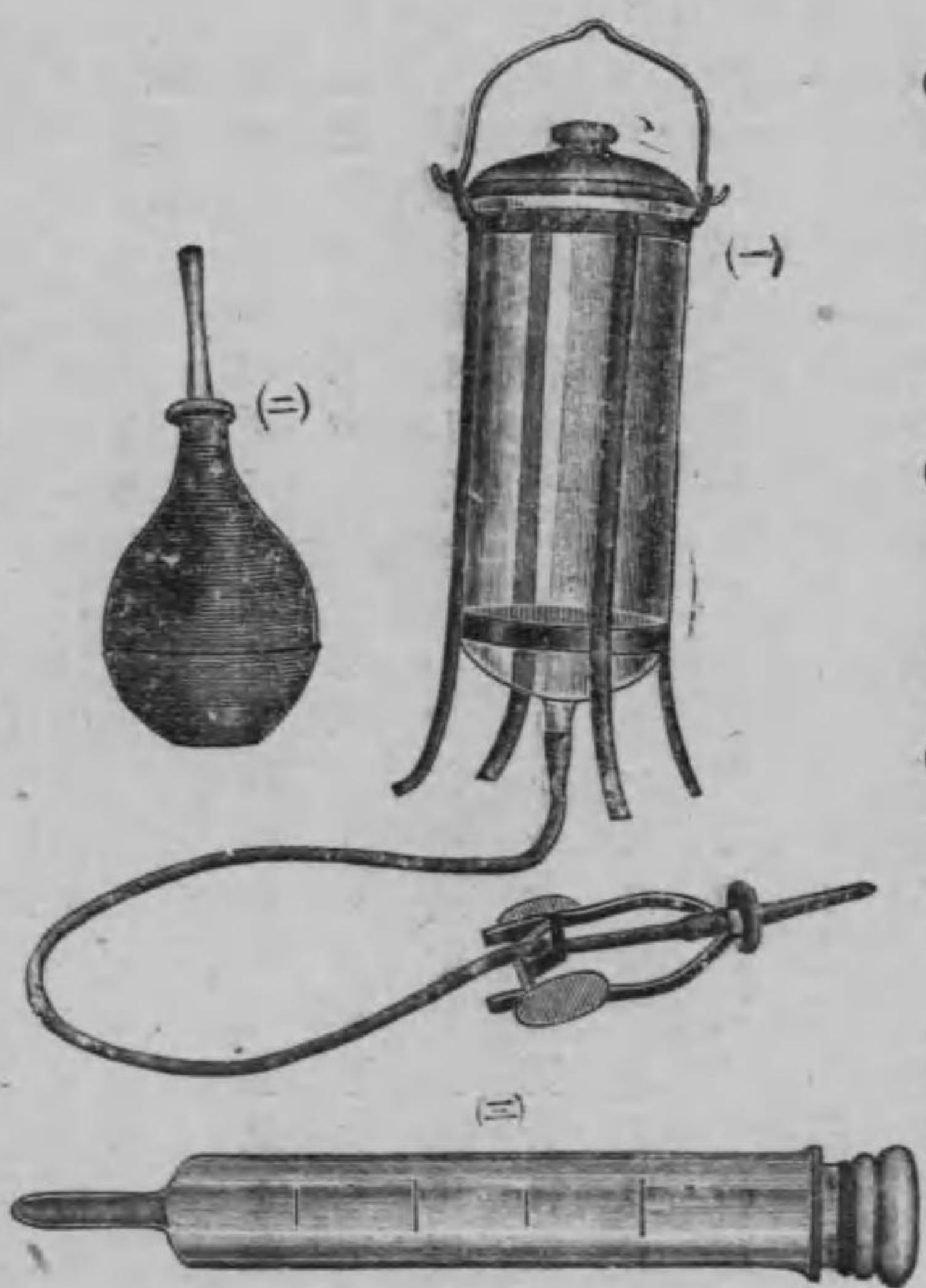
一、藥液

- (1) 催下灌腸は腸内の糞便を排泄せしむるを以て目的とするが故に、清潔の冷水・石鹼水・食鹽水・グリセリン水等を用ふ。石鹼水は大人は石鹼五乃至八瓦を水五百乃至千立方仙迷に溶かしたるもの、小兒は二乃至五瓦を水五百乃至千立方仙迷に溶かしたるものを用ひ、食鹽水は〇・六%食鹽を大人には六十乃至二百立方仙迷、小兒には二十乃至百立方仙迷、グリセリンは之と同量の水を交ぜたるもの小兒には十乃至二十瓦大人には二十乃至三十瓦を用ふべし。
- (2) 腸の蠕動を和ぐるの目的にて灌腸するもの、即ち止下灌腸法に於ては大腸のS字狀部以下の下痢の際は一%單寧酸水百瓦を用ふ。それより上部の大腸加答兒小腸加答兒の場合は此の法は無効なり(前者は便量少く後者は便量多きによりて診断す)。

(3) 患者飲食すること能はざるときは滋養の目的を以て卵黄牛乳赤酒食鹽等を

以て調理せる混合液例へば卵黄二個牛乳五十瓦赤酒三瓦食鹽〇・六%二瓦を混じ絹篩にかけたるものを灌腸すべく、小兒にありては之を數回に分ちて與

(一) イルリガートルの圖 (二) スポイトの圖 (三) 硝子製リッスン灌腸器の圖



ふべし。但し大人にても一回の量は百瓦を越ゆべからず。

患者著しく衰弱せるとき、又は不時に多量の出血ありたるときは、補血として、多量の食鹽水を腸内深く注入することあり、甚だ効驗あるものなり。

二、灌腸器

多量の薬液を注入するには千瓦入イルリガートル又は護謨球(スポイト)を用ひリッスリンを注入するには硝子製リッスリン灌腸器を用ふ。

三、灌腸法

患者の臀部の下には豫め護謨引布又は油紙を敷き冬期は温め置く、腰部の下に長枕を置き患者をして仰臥又は左方を下にして横臥せしめ、兩脚を腹部に附して腹壓を減ぜしむべし。次に薬液を灌腸器に盛り嘴管内の空氣を除去するために薬液を漏し、イルリガートルならば嘴管に近き部の護謨を壓へて空氣の流入を防ぎ、嘴管にはグリッスリン又は油を塗り患者をして一時呼吸を停止せしむるか或は口を開かして肛門に力を入れしめざる様にし、之を靜かに肛門に挿入すること凡そ一寸位にして、次で護謨の壓迫をやめ、イルリガートルを少しく高き位置に保つべし。斯くするときは灌腸液は腸内に入る故にやがてイルリガートルに尙薬液少量残り居るときに右手にて嘴管をぬき左手に持ちたる紙にて之を拭ふと同時に其の紙にて患者の肛門を壓し、此の際患者の臀部に便器を挿入すべし。スポイトを使用するには薬液を入れて嘴管より薬液を少し

くもらし嘴管に油を塗りて空氣を排除し次で肛門内に挿入して薬液全體を注入し、再びスポイトに薬液を入れて前法を繰り返すべし。リッスリン灌腸器の使用法もスポイトに準ず。斯くて患者便意を催すも數分間之を忍耐せしめざれば効果甚し。

灌腸器は清潔ならんことを要す。殊に傳染病者に用ゐたるものは十分の消毒を行ふべし。其の法嘴管は三%の石炭酸水中に三十分間浸し、他は石炭酸水に浸せるガーゼにて拭ふべし。又硝子製リッスリン灌腸器は煮沸消毒法を行ふをよしとす。

小兒の腹痛或は發熱は其の原因便通の悪しきにあること多きが故に、家庭には必ず灌腸器一個を備へ置き折に觸れて使用すべし。

第五節 洗滌法

洗滌法は病氣の種類によりて各異なれり。洗滌の際注意すべきは餘り強き力を加へざるにあり、殊に耳鼻を洗ふ際に然りとす。

一、鼻腔の洗滌

鼻腔を洗滌するには護謨球(スポイト)を用ゐるを可とす。其の法嘴管を鼻腔中に挿し込み頭首を其の儘若しくは少しく前法に屈せしめて球を壓し、患者をして口腔より薬液を流出せしめ受容器に受くべし。是は最初微温湯にて數回練習せしめ、液を飲み込むことなく口腔より排出するを得るに至りて後薬液にて洗滌すべし。

二、耳の洗滌

耳の洗滌には護謨球(スポイト)を以てす。其の法嘴管を外聽道に當て、薬液を注入するものにて、洗滌には微温液を用ゐる化膿には三%の硼酸水を用ふ。

但し耳の洗滌は素人には危険あるを以て醫師に託すべし。

三、眼の洗滌

眼の洗滌には河本氏洗眼瓶を使用するを便なりとす。其の法患者をして下方を視受器を眼下に保持せしめ、看護人は左手の示指を以て上眼瞼を軽く壓へて眼瞼を反轉し、拇指と中指とにてガーゼをつまみて眼下を壓し、右手に洗眼瓶を持ちて薬液を眼瞼裏に向つて灌注し、斯くてガーゼにて内眥に向つて

圖の瓶眼洗



圖の器受



拭ふべし。又薬液に一%硝酸銀を用ふる場合には更に薄き食鹽水にて洗眼すべし。時には三%硼酸水〇・一%の昇汞水等を用ふることあり。すべて薬液は必ず醫師の指圖に従ふべし。

四、胃の洗滌

胃の洗滌には柔き食道カテーテルを以てす。其の法患者をして座せしむるか或は椅子に倚らしめ、頸部以下に防水布を纏ひ頭首を後屈して十分に口を開き静かに呼吸を營ましめ看護人は其の前に立ちて左の示指と中指とを舌根に送り之を導子となし、右手にてカテーテルの末端を筆を執るが如くに持ちて徐に之を送入すべし。この患者激しく咳嗽すればカテーテルの氣管中に誤入したるものなるを以て直にカテーテルを抜き去るべく、喉頭入口部を無難に通過すれば何等故障なき徴なれば、此の際患者をして嚥下運動をなさしむるときは大に送入を助くるものなり。斯の如く先づ食道カテーテルを

圖の器洗胃



送入し、次で其の本端は硝子管によりて
長き護謨管を有する漏斗に繋ぎ、漏斗内
に洗滌液を盛りて舉上する時は、其の液

九〇

圖の洗胃



カ丁幾三滴乃至六滴を飲ましむべし、胃の洗滌は一週間以上持續するも害な
けれども洗滌液中に血液を混ざるか、又は他の障碍あるときは、直に中止すべ
し。洗滌器は使用後水を注入して十分洗滌すべし。

自然に流入して胃中に達
し、漏斗を低下すれば其の
液流出する故に、之を兩三
回反覆して其の液の清淨
となるに至りて止め、次で
カテーテルを抜き去り、胃
の筋肉を強くする爲ホミ

第六節 座藥

座藥とは藥劑を含みたる桿狀又は球狀の塊にして、肛門尿道腔等に挿入しお
くときは自然に融解して局處或は全身に作用するものなり。座藥の賦形藥は

通例カカオ脂とす。

圖の藥座ニスリ



座藥は主として便通を催し又は止痛に作用し、或は腔内の加答
兒を治するためには肛門尿道又は腔内に挿入す。而して便通を
催すために用ゐらるゝニスリ座藥及び石鹼座藥は何れも長さ
八分乃至一寸三分位にして圖の如く兩端尖りて鉛筆軸大のもの
なり。ニスリ座藥を用ふるには錫紙を一方丈去りて其の儘肛
門に挿入し、石鹼座藥は之に塗油して後用ふ。旅行の際等には簡單に用ゐられ
て便なり。

第七節 點滴法

點滴法は多くは眼及び耳に用ゐらる、眼に於ては結膜囊内、耳に於ては外聽道
内に藥液を點滴する法なり。

一、眼中點滴

眼中に薬液を点入するには点眼瓶を用ふ。点眼管は硝子管の一端尖小にして他端に護膜製の乳頭を附せしものにして、此の乳頭をつまめば硝子管中の

空氣壓せられ、壓を去れば薬液自ら管中に吸引せらるゝ故に更に乳頭を壓すれば滴出す。

点眼するには患者をして少しく仰視せしむるか又は仰臥せしめ、左手の拇指と示指とを以

点眼瓶の圖



てガーゼを摘みて眼の下方を抑へ、中指を以て眼瞼を上に開き、第四指及び第五指を患者の額部又は顔面に接して薬液を眼の内背に点入し、直にガーゼにて拭ふべし。

点眼薬銀劑なるときは点眼後食鹽水を以て洗滌して食鹽と銀とを中和せ

しむること前に述ぶるが如し。又眼に強刺戟を與ふる薬は夜就眠中又は就眠の際に点眼すべからず、これ刺戟を其の儘に保つを以て惡結果を來すことあればなり。

二、耳中點滴

耳に點滴するには點耳管を用ふ。其の法患耳を上にして首を傾けしめ、看護人は耳翼を採つて少しく後上方に引き靜かに點耳管より點滴すべし。薬瓶は使用前暫時温湯に浸し少しく温むべく(體温以下)點滴の後には綿栓にて耳を軽く閉鎖し薬液の流出を防ぐべし。

第八節 卷法

(甲) 温卷法

温卷法は身體の一部の充血を他部に誘導して病勢を緩解し、或は血行を克くして膿を吸收發散せしむるの目的に用ふるものなり。濕性及び乾性の二種あり。

(1) 濕性温卷法

ブリスミッツ氏卷法はガーゼ、木綿布等を冷水、温湯、熱湯、薬液等に浸し水の

滴下せざる程度に搾りて患部に貼し、其の上に油紙を被ひ、更に其の上を壓抵布にて被包するなり。(此の際濕布の決して露出することなきやう注意すべし)此の罨法は皮膚と油紙との間には絶えず水蒸氣ありて恰も患部は蒸氣浴をなすが如き心地に保たるゝが故に、咽喉加答兒氣管支加答兒肺炎等に賞用せられ、其の効驗顯著なり、而して布の乾燥を見ざる前に取換ふべし。

患者は布の熱きを快しとするものなれば此の場合には布を折りて洗面器に横たへ、布の中央に熱したる湯を注ぎ布の兩端を持ちて搾るべし。

(2) 罨布は麥粉・米粉・麵包・亞麻仁末等に少量の水を加へ攪拌しつゝ煮て稍固き粥狀となしたるもの、或は柔く炊きたる飯を蒸し、或は蒟蒻を水にて煮たるを温に乗じて布片に包みて用ふ。先づ貼せんとする部には油を塗り、次で火傷を避けんが爲に布片を當て、其の上に罨布を貼し、尙其の上を毛布、フラインネル等にて被ふべし。(一時間以下にて交換せざれば冷ゆ) 罨布冷えたる時は、變敗せざるものは布片のまま蒸して再三用ふるを得べし。

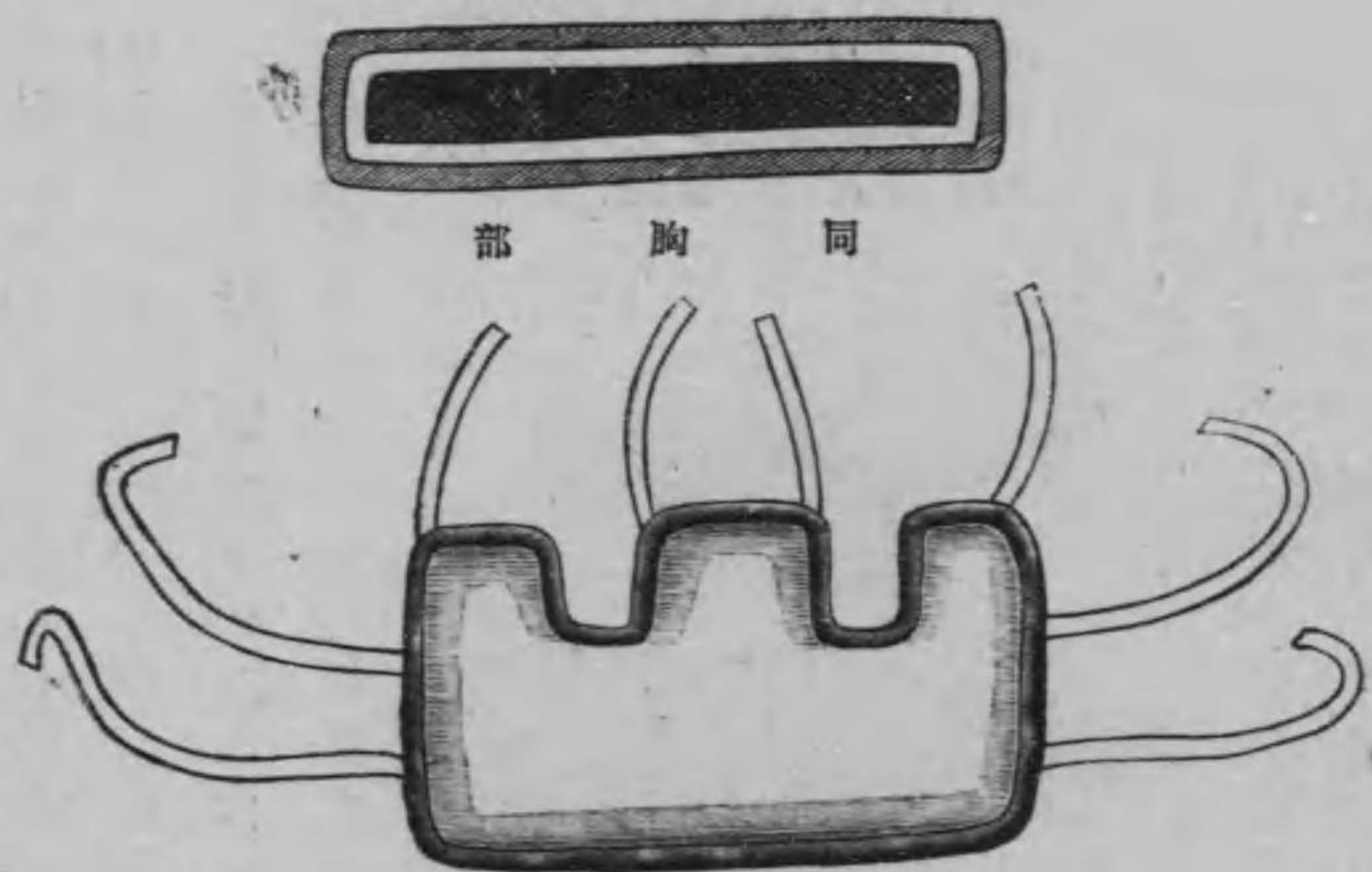
し。

濕性温罨法を持続する時は、皮膚に水泡を生ずることあり、貼用前油を塗布するは之を防ぐためなりといへども、若し水泡を生じたる時は直に罨法を中止し亞鉛華澱粉を撒布すべし。

(3) 乾性温罨法

乾性温罨法は唯、一局部の痛みを治するに用ひられ、或は全身に其の効を致さしむるに用ひらる、通常懷爐、瓦温石湯婆、熱砂、熱鹽等を患部に貼するものにして、腹痛、關節炎、衰弱せる患者等に用ひて効あり。瓦温石は火中に投じて熱したる後一旦水中に投じ、次で幾重にも布片にて

部頤法罨氏ツッミスリア



部 胸 同

包むべし。然らざれば火傷の憂ひあり。湯婆は陶壺ビール壺等に熱湯八分目入れ、口には栓に紙又は布を巻きて挿入し、熱湯の漏れ出して患者に火傷を受けしめざるやう注意すべし。すべて乾性温罨法を施すときは熱度の爲に火傷の恐あれば、必ず布片又は紙等にて幾重にも包み手掌にて検温したる後貼すべし。

(乙) 冷罨法

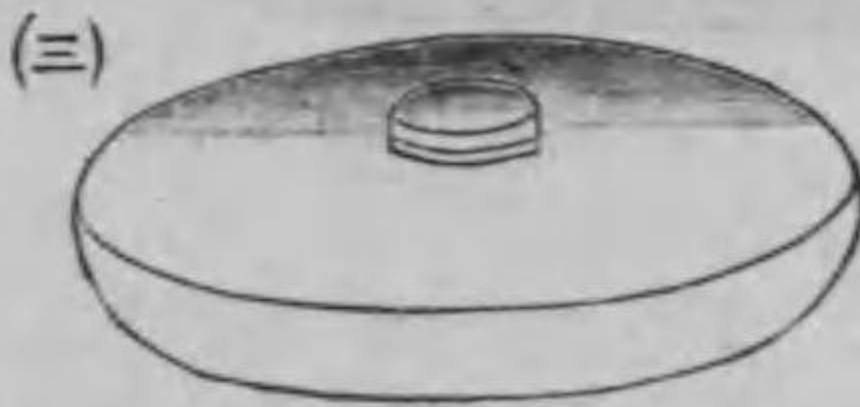
冷罨法とは身體の一部を冷して炎症皮膚又は粘膜炎赤くなるをいふを防ぎ、又疼痛及び充血を去る等に用ゐるものにして、冷水罨法、氷罨法の二あり。

(1) 冷水罨法

最も手軽に行はるゝ法にして、二枚の手拭又はタオルを交互に冷水中に浸して軽く絞り、數層に疊みて其の大きさを患部より稍大にして貼するものに

湯婆の圖

(一) 陶器製
(二) 瓶(湯婆に代用)
(三) 金製



て水は夏は汲みたてのもの、冬は汲置のものを用ふべし。

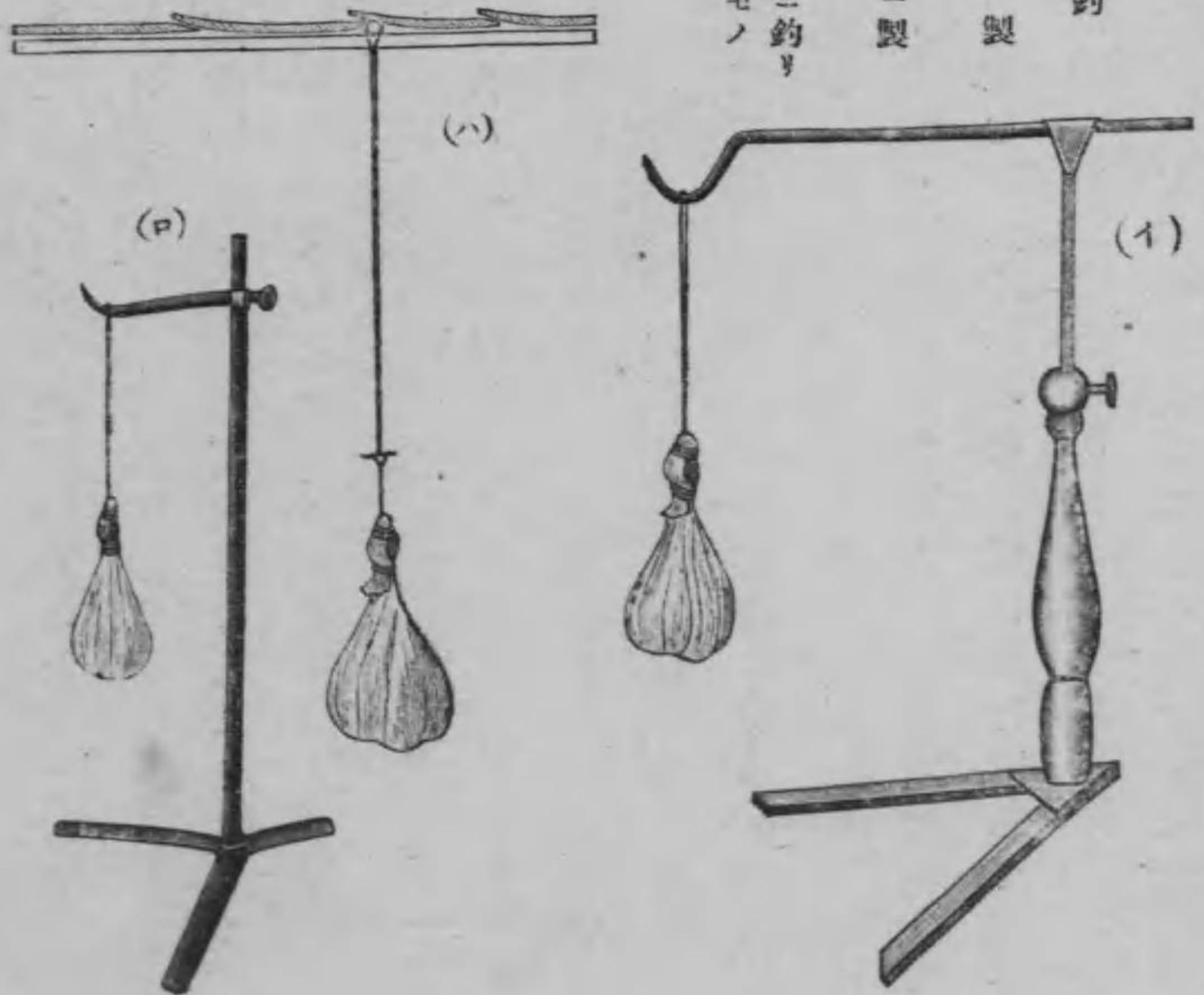
夏季にありては水に鹽酢又は三%醋酸鉛水を加ふるときは冷氣を強くす。其の他冷水を護謨枕膀胱蠟引紙護謨囊等に入れて用ふることあり。冷水罨法は其の効大ならざるものなれば多く次に述ぶる氷罨法を用ふ。

(2) 氷罨法

氷罨法は疊みたる布を氷の上に載せ其の冷ゆるを俟ちて患部に貼し、度々布を取換ふべし。時には氷を氷囊に入れて貼することあり、又後頭部には氷枕を用ふることあり。氷を氷囊に入るゝには氷片を箆に入れて大なる縫針と金槌とを以て胡桃大の片となし布片に包みて少しく揉みて角を去り、囊の半ばまで入れて成るべく空氣を驅除して口を緊括すべく、之を貼するには患部にガーゼ又は手拭を置き、其の上に氷囊を觸れしむべし。而して其の壓重及び滑脱を防がんためには囊に紐を附して天井より吊垂るか或は氷囊釣を用ふるか或は布片に包みて患部に固定するをよしとす。但し過冷のために壞疽を生ぜざらんことに注意すべし。

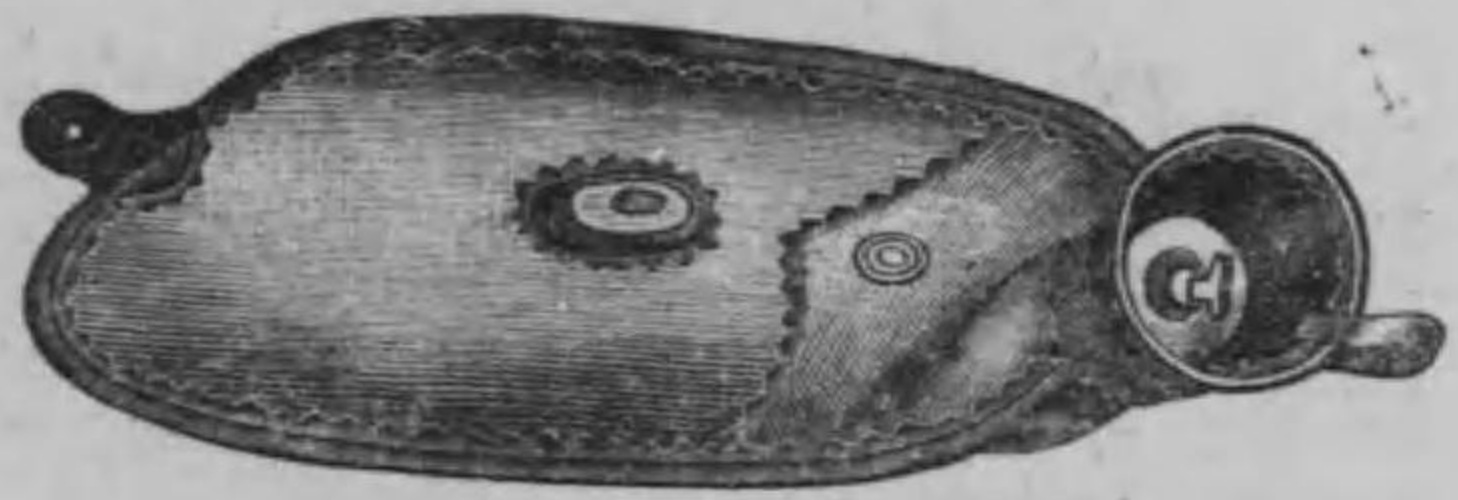
氷嚢釣

- (イ) 木製
- (ロ) 金屬製
- (ハ) 天井二釣ヲタルモノ



氷枕は護謨製の囊の強靱なるを用ふべし。脆きは宜しからず。氷嚢には紙製・布製護謨製及び膀胱等あれども浸出せずして且つ臭氣なきものは護謨製なり。

氷製ムゴ枕



護謨製は高價なれども使用後よく乾燥せしめて内外に片栗粉又は滑石粉を散布し脱脂綿に包み箱に收め置けば永久の使用に耐ふるものなり。氷嚢氷枕等は家庭には豫め備へ置くべきなり。

第九節 塗布法

皮膚若しくは粘膜上に薬液を塗布する法にして、之を施すべき部は皮膚の諸部・咽喉・齒齦・鼻腔の粘膜眼の粘膜等なり。

薬液塗布には毛筆又は綿球を用ふ。綿球はピンセットにて挟み、或は綿を箸又は金屬製卷綿子に巻き用ふ。傳染病者に用ゐたる筆は他の患者に用ふる

金屬性卷綿子の圖



能はざるが故に、塗布用としては綿を用ひ、箸は一回毎に焼き捨て、金屬製器具は煮沸消毒を行ふを宜しとす。

塗布薬として多く用ひらるゝは樟腦丁幾・沃度丁幾・硝酸銀水等なり。塗布部の廣狹を豫定し一回量を別器に分ち取りて用ふべし。粘膜部に塗布法を行ふには豫め其の部の粘液を去るために患部を拭ひ乾す

か、或は咽喉の如きは合嗽法を行ひて後塗布すべし。塗布後も亦合嗽法の必要あるものは之を行ふべし。

第十節 塗擦法

皮膚面に藥劑を擦り込みて藥力を深達せしむる法にして、塗擦藥には軟膏劑、油劑、酒精劑及び水藥等を用ふ。

塗擦には藥瓶を温湯に浸して温めたる後用ふべし。

塗擦法を行ふには看護人は豫め手を清洗し、藥劑を手又は綿球に附け、患部に圈狀に擦り込むべし。此の際多少力を入れるべきも決して強き痛を起す程に至らしむべからず、又其の時間を正確に守るを要す。水銀軟膏を用ふるときは手套を嵌めて塗擦し以て自ら藥毒を蒙ることを防ぎ、油劑軟膏類は皮膚に吸收せらるゝまで擦り込み、酒精劑水劑の如きは全く乾燥するに至りて止むべし。又水銀劑塗擦法を持長する間は同時に合嗽劑を與へらるゝが故に合嗽を怠らしむべからず、然らざれば流涎齒齦の腫起、疼痛、口内惡臭等を發することあり。

塗擦後は其の部にガーゼ又は綿を貼し、更に油紙にて其の上を覆ひ繃帯を施

し置くべし、是藥効を進め且親衣の汚染を防がんが爲なり。而して看護人は直に手の清洗を行ふべし。

第十一節 撒布法

粉藥を皮膚或は粘膜に振り掛くる法にして、其の目的は其の部の濕りを防ぐがためなり。嬰兒の腋下、股間等の濕疹の場合に多く用ひらる。主として酸化亞鉛と澱粉とを等分にしたるものを毛筆又は脱脂綿に含ませ或は布袋に包み指頭にて彈きて患部に撒布す藥を擦り附くるは害あり。

第十二節 按摩法

按摩法は汎く世間に賞せらるゝ所の治療法なりと雖も、是に通曉せる専門家の掌るべき療法にして、無學のものは決して此の術の適任者にあらず。按摩法の目的は其の部の血流を増し榮養状態を佳良ならしむる爲なり。按摩法を行ふときは

(1) 皮下又は關節内に滯留する病的な水液若くは病的血液の殘留物は淋巴管に入りて體外に排出せらる。

- (2) 血液の循環をよくし榮養を可良ならしむ。
- (3) 萎縮せる筋肉の働を振興せしめ微弱なる筋肉を強健ならしむ。
- (4) 筋肉及び關節の硬直を治療す。

化膿ありと推測する部分に按摩法を行ふときは、膿液は淋巴管中に入るが故に、血液の中毒を惹起する恐あり。又血管の栓塞によりて腫脹を生じたる部に之を施すも害あり。これ一旦凝固せる血液は解けて心臓に入り、之より肺動脈に達して肺の血管を栓塞するが爲に肺栓塞症を起して死に至ることある故なり。されば疑はしき廉あるときは先づ醫師の許可を受けて後に之を行ふべし。

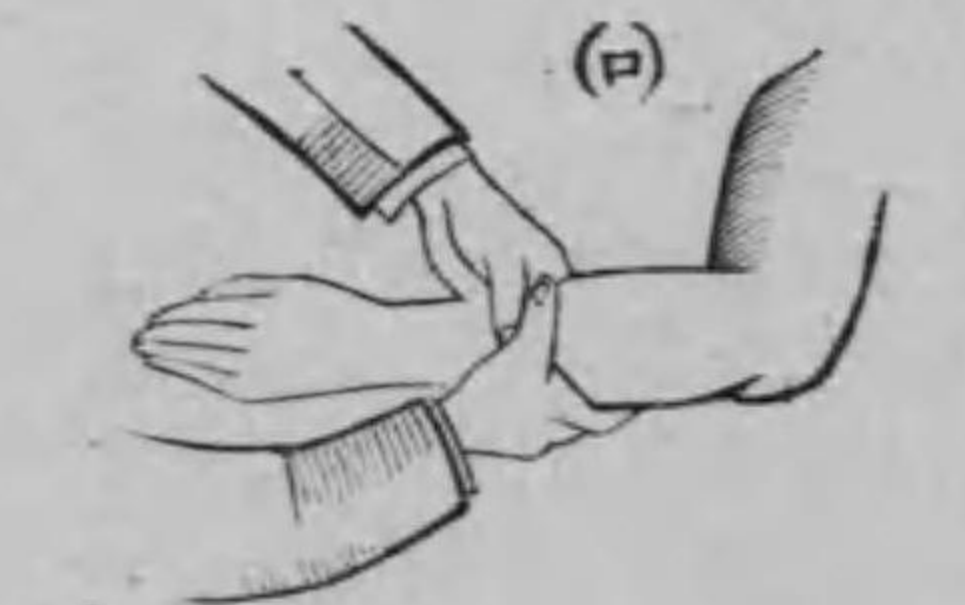
按摩法に左の四種あり

- (イ) 擦過法 片手兩手、拇指拳等を以て壓を加へつゝ、撫づるをいふ。血液及び淋巴液を軟部より壓出し心臓に向ひて送るを目的とす。
- (ロ) 摩擦法 多くは兩手の拇指球又は小指球を以て同じく半環狀に摩擦するものなり。病的産物を細かにするを目的とす。
- (ハ) 揉捏法 筋肉又は皮膚の一部を拇指と示指中指環指及び小指を以て撮み

按摩法の圖



(イ) 擦過法



(ロ) 摩擦法



(ハ) 揉捏法



(ニ) 叩打法

つ壓しつするをいふ。血液及び淋巴液を軟部より壓出する力、撫方よりも大なり。

(ニ) 叩打法 兩手の指を悉く展張し小指の外側を以

て彈發狀に其の部を敲ち、或は平に廣げたる掌にて叩くをいふ。其の目的は其の部の隨意筋を收縮せしめて榮養を盛にするにあり。

總て按摩の種類は單獨に用ゐることは稀にして、互に組合せて用ゐるものと多し。何れも撫方を以て始む、之を豫備按摩といふ。次で必要に應じて揉摩叩法を交へ、其の間時々二三回撫方を挿みて病的産物を壓し遣り、最後に全肢を撫て、終るを例とす。

按摩する方向は常に心臓に向はしめんことを要す。故に頸部に行ふときは上方より下方に、手足を按摩するときは指端より軀幹に向ひ、背部は腰より肩に向つて揉み送るべし。又按摩法を行ふには皮膚にワゼリン、澱粉、雲母の粉末等を撒布して手の運用を容易ならしむべし。

第十三節 電気療法

神経の機能を興進せしめ、或は神経細胞の排列を平常の位置に復せしむる爲に行ふものなり。中樞神経の原因によるものは平流電氣を用ひ、末梢神経の原因によるものには感傳電氣多く用ひらる。而して醫療上最も多く使用せらるる電氣器はステイレル式平流電氣器及びスパーメル氏感傳電氣器なり。近時又盛んに、ディアテルミー電氣療法行はる。電流の強弱時間の長短、及び施術の度数等は醫師の指定する所に従ふべし。

第十四節 水蛭

水蛭を用ふるは誘導法の一にして、一局部の血液を除き去るの目的に用ゐらる。水蛭は他の蟲類と異なりて少しも皮膚に害を殘さざるが故に、血液を吸ひ

取らしむるに非常に便なり。貼用の位置員數(和洋種により又體質によりて異なる)は醫師の定むる所に従ふべく、鼻耳孔附近に貼用する場合には先づ綿栓を以て其の孔を填充すべし。

貼用の際衣袴の汚染を防ぐ爲に先づ油紙を床上に敷き、患部の肌毛は剃除したる後十分清洗し、再三擦除して赤色を呈するに至らしむべし。

貼用の際は小瓶又は筒形になしたる紙に水蛭を入れ、瓶又は筒を倒にして患部に貼すべく、若し吸ひ著かざるときは患部に乳汁砂糖水等を塗布すべし。又水蛭は豫め一二時間水外に出すか又は用ふる前、醋或は麥酒と水との混和液の中に暫時放ちおくときは血液を吸ふこと多し。寒冷の候にありては少時微温湯中に放ちたる後用ふべし。斯くして吸ひ著かば十分血液を吸ひ取りて自ら落つるに至るまで貼じおくべく、若し中途に之を除く必要あるときは食鹽を撒布すべし。水蛭脱落后は創口の癒ゆるまで消毒綿花等を貼用し清潔を保つを要す。又水蛭脱落后の出血速に止まざるときは食鹽水又は鹽化第二鐵液に浸せる綿花を貼ずれば止血するものなれども、尙止まざれば醫師の處置を受くべ

し。

第十五節 芥子泥

芥子泥も亦誘導法の一にして之を患部に貼ずるときは其の部を刺戟して内部の充血を外部に誘導して血行を良好ならしむるものなり。

貼用の部位は醫師の命に従ふべしと雖も、卒倒者或は假死者にありて急を要する場合は心臓部上膊内面内股或は腓腸部に、胃痛腹痛にありては其の各患部に貼ずべし。

芥子泥製法は新鮮の芥子末に少許の温湯を注ぎ攪拌して濃き粥状となし、之を木綿ガーゼ等に厚さ一分位にして適宜の大きさに展べ、木綿或はガーゼを以て其の面を被ひ患部に貼すべし。感覺鋭敏なる部或は小兒に用ふる場合は、芥子泥に麥粉を混じ、又強き刺戟を必要とするときは大根卸汁又は山葵卸汁を芥子に加へて作るをよしとす。

芥子泥貼用の時間は大凡十分乃至十五分間なれども、其の部に灼熱疼痛を起すときは直に取り去るべし。又時々患部を窺ひ赤色を呈するに至らば痛みな

きも取り去るをよしとす。然れども其の時間は芥子末の性質、新舊及び患部の位置等によりて自ら長短ありと知るべし。又心臓の甚しく衰弱せる患者は長く貼するも赤色を呈せず、然れども一定の時間を経たる後には赤色なきも取り去るべし。芥子泥を去りたる後刺戟甚しきときは微温湯にて清拭し、少許の油を塗敷し、或は壓定巾を濡して其の部を覆ふも可なり。市中販賣の芥子紙は効果少し。

第十六節 發泡膏

發泡膏も亦誘導法の一にして、其の目的は内部の痛みを皮膚に導き皮膚に水泡を發せしむるにあり。時として血清検査を要するとき例へば腸チブス、診斷に要する血清を發泡膏を貼用して採取することあり。通常茺菁硬膏を用ふ。此の膏薬は名刺の厚さに布或は紙に展べて之を豫定の大きさに切り、絆創膏の細條或は綑帯にて其の患部に固定し、水泡を發するを待ちて除き去るべし。水泡は膏薬を貼したる後十時乃至十二時間にして生ずるものなり、故に、既に水泡生じたる時は膏薬を去り、尖端を燒きたる針にて皮膚に接したる部の疱膜を一

二ヶ所刺し漿液を脱脂綿に吸はせ或は必用あるときは試験管内に採取し其跡には硼酸軟膏等を貼すべし。斯くするときには數日にして治するものなり。芫菁硬膏は僂麻質斯助膜炎肺炎神經痛等に用ひらるゝことあり。然れども濫に持長すべからず。もし持長する時は藥液は吸収せられ腎臟及び尿の通路を刺戟して膀胱炎を發するの恐あり。

第十七節 吸角

吸角又吸玉ともいふ。誘導法の一にして從來單に瀉血にのみ用ゐたりしが、今日はピール氏爵血療法に應用し血液の循環をよくするに用ふ。其の形種々あり、古は簡單なる硝子球にして、之に數滴の酒精を注ぎ振り動かして餘れる液を傾け去り、乾布にて其の縁を拭ひ點火して手早く患部に貼せしが今は之に護謨球を附し球中の空氣を稀薄ならしめて吸付かしむるものなり。吸角を去るには吸角を少しく反折して其の一部より空氣を入らしめて靜かに去るべく一時に強く離すべからず。而して顔面等は去りたる後按摩法を行ふべし。(吸角は屢位置を變更して反復貼用すべし。時間は數秒にて足れり。)

第十八節 沐浴

沐浴は皮膚孔を開き血液中の老廢物を洗ひ去り血液の循環を能くし以て心氣を爽快ならしめ身體の活力を増進せしむるものなれば、衛生上重んずべきものなり。沐浴は健者病者共に必要なるは論を俟たざれども、唯病者にありては浴後の處置宜しからざる時は感冒にかゝりて思はざる大患を招くことあるが故に、周到なる注意を加ふべし。

一、沐浴法の種類 其の一

沐浴法に(1)全身浴(2)局所浴(3)灌水浴(4)射浴(5)蒸氣浴(6)砂浴等あり。

(1)全身浴の水量は患者の肩に至るをよしとす、肩より上部は浴湯上に露出するときは風邪に罹らず、浴湯の溫度及び時間は醫師の命に従ひ檢浴計を以て測定すべし。衰弱したる患者にありては、看護人之を助けて靜かに浴槽中に入浴し、浴し終れば乾きたる手巾を以て速かに身體を拭ひ、直に衣服を着せしむべし。時としては浴中又は浴後患者眩暈して嘔氣を起し、或は急に虚脱して人事不省となることあり、斯かるときは直に入浴を止め、冷水、茶、葡萄酒、或は他の

(2) 局所浴
酒類を與へて精力を補益すべし。

(イ) 座浴には通常の鹽を用ひ、患者をして其の中に平坐せしめ、浴湯の量は臍部に至らしむるを度とし、入浴中數回熱湯を加へて浴温を保たしむべし。鹽

又は芥子末を加ふれば一層効多し。此の法は子宮病腸病、感冒等に用ひて良効あり。

(ロ) 臂浴及び手浴は手及び前膊の炎症に用ふ、藥浴を行ふこと多し。

(ハ) 脚浴には温湯を用ゐ、時には藥物を加ふることあり。其の水量は腓腸の上際に達するを度とすべし。

(3) 灌水浴は灌水器又は桶を以て冷水又は温湯を患者の項背、胸又は頭部に灌ぐものなり、其の部位水勢の強弱、時間等は醫師の指圖に依るべし。

(4) 射浴は水を線狀に或は雨狀に灌溉する法にして、通常冷水

臂浴の圖



を以てすれども、稀には温湯を用ふることあり。之には如露を用ふるもよしとす。

(5) 蒸氣浴(露西亞浴) (6) 熱氣浴(羅馬浴)は共に特別の設ある浴室内に於て行ひ、發汗を催すを以て目的とす。鹿兒島縣下に行はるゝ蒸風呂と稱するは蒸氣浴なり。局部蒸氣浴は鼻口、耳等の疾患に用ゐられ、熱湯を適宜の器に盛り、患部を其の上に乗せ、厚毛布を以て被覆して蒸氣に觸れしむる法なり。之を行ふには火傷を起さしめざる様注意すべし。

(7) 砂浴は大分縣下別府の如き、天然の砂浴を最も可とす。(時間は半時間乃至一時間を例とす)。砂浴後は身體を洗ひ、或は全身浴を施し、半時間乃至一時間毛布にて被覆して發汗せしむべし。

二、浴の温度

水の温度により浴を別ちて左の五種とす。病症により醫師の指圖に従ふべし。

(1) 熱浴 攝氏四十五度以上

- (2) 溫浴 攝氏四十五度迄
- (3) 微溫浴 同四十度迄
- (4) 半冷浴 同三十度迄
- (5) 冷浴 同十度乃至二十度

三、沐浴時間

浴湯の溫度に應じて時間に差あり、病症により醫師の命に従ふべしといへども、通常は左の如し。

熱浴、冷浴は五分、半冷浴は八分、微溫浴は十分乃至十二分、溫浴は十五分を超えざるを例とす。

四、藥浴

浴湯中に藥物を加へて浴せしむることあり、之を藥浴といふ。(1)食鹽浴は皮膚の抵抗力を増す。(2)藥草浴。(3)硫黃浴共に皮膚病に効あり。(4)鐵浴は收斂と保温との効あり。(5)芥子浴は肺炎、赤痢、虛脫等に効あり。(6)麥芽浴は保温の効あり。(7)ラヂウム浴はリウマチス、神經痛、病後の關節の強直等に効あり。之等は皆醫師

の指圖に従ひて行ふべし。

第六章 消毒法一般

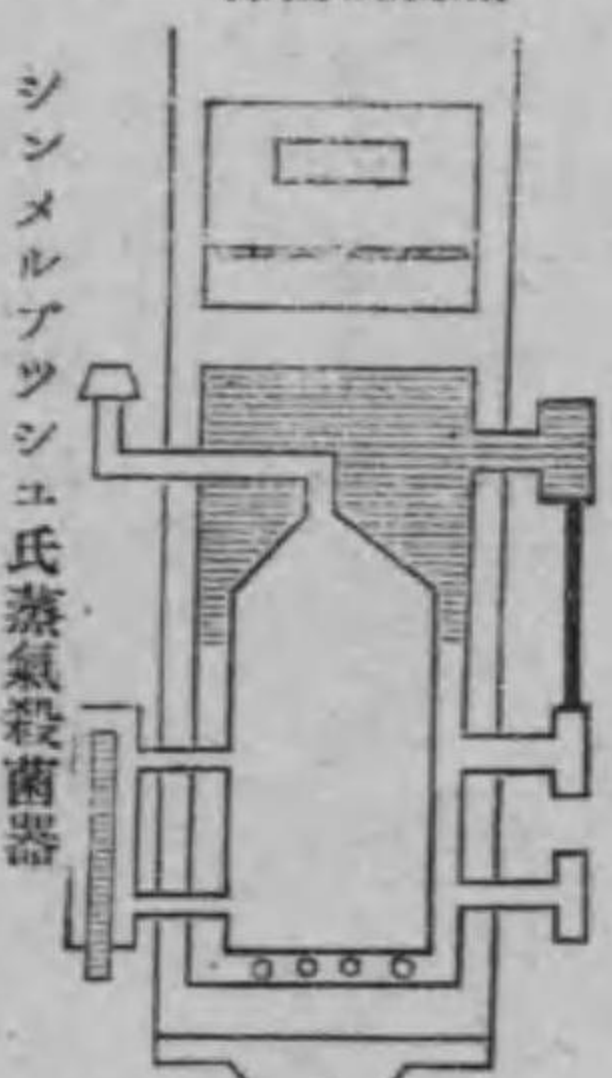
消毒法とは一般の么微有機體殊に病原性微生體を全然消滅せしむる方法といふ。而して消毒法は適用する物體に應じて其の趣を異にす。

第一節 消毒法の種類

一、燒却法、火焰中にて燒却又は熱灼する法にして最も完全なる消毒法なり。傳染病者に接觸したる汚染物質の最早使用に適せざるもの、或は價值廉なるものは燒却するに如くはなし。又金屬類の如きは熱灼するをよしとす。

二、蒸汽消毒法 消毒法中最も有力なるもの、一にして多數の物品は此の法によることを得。此の法を行ふには蒸汽殺菌器を用ひて攝氏百度乃至百三十三度の水蒸氣を發散せしめ、之を殺菌すべき綑帶材料、被服等を入れたる貯槽中に三十分乃至四十分間通ずるものにして、殺菌器は其の種類多けれどもシンメルブツシユ氏 (Schimmelbusch) 及びコッホ氏 (Koch) の蒸汽殺菌器最も實用せ

蒸氣殺菌器



らる。我が國在來の蒸籠又は飯蒸器を代用するも可なり。

三、煮沸消毒法 多數の菌は百度の熱湯中に於て沸騰後三十分以上を經過すれば死滅するが故に煮

沸法は確實なる消毒法なり。但し本法は總ての物品に應用し難く硝子磁器木製金屬及び布片類中其の物質を變化せざるものにのみ適し、一般に大形の物體には行ひ難し。

四、日光消毒法 太陽の直射光線は多數の菌殊に結核菌・コレラ菌・ペスト菌等に對し有力なる殺菌性を有するを以て、傳染病患者の病室は障子を開放して光線の射入を圖るべし。取放し得べき家具・寢具・衣服・書籍等は直射光線に曝露すること大凡三時間なれば十分殺菌の効を奏し、其の回数を重ねるときは濕潤物の乾燥は同時に殺菌性を補助して其の効を著大ならしむ。然れども此の消毒法は消毒度の標準を缺くを以て人々の安心を得ること困難なるによ

り多くは他の確實なる消毒を行ふ能はざる場合に於て用ゐらる。されど予の經驗上よりいへば、少しも費用を要せずして然も有効なる結果を見るを以て、勞力を吝むことなく數回之を反復實行すれば立派なる成績を擧ぐるを得て、家庭に於ては大に賞用すべきものなることを疑はざるなり。

五、藥物消毒法 細菌附着物を單に摩拭又は洗滌すとも悉く之を殺菌すること能はずといへども、消毒藥の溶液を以て此の器械的作業に共働せしむれば消毒の効を増すこと大なり。例へば傳染病室に石炭酸水を撒布して之を摩拭するが如きは是なり。殊に生活動物體の皮膚就中手術時に於ける手の消毒の如きは他の消毒法を行ひ難きを以て、刷毛・石鹼及び溫湯を以て少くも五分乃至十分間能く摩擦洗滌し、次に五十乃至七十%の酒精を以て一、二分間摩拭し、更に〇・一%昇汞水或は三%石炭酸水を以て三分間摩擦洗滌するときは、絶對的無菌に達すること難しと雖も略消毒を行ひたるものと見て差闕なし。

六、乾熱消毒法 此の法は百五十度内外の高熱を以て完全に消毒を行ひ得るものなりと雖も、有機性物質は著しく破壊せらるゝを以て硝子陶磁器金屬の如

き少数のものに限り行はる。

以上の諸法を應用する時は如何なる物品にても消毒し得ざるものなし。

第二節 傳染病豫防法に依る清潔及び消毒方法

傳染病豫防法第六條により清潔方法消毒方法左の通り定む。

明治三十年五月 改正 明治三十八年六月 大正五年八月
内務省令第十三號 省令第十七號 省令第十號

第一 清潔方法

第一條 清潔方法の要項左の如し。

- 一、傳染病患者ありたる家に於ては殊に患者の居室其他病毒汚染の疑ある場所
所に注意し消毒方法の施行を了りたる後掃除を行ひ其塵芥は之を焼却す
べし。
- 二、家屋掃除の際床下の塵芥其他の不潔物は之を取除け焼却すべし。
- 三、傳染病患者ありたる家の井戸流臺所使所又は芥溜の掃除を要する時は消
毒方法の施行を了りたる後之を行ふべし但し必要な場合には修理改造及
井戸浚をなすべし。

四、ペストに對しては前各號の外屋根裏天井羽目板間床下等に就て鼠族搜索
驅除を行ふべし。

五、傳染病毒に汚染し若くは汚染の疑ある家に於て施行する場合亦前各號を
準用すべし。

第二條 傳染病流行に際し溝渠を攪拌するは却て病毒蔓延の媒介を爲すの虞
なしとせず必要な場合には消毒藥(生石灰末若くは石灰)を投じたる後浚す
べし。

第三條 傳染病流行前又は流行後に於て清潔方法を行ひ家宅の掃除溝渠の浚
潔を爲す場合に於ては濫りに消毒藥を撒布すべからず。

第四條 溝渠を浚へたる汚泥塵芥は直に一定の運搬器に入れ健康上有害なら
ざる様一定の場所に棄つべし汚泥を路傍に散逸せしめ又は之を堆積すべか
らず。

第二 消毒方法

第五條 消毒方法は左の四種とす。

一、焼却

二、蒸汽消毒

三、煮沸消毒

四、藥物消毒

第六條 焼却に適するものは左の如し。

- 一、傳染病患者若くは死體に用ひたる被服、臥具、便器其他の器具等にして甚しく病毒に汚染し消毒後再び用に供するの目的なきもの。
- 二、傳染病患者の吐瀉物其他の排泄物及塵芥、動物の死體等。

第七條 蒸汽消毒に適するもの左の如し。

- 一、衣服、臥具、布片等總て絹布、綿布、麻布、毛織物類。
- 二、硝子器、陶器、磁器其他鑛製若くは木製品類等にして汽熱に堪ふるもの。

第八條 蒸汽消毒を施行するときは左の各項に注意するを要す。

- 一、革類、革製品、漆器其他の塗物類、護謨製品、護謨製品、糊付品、膠付品、毛皮、象牙、電
甲角の類は物品を損するを以て蒸汽消毒を避くべし。

二、被服類に蒸汽消毒を施すには豫め袖中又は衣囊中を檢索し若し彈丸、火藥等爆發又は發火し易き物品あるときは之を取出すべし。又消毒中他物に染色の恐あるもの等は蒸汽消毒を避くべし。

三、蒸汽消毒は流通蒸汽を用ひ成るべく消毒器中の空氣を驅逐し一時間以上攝氏百度以上の濕熱に觸れしむべし。

第九條 煮沸消毒に適するものは蒸汽消毒に適するものに同じ。

煮沸消毒は消毒すべき物品を全部水中に浸し沸騰後三十分間以上煮沸すべし。

第十條 藥物消毒に供する藥劑並其用法は左の如し。

一、石炭酸水(約三十三倍)防疫用石炭酸三分、普通食鹽五分、水九十二分

石炭酸水を製するには防疫用石炭酸水及普通食鹽に少量の水を加へ攪拌又は振盪しつゝ徐々に水を注ぎ定量に至らしむべし、溫湯を用ふれば其溶解殊に速なりとす。

石炭酸水は各種物件の消毒に適す、但し使用の際は毎回振盪し左の諸件に

注意すべし。

一、尿尿吐瀉物其他排泄物には同容量を加へ能く攪拌したる後二時間以上放置すべし。

二、器具室内等を消毒するには擦拭又は撒布すべし。

三、衣類等を消毒するには二時間以上浸漬すべし。

一の二、「クレゾール水」クレゾール石鹼液六分、水九十四分

「クレゾール水」を製するには「クレゾール」石鹼液六分に定量の水を加ふべし。

「クレゾール水」は各種物件の消毒に適し其用量及應用は石炭酸水に準ずべし。

二、昇汞水。(約千倍)昇汞一分、普通食鹽一分、水千分

昇汞水を製するには定量の昇汞及普通食鹽を定量の水に溶解し又は昇汞錠

(一錠中昇汞五瓦を含む)を一錠に付水約五百瓦の割合に溶解すべし。

昇汞水は猛毒にして危険なり故に貯藏使用の際十分に注意を加へ又昇汞錠

を用ひざるものにありては「スカレット」又は「ゾイレフクシン」其他適當の色素

を加へて着色し一見識別し易からしむるを要す。但し金屬製の器に貯藏す

べからず。

昇汞水は陶器硝子器木製器具又は室内の消毒に適す飲食用器具玩具の消毒

飲料水に滲透すべき場所の消毒及金屬製品尿尿吐瀉物其他排泄物の消毒に

用ふべからず。

三、生石灰少量の水を灌げば熱を發して崩壊するもの

生石灰末。生石灰に少量の水を加へ粉末と爲したるもの。

生石灰末は用に臨みて之を製し吐瀉物其他の排泄物溝渠等の消毒に用ふべ

し吐瀉物其他の排泄物を消毒するには少くも其容量五十分の一を投じ能く

攪拌すべし。

石灰乳(十倍)生石灰一分、水九分

石灰乳を製するには一分の生石灰に九分の水を徐々に加へ能く攪拌すべし、

其用量は吐瀉物其他排泄物等の容量四分の一以上とす。但し石灰乳は用に

臨みて之を製し使用の際には毎回攪拌するを要す。

普通石灰は生石灰を得ること能はざる場合に限り代用として其倍量を用ふ

べし。

四、格魯兒石灰水(二十倍)格魯兒石灰五分、水九十五分

格魯兒石灰水の應用並用量は石灰乳に同じ。但し用に臨みて製すべし。

五、加里石鹼又は緑石鹼三分を熱湯百分に溶解し使用の際には加熱するを要す。

加里石鹼又は緑石鹼は不潔なる木製器具・戸障子・床面等の消毒に適す。

六、「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」はフォルマリンを噴霧発生せしめ又は適當の装置によりて之を発生せしむべし。

「フォルムアルデヒド」を使用せんとする際は左の諸件に注意すべし。

一、氣密に閉鎖し得べき消毒函内又は土蔵造洋風建物・船舶・汽車等にして戸扉・窓孔等を密閉し得べき室内に非ざれば之を使用すべからず。

二、消毒函又は室内の容積百立方尺に付、フォルマリン四十瓦以上を噴霧せしめ若くはフォルムアルデヒド瓦斯十五瓦以上を発生せしめ同時に約百瓦以上の水を蒸發せしむるの比例を以て装置したる後七時間以上密閉し置くべし。

「フォルムアルデヒド」は左の消毒に用ふることを得。

一、土蔵造洋風建物・船舶・汽車等の密閉し得る室内又は室内に定着せる器物等にして他の消毒方法を行ふこと能はざるもの。

二、他の消毒方法を行ふこと能はざる貴重品其他の物件にして其内部に至るまで消毒方法を施すの必要なしと認めたるもの。

七、「フォルマリン」一分、「フォルマリン」水三十四分、

「フォルマリン」水は用に臨み、「フォルマリン」一分に定量の水を加へ製すべし。

「フォルマリン」水は家屋家具・什器及衣類等の消毒に適す其用法は石炭酸水に準ずべし。

第十一條 消毒方法の應用は左の如し。

第一、患者

傳染病患者治癒したるときは全身入浴を行ひ衣服を更めしむべし、場合に
よりては溫濕布を以て拭淨し入浴に代ふるも妨げなし。

第二、死體

傳染病の死體を棺に斂むるには其被服に昇汞水若くは石炭酸水を十分に撒布し又は石炭酸水、クレゾール水若くは昇汞水に浸漬したる布を以て包み又は石灰を以て填つべし。

第三、看病人病家の家人其他病毒に接觸したるもの。

看病人病家の家人其他消毒方法の施行又は患者死體排泄物運搬等の爲病毒に接觸したる者は時々若くは其都度手足及衣服を消毒し入浴すべし。手足の消毒は石炭酸水、クレゾール水又は昇汞水を用ふべし。

第四、患者死體等の運搬器

傳染病の患者死體等を運搬したる駕籠釣臺の類は使用後毎回石炭酸水、クレゾール水、フォルマリン水又は昇汞水を以て擦拭すべし。

第五、便所并溜溝渠等

傳染病患者の吐瀉物排泄物の入りたる便所の糞池肥料溜等には石灰末石灰乳若くは格魯兒石灰水を灌ぎ能く攪拌すべし、但し便所は石炭酸水、クレ

ゾール水又はフォルマリン水を以て消毒したる後直に使用し糞便は一週間の後肥料に供せしむることを得。

病毒に汚染したる土地には石灰乳若くは格魯兒石灰水を灌ぎ消毒すべし。病毒の混入したる芥溜には石灰乳若くは格魯兒石灰水を灌ぎ其塵芥は焼却すべし。

病毒の混入したる溝渠には生石灰末石灰乳若くは格魯兒石灰水を灌ぐべし。

第六、衣服器具敷物等

傳染病患者の着用せる衣類臥具並其病室に在る諸器具又は看病人及患者に接したる家人の衣類其他病毒汚染の虞あるものは各物件の種類に従ひ消毒方法を施行すべし。

第八條第一に掲げたる物品の類は加里石鹼又は綠石鹼(毛皮を避くべし)を以て洗ひ又は石炭酸水、クレゾール水若くはフォルマリン水を以て拭淨し若くは之を撒布し又はフォルムアルデヒドを用ふべし。

第五條に掲ぐる各消毒方法を施行すること能はざるものは日光に曝し若くは大氣中にて乾燥せしむべし。

第七、家屋

患者の居室其他傳染病毒に汚染し若くは汚染の疑ある室内各部は石炭酸水、クレゾール水、フォルマリン水又は昇汞水を以て拭淨すべし、但し土藏造洋風建物等密閉し得べき室内には、フォルムアルデヒドを用ゐることを得。

消毒後は日光の射入、空氣の流通を良くし乾燥せしむるを要す。

第七の二、井戸、水槽等

傳染病毒に汚染し若くは汚染の疑ある井戸水槽等には水量五十分の一の生石灰を乳狀となして投入し能く攪拌したる後十二時間以上放置し又は適當の装置に依りて熱蒸汽を通し三十分間以上沸騰せしむべし。

第八、汽車

傳染病患者若くは死體ありたる汽車内の消毒は第七に準ずべし。

傳染病患者の吐瀉物其他排泄物に對しては消毒薬を混じ適宜處置すべし、車内に附屬する便所は石炭酸水、クレゾール水又はフォルマリン水を以て消毒すべし。

第九、船舶

傳染病患者若くは死體ありたる船室内の消毒は第七第八に準ずべし、其他の場所に對しては消毒薬の撒布、擦拭等適宜處置すべし。船底水には其容量二百分の一の生石灰末を加へ二十四時間を経たる後汲出さしむべし。

第七章 傳染病者看護法・豫防法・消毒法

一、傳染病につきて

(1) 病原菌

傳染病は有害なる微生物の身體に入るによりて發す、之を病芽又は病原菌といふ。法律上の十種傳染病とは虎列拉、ペスト、腸窒扶斯、赤痢、痘瘡、猩紅熱、實扶

的里發疹室扶斯・バラチフス流行性腦脊髄膜炎にして、その他麻疹・結核・麻拉利亞肺炎・流行性感胃・創傷傳染病・傳染性眼疾及び花柳病等も亦各々特種なる有機細菌により起る傳染病なり。此等の病原菌は各特種の形狀を有す、即ち桿狀菌・球狀菌・螺旋狀菌等是なり。而して此等病毒の榮養に有要なるは鹽類・蛋白質・水分等にして實に人體は病毒の極めて適良なる榮養地なり。茲を以て此の榮養地に於ては其の蕃殖極めて速く、通常數時間を経ずして一個の細菌より數千萬を増殖するに至るといふ。然れども茲に注意せざるべからざる事は人體に入りたる細菌は必ず其の害を人體に與ふるものにあらずして、身體健康なる人にありては其の細菌の甚しく多數に侵入せざる限りは白血球の爲に拉去せられて遂に其の毒を現さざるに至ること是なり、之を自然免疫と云ふ。

(2) 病原菌の傳播する徑路
之に反し若し其の病に對する素因ある人、或は既に病變あるものは最も犯され易き故に、常に身體を丈夫にし能く細菌に對抗し得るやう心がくべし。

細菌は如何にして人體に達するかといふに、普通(1)呼吸、(2)食物、(3)創面より侵入す。即ち結核菌肺炎菌の如きは呼吸により、虎列拉菌・室扶斯菌は食物により、丹毒・破傷風の如きは創面より傳播するものにして、彼の麻拉里亞の如きも蚊の刺創内に其の病菌を移植するによりて來るなり。要するに病毒は患者の排泄物・分泌物及び血液等により前記の門を通過し、健康者の身體に入りて再び病を發するものなり。

(3) 細菌毒素の中毒
細菌人體内に入るときは患者は榮養分を奪取せられ代謝機能を障害せらるるに因りて大に身體を疲勞せしむれども、此の外に最も恐るべきは細菌より産出せらるゝ毒素(Toxin)の中毒なり。此の毒素は血中に入りて種々の重要な臓器特に心臓・腎臟・腦髓等を甚しく害するものなり。

(4) 免疫質
人體一たび細菌に襲はるゝと雖も必ず常に病を起すものにあらず、先天的に其の病に抵抗する力ありて之を感受することなきに至るものあり。之を先

天性免疫質と云ひ、罹病したる後更に該病にかゝらざるとき之を後天性免疫質を有すといふ。故に今日に於ては人爲的に軽度の病に罹らしめて免疫質のみを後に残さしむる方法専ら行はる、種痘の如き是なり。然れども此の人爲的方法による免疫性は、疾病より得たるものよりも効果薄く、且免疫期間に限りあり。麻疹又は腸室扶斯に罹りしものは容易に再感することなければども種痘は免疫期間五ヶ年を保ち、實布帝里、破傷風、虎列拉、腸室扶斯等の如き血清注射による免疫期間は僅に一ヶ年を保つに過ぎず。

二、主なる傳染病

第一節 腸室扶斯

(1) 傳染の徑路

腸室扶斯はネーベールとガムキー兩氏の精密なる研究による腸室扶斯菌によりて發する病にして、主として小腸に病變を起すものなり。全世界到る所に蔓延す。此の病原菌は患者の兩便及び汗等に潜在し、之等のもの乾燥し塵埃となりて空中に飛散し、或は土中に浸潤して井中に入り、或は患者の衣類の洗

濯水により、遂に飲食物を介して消化管より人體に入るものなり。此の病は夏秋に多く流行し、一度罹りしものは再び罹ること稀なり。但し時としては腸室扶斯治癒したる後に於て尙長く兩便より、病毒の出づることあり、之を保菌者といふ。此の便は傳染の虞あり。

(2) 症候

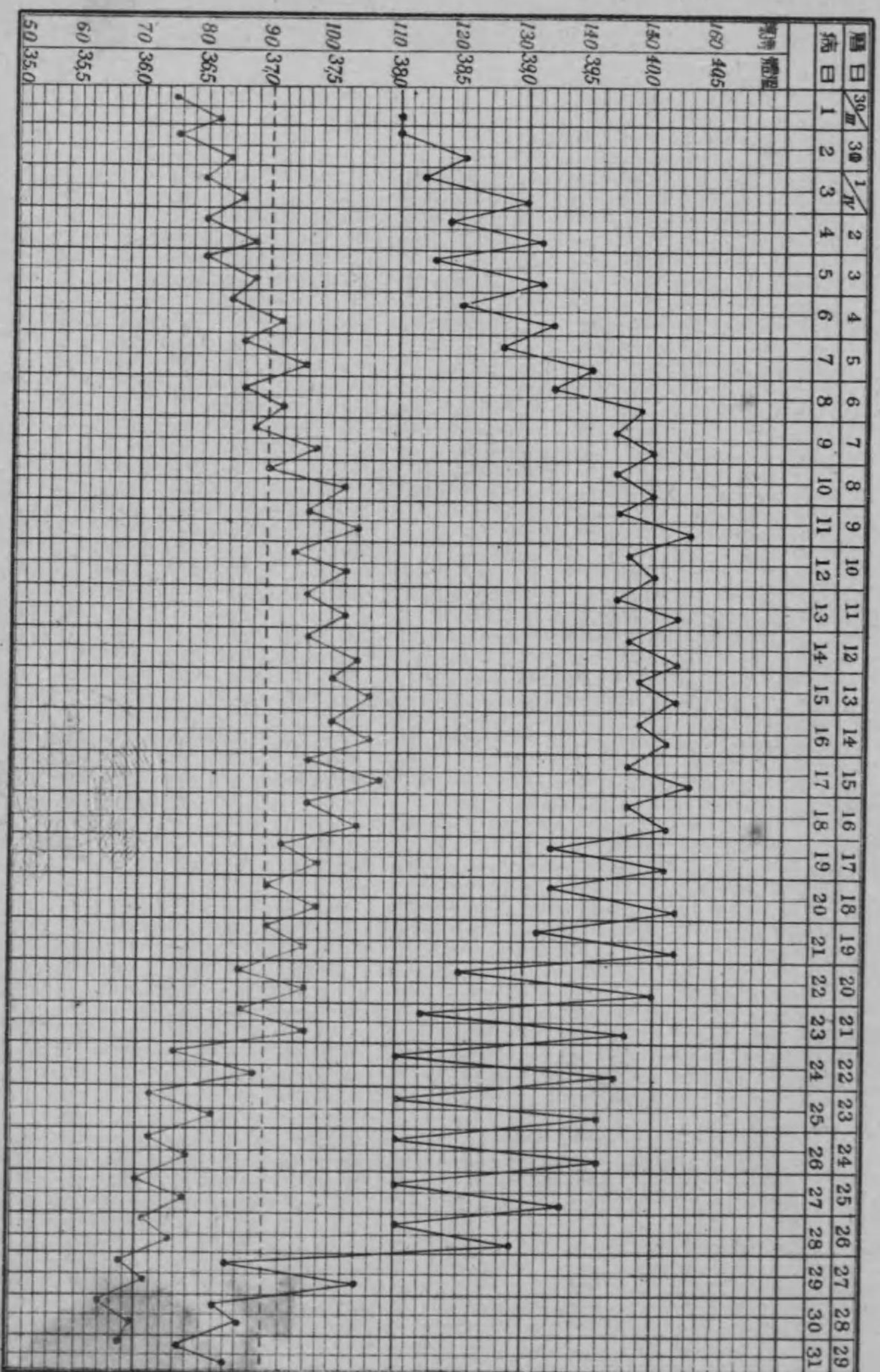
此の病毒の人體内に入りて室扶斯の症候を發するには二週乃至三週間の潜伏期を有し、その間倦怠、頭痛、眩暈、食慾不進及び便秘等の容態あり、或は此の内僅に一二病狀を呈することあるも其の原因の何にあるかは不明のまゝに經過し、二週乃至三週の後に至りて始めて本來の症候を發し、惡寒し、體温階段狀に昇騰し、數日にして多くは四十度に達し、大渴を感じ、頭痛を來し、舌及び唇乾燥して煤灰色を呈し、精神恍惚として遂に人事不省となることあり。時としては精神錯亂して狂者の如きものあり。而して脈と熱と相伴はざることが此の病に見る所にして高熱なるにかゝらず脈搏少なし。大便は多く下痢し、豌豆汁に類似して臭氣あり、又時としては便秘することあり。軀幹及び四

肢に小なる淡赤色の蕁麻疹として壓すれば色消え壓を去れば赤色を呈するものを發し、脾臓の腫大を來す。通常患者は少しく咳嗽し、聽力不良となり、食慾減退す。熱は約二週間は稽留し、之より第三週の中頃に至り漸く弛張し、又落屑し、第四週の終りには發汗し、熱度階段狀に降り、第五週に至りて平温に復し、食慾振起し漸次に恢復期に移るものとす。恢復期は頗る長時日を要し、再發することも屢あり、殊に合併症ある場合には全快する迄には多くの時日を要す。但し病毒に感受すること少きか、或は病毒の繁殖を見ざりし時は、以上の症候を發せざるか或は僅かに其の型のみを發することあり。

(3) 看護法

此の患者は避病院に入らしむるを最も安全なりとす、若し家庭に於て治療する場合には、看護人の外は病室に出入することを嚴禁すべし。此の患者は全快するまでは必ず病床に就かしめ、兩便とも必ず蓐中にて爲さしむべし。

室内は常に靜肅を保ち、室温は華氏六十度乃至六十五度を宜しとす。殊に患



者の口中の清洗を要するが故に、若し患者自ら之を行ふこと能はざるときは看護人は濕したる布片を以て患者の口中を清拭すべし。彼の耳下腺炎は口腔内の不潔によりて起るものにして、長く癒えずして患者をして非常に苦しむるものなる故に、冷罨法を行ひ十分に合嗽を行はしむるを要す。食物は流動性無刺戟のものを愉快に攝食せしむる様注意すべし。其の種類は肉羹汁牛乳葛湯粥汁赤酒生卵黄等とし、通常病の初期に於ては牛乳六百瓦葛湯六百瓦おも湯六百瓦を一日量の標準とし、解熱後第七日を経れば粥刺身半熟卵等を與ふるもよしとす。大抵解熱後二週間を経れば再發することなき故に、此の二週間は醫師の許したるもの、外與ふべからず。恢復期に於て食物に注意せざりし爲に熱の急に昇ることあり、之を窒扶斯の再發と稱す。再發を來せば更に病歴を復せざるべからざる故に、恢復期食慾頻りに進める時に於ては特に食物に注意すべく、一時の愛に溺れ恨を後に殘すべからず。元來此の病は始め小腸部に潰瘍を生じ、やゝもすれば穿孔を生じ出血の危険あり、固形食物を攝取すれば大便の腸壁を刺戟する爲に腸出血及び腸穿孔を

來すことあり、是等は共に最も恐るべき症狀なり。腸出血は腸の血管破れ出血するものにして、大抵出血すると同時に體力衰へ、體溫急降し、皮膚蒼白を呈し、厥冷し、平溫以下となり、脈搏は之に反して増加し、次で混血便を漏すに至る。故にこの場合應急の處置として酒類又は興奮劑を與へ、直に盲腸部に氷嚢を貼し、患者をして仰臥せしめ、動かしむべからず。又腸穿孔の場合には、急性腹膜炎を起し生命覺束なきものなり。療法は腸出血に同じ。又腸室扶斯にありては、往々心臟の衰弱を來すものにて、これ亦恐るべき症候なれば看護人は常に脈搏に注意すべし。

(4) 消毒法

患者の排泄物、被服、寢具、食器、便器、尿器、病室及び患者の用ゐたる浴水等は悉く消毒すべし。又病室内には昇永水を用意し、患者に接する毎に手の消毒を怠るべからず。

第二節 發疹室扶斯

(1) 傳染の徑路

病原詳ならざれども、本病の傳染は空氣傳播、個人の交通、介立者、使用品等によるものなり。

(2) 症候

此の病は通常一週乃至二週間の潜伏期を経て發病す。初めは身體倦み、食欲不進、頭痛、眩暈等あることあり、或は俄かに惡寒戰慄し、經過腸室扶斯に類似することあり、又突然惡寒を來し、頭痛烈しく、體溫四十度内外に昇ることあり。されどこの病は發病後即ち發熱後四日乃至六日にして多くの豌豆大の蕁麻疹を發するを以て發疹室扶斯といふ。高熱は稽留し二三週間以上にして分利性下熱するものなり。

(3) 看護法

消毒法はすべて腸室扶斯患者と同一になすべし。

第三節 パラチフス

パラチフスはパラチフス菌によりて發する傳染病にして、其の徵候、豫防消毒法等略腸室扶斯に等し。

第四節 虎列拉

(1) 傳染の徑路

虎列拉はコツホ氏發見のコンマバチルスによりて發生する病にして、兩便汗及び吐瀉物の消毒不十分の爲に、飲食物の媒介によりて人體中に入るものなり。其の流行の力は窒扶斯よりも一層強くして、虛弱なる人、感冒の人、胃腸病の人は最も感染し易し、彼の戰時に此の病の流行多きは人體疲勞して攝生の行届かざるが一の原因なりといふ。而して此の病の治癒したる後も永く兩便より菌を出すことあり。

(2) 症候

此の病は數時間乃至三日間の潜伏期を以て起り、初めに發熱、不快、倦怠等を覺え、極めて輕き下痢を起せども、此の下痢は餘り苦痛を感ぜず且便色に變化なし、之を前驅下痢といふ。次に甚しき米泔汁様の臭氣多き下痢及び嘔吐盛に起るものにして忽にして患者は疲勞衰弱し、眼陷り、頬肉落ち、口唇は紫黑色を呈し、腹部深く陷沒し、皮膚弾力を失ひ、身體厥冷し、膀胱部に痛みある痙攣を起

し、尿量非常に減じ、甚しきに至りては尿を見ざることさへあり。聲音啞れ、脈搏微細となり、通常體溫昇らずして却つて平溫以下となり、時としては一、二回の下痢嘔吐のみにて致命することあり。

(3) 看護法

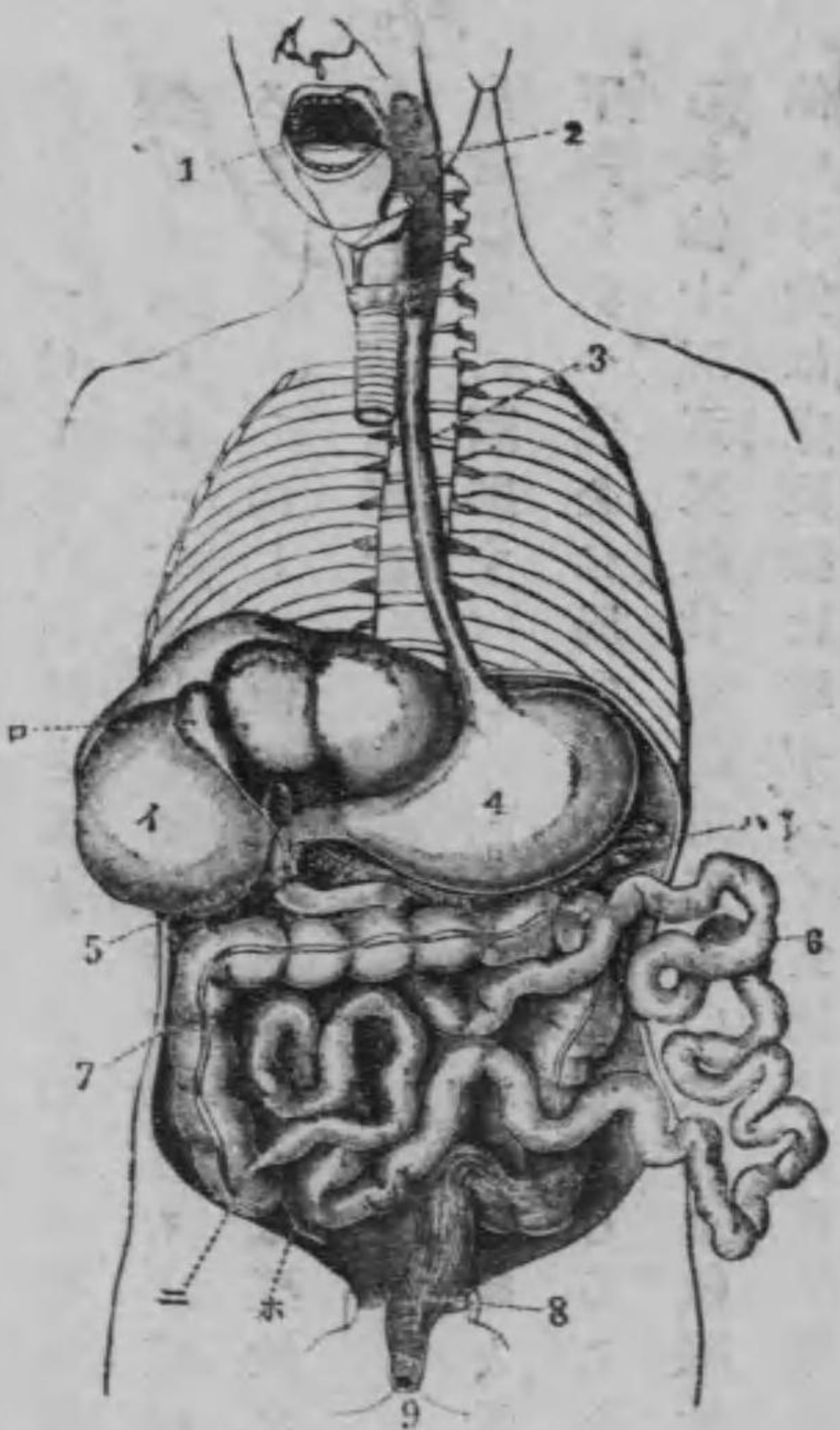
此の病につきては看護人の爲すべきこと甚だ多し。即ち直に隔離し、ブランデー又は燒酎をコップに三勺許り入れ之に凡そ十匁の砂糖を加へ、溫湯を注ぎて數回に飲用せしめ、大酒家は是よりもブランデーの量を増すべく、下戸は是よりも減じて可なり、腹部に濕性溫罨法(火上に熱湯を入れたる金盞を置き二枚のタオルを交互に其の中に浸して搾りて腸部に貼す)を施し、床中には數個の湯婆を入れ、膀胱部の痙攣及び心臟の弱りたるものには芥子泥を其の部に貼付すべし。時機を失せずして此の法を施せば患者は輕快を感じ、顔面赤色を呈し、利尿を見るに至るものなり。而して患者非常の渴を訴ふるに至れば少量の氷片を與ふるをよしとす。又患者溫感あるも決して衣袴を脱せしむべからず。大抵醫師はこの際多く食鹽水の注射を行ふものなれば其の準

備をなしおくべし。かくて下痢止り、嘔吐なく、患者輕快を覺え全く恢復せりと感じてより四日乃至七日目にして急に體溫昇進し、脈數増加し、顔面潮紅し、身體に發疹し、間もなく此症候去りて全快する事あり、或は重症となりて死する事あり、之を虎列拉室扶斯と稱す。恢復期の注意はすべて腸室扶斯に同じ。

(4) 消毒法及び豫防法

消毒法は凡て腸室扶斯に準じ一層嚴重になすべし。虎列拉は嘔吐下痢の爲に衣服寢具等の汚るゝこと多きが故に、消毒には非常の手續を要す、本病患者に用ゐたる灌腸器又は直腸消息子を十分に消毒せず他のものを使用して傳染せしむる事等あるにより注意を要す。又看護人の手の消毒は最も嚴重になし、看護人若し下痢其の他の異狀ありたる時は直に診察を受くべし。豫防には飲食を節し、消化し難きもの下痢し易きもの未熟の果物等を食はず、患家に入らせず、腹部には腹巻をなし、飲食物は勿論食器洗滌水にも必ず煮沸水を用ふべし。

第五節 赤痢



人の消化器
 1. 口
 2. 咽
 3. 食道
 4. 胃
 5. 十二指腸
 6. 小腸
 7. 大腸
 8. 直腸
 9. 肛門
 イ、肝
 ロ、膽囊
 ハ、脾臓
 ニ、盲腸
 ホ、垂懸

(1) 傳染の徑路及

び豫防法

大腸部を侵す傳染病にして、其の原因菌は志賀博士及びクルーゼ氏の發見によるものとアメーバ

によるものとあり。此の病も亦糞便の媒介によりて蔓延するものなれば、之が消毒を嚴にし、腸室扶斯及び虎列拉と同様飲食物による豫防法に注意するときは傳染を防ぎ得べし。本病は晩夏及び秋冷の候氣溫急に變ずるときに發し易き傳染病なり。

(2) 症候

始めS字狀部に炎症を起して潰瘍を生じ、漸々蔓延して大腸全部に及ぶものにて、先づ腹部の劇痛を覚え、下痢頻回、初めは薄く水様にして、便塊を交へ、次で粘液膿汁、腸の組織片及び血を交へ、後には血のみを排泄し、便通前には腹中雷鳴、下腹刺痛あり、排便後は更に肛門に疼痛を覚え、再び便意を催すが如き不快の感を生じ、便所に行くも其の量少く常に催便の氣ありて、一日數十回上廁することあり。遂に患者は身邊より全く便器を離し能はざるに至る。此の狀態を名づけて裏急後重と云ふ。其の他舌乾き、胃部の苦悶あり、或は嘔吐す。輕症のものは一二週にして全癒すれども、重症のものは漸々衰弱して死に至ることあり。而して便に惡臭あるものは悪性なりとす。

(3) 看護法及び消毒法

患者は直に隔離すべし。而して患者は輕症と云へども臥床に在らしめ、早く下劑を與へ完全に腸内容物を排泄せしむること必要とす。即ち大入には、ちね油十五瓦又は甘汞〇、五乃至〇、六瓦を頓服せしめ、身體を温むる事及び其他の手當は虎列拉に準ずべく、食物は流動物即ち牛乳、おもゆ、肉羹汁、肉汁の如

きものを與ふべし、而して恢復期にて大便の常に復してより後五日乃至七日間は最も食物に注意し、病時の如く處置するを要す。消毒法は虎列拉に準ず。

第六節 肺結核

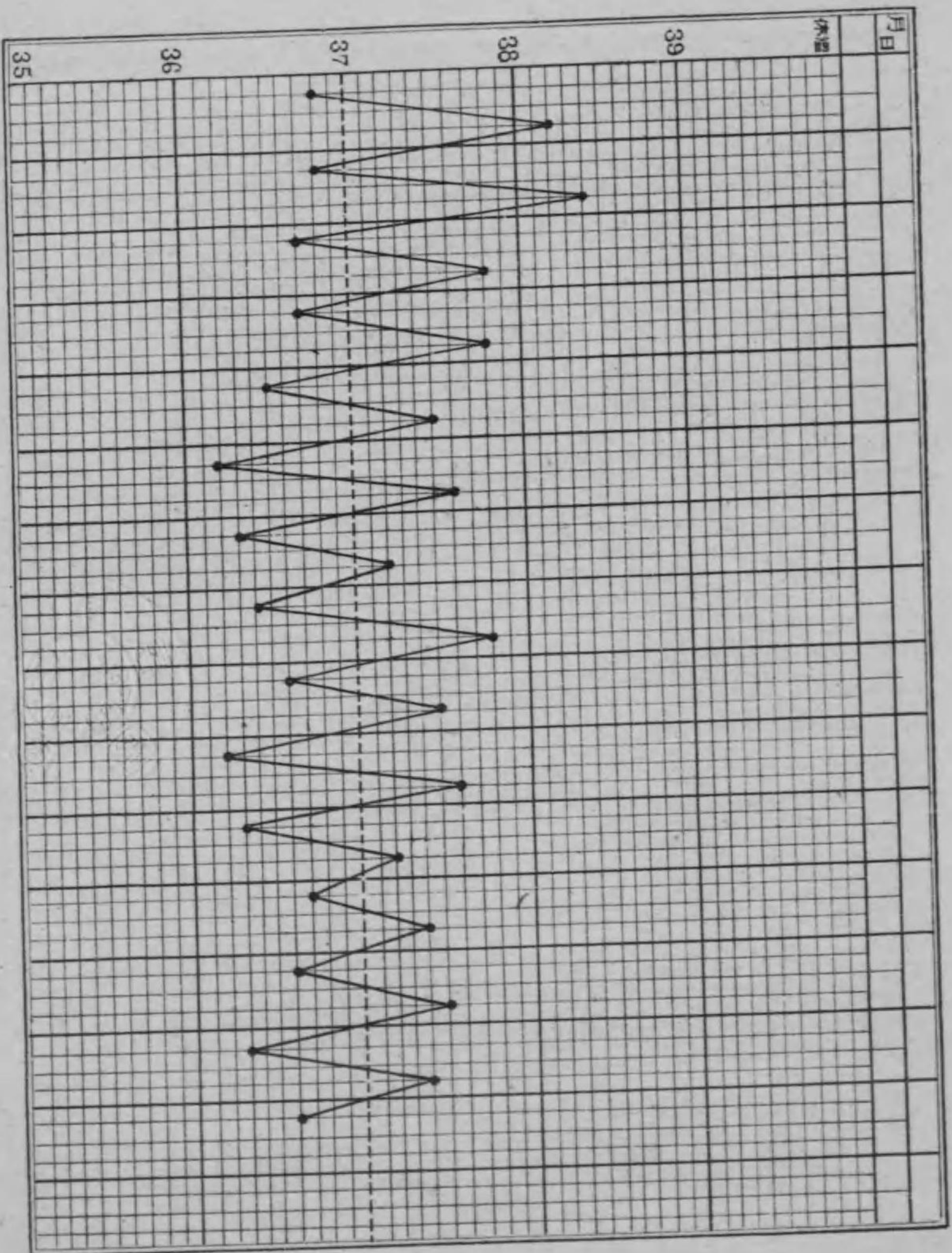
(1) 傳染の徑路

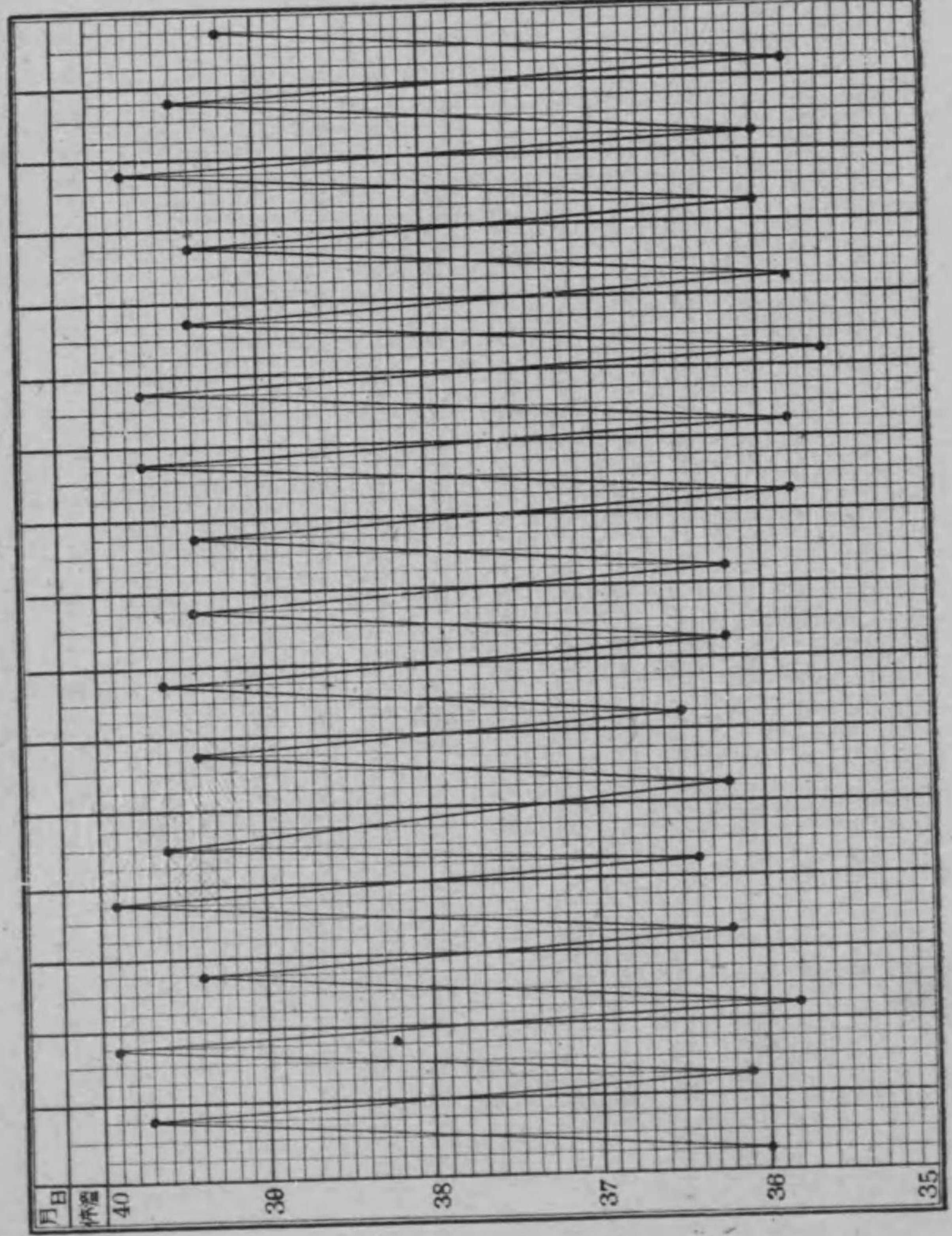
肺結核は從來肺病又は肺癆と稱せしものにして實に劇烈なる傳染病なり。之に斃るゝもの全死者の七分の一以上に達すといふ。實に人類に對して最惡の勁敵なり。此の病源は千八百八十三年コッポ氏の發見せる結核菌にして、管に肺を侵すのみならず殆ど全身を冒し、喉頭の粘膜を侵せば喉頭結核となり、腦を侵せば結核性腦膜炎となり、腸に入れば腸結核となるものにて、其の最も侵し易きは肺なり。而して此の病に罹るは十五、六歳乃至三十五、六歳の壯年者に多し、此の病の感染は患者の喀痰によるものにて、一喀痰中に三億の細菌を含むといふ。患者は談話、咳嗽の際等盛んに病芽を含める細小なる喀痰の點滴を飛散せしめ、痰は乾燥して塵埃に混じり空氣中に浮遊する故に、感染は呼吸器よりすること多けれども、又食器等の媒介、其他夜具衣類等によりて

傳染することもあり。内務省令第一號に於ては人の集會すべき場所には、必ず唾壺を備へ、唾壺中には少量の消毒薬液又は水を入れて唾痰の飛散を防ぎ且、三%石炭酸を以て消毒するにあらざれば投棄すべからずと命じ、又病院等にて他患者と肺結核患者とを同室に入ること禁ぜり。此の病は遺傳するものにあらざれども、父母結核病なるときは其の子孫は其の菌に侵され易き體質を受くると、傳染の機會多きことによりて、一家内に數名の患者を見ることあり。故に此の素因を有するものは攝生を守り、常に強壯法を嚴重に行ふべく、又呼吸器の弱き人も感染の機會を避くれば此の病を免かるゝを得、但し此の菌の少しにても侵入すれば直に病に罹るものと限らずして丈夫なる人は之に抵抗し却て病原菌を絶滅することあり。

(2) 症候

此の病は初め隠微に經過し多くは慢性なり。此の菌の肺中に侵入するときは細胞を以て之を他に散らさざるやう取り巻き、其の上を更に他の細胞にて十分に包むものなれども菌にして若し猛烈なるときは皆此等を食ひ盡して





次第に肺の實質を胃し、遂に乾酪變性となし、其の變性せられたるものは吸収せられ破壊せられて孔となり、漸々腔洞となるを以て、人體に缺くべからざる呼吸を十分に行ふこと能はず、従つて血液の新陳代謝不十分となり、又一方に於ては結核菌の作れる毒物の爲に身體を弱めらるゝを以て、此の病を發して一二年にして斃るゝあり、或は十年以上命を保つものあり。結核菌肺中に入りても肺丈夫なれば菌は喀痰と共に吐出せられて何等症狀を呈せざることあれども身體の機能弱きものは遂に肺結核となるものにて、主なる症候は初め體重減じ、心神倦み、發汗し易く、全身衰弱、咳嗽、喀痰、弛張熱、盜汗、呼吸困難、食氣不振、精神過敏、胸痛、身體衰弱等なり。尙進むときは喀血し、次第に衰弱して終に死に至る。早期に療養を施すときは殆ど總て治癒するものなれど、世人の醫診を乞ふもの多くは末期に於てするが故に、従て死亡するもの多し。

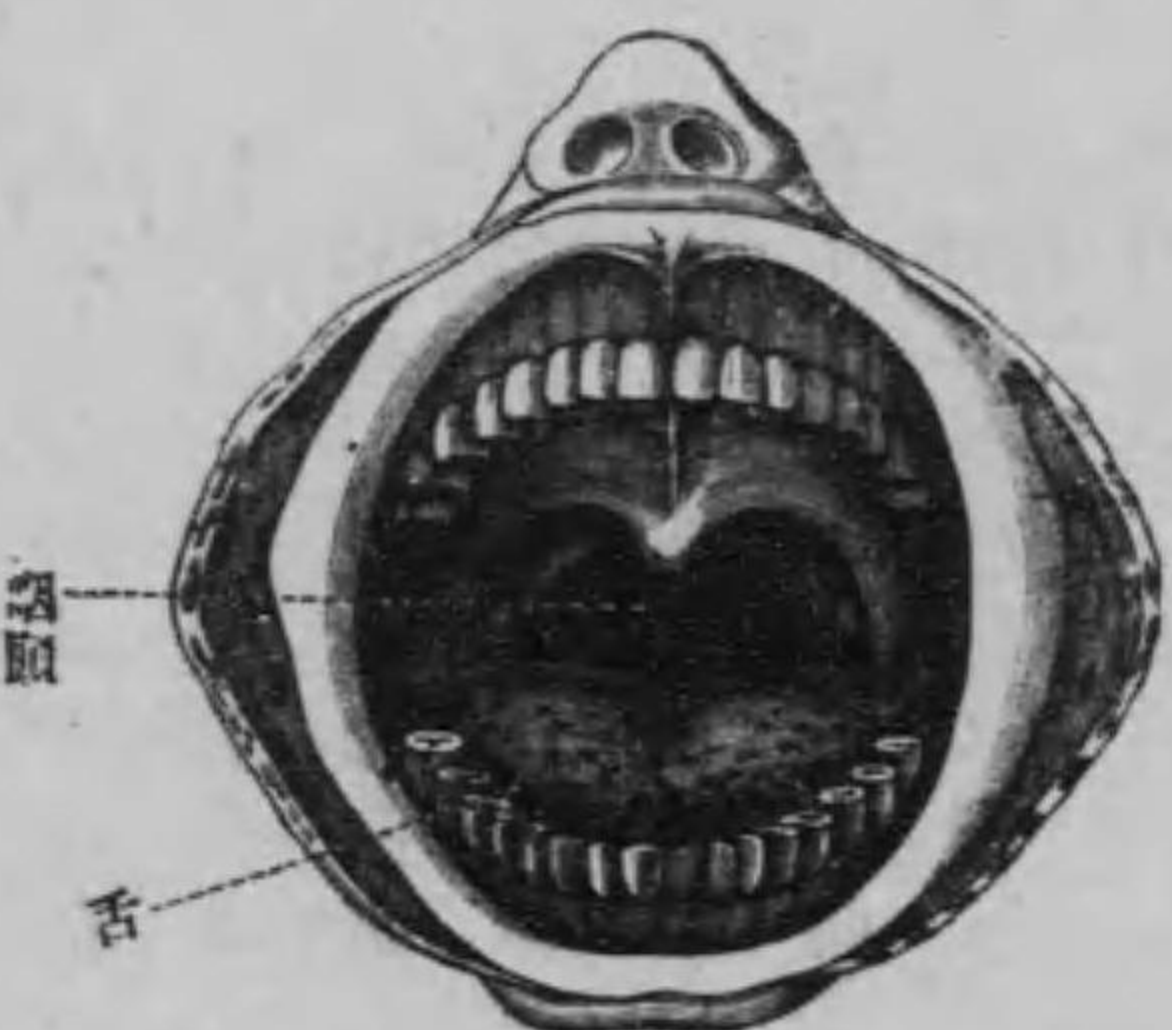
(3) 看護法

咳嗽に對しては吸入法を行ひ、咯血者には用ふべからず、盜汗に對しては十分身體を拭ひ、且更衣せしむべし。凡そ結核患者の主療法は食餌療法、藥物療法、

空氣療法・日光療法精神療法にして、吞氣にして心を平靜に保ち、滋養物を食し、日光、空氣の透通よき處に住めば自然に治癒するが故に、世に贅澤病と名づけらる。普通患者の多くは肺結核と診断さるゝときは殆ど死の宣告を受けたる如く失望落膽し、遂に恢復の期を見ざるに至るが故に、此の病の決して不治のものにあらざること、又人の内臓中にて肺ほど丈夫にして能く病に耐ふるものは他に無きことを説き聞かせ、精神を慰安し氣長く保養せしむべし。徒に神経を惱まざらず、自ら病に打勝つの氣分あれば決して恐るゝに足らざるものなれども、之に反し病猶輕きときといへども失望落膽徒に憂心怏々たるものは豫後不良なり。患者若し咯血したるときは久しく就寤する患者と同様の處置を取りて、藁蒲團の上に安靜に仰臥せしめ、胸部に氷罨法を施し、少くとも三週間は決して言語を發せしむることなく、且身體を動かさしむることなからしむべし。これ傷口を癒著せしめんが爲なり。但し此の際飲食物は粥・刺身・卵牛乳・アイスクリーム・消化し易き野菜肉汁等すべて冷して與ふべし。

(4) 消毒法

患者の食器は其の都度煮沸消毒を行ひ、寢具衣服は日光消毒をなし、咯痰・咯血等は必ず3%の石炭酸水・強クレゾール水或はクレシン水を入



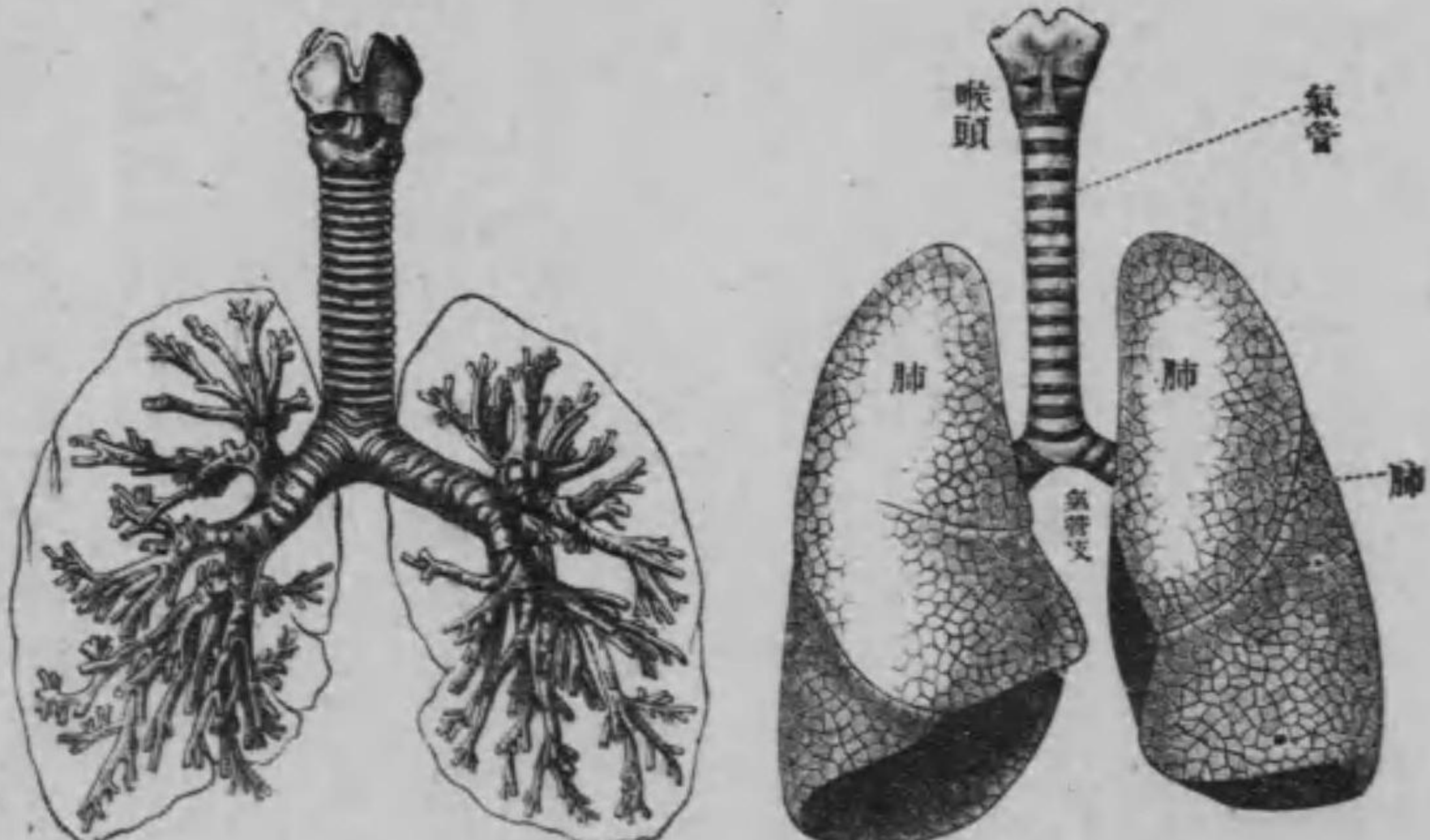
呼吸器の圖

第二編

各論

第七章

傳染病者看護法・預防法・消毒法



れたる唾壺内に吐かしむべし。又看護人は患者に接し或は其の咯出物を取扱ひたる度毎に手の消毒を行ふことを要す。

第七節

實扶的里

(1) 傳染の徑路

實扶的里は

ロニフレル氏

の發見による實扶的里菌の咽頭氣管鼻腔結膜等の粘膜に附着して蕃殖し其所に一の被膜を作り同時に或毒物を滲出して心臓神經等を襲ふ疾病なり。小兒は一旦此の病毒に觸るゝときは容易に感染すれども之に反し大人にありては多少粘膜に障礙あるときにのみ感染す。故に小兒病の名あり實に二歳より七歳に至る幼兒の侵さるゝ事最も多き病なり。實扶的里に罹れる粘膜より出づる分泌物は非常の傳染力ありて其の分泌物健康なる人の粘膜部に口及び眼に觸るゝ時は直に感染す又此の病毒は乾燥して空氣に混じ傳播することあり。

(2) 症候

二日乃至七日の潛伏期を有し時として唯數時間なる事あり。初めは發熱(三十九度以上)倦怠を覺え平日の如く遊戯せず咽頭の痛を訴ふ。其の際開口せしむるときは扁桃腺に小さき白き斑紋様の膜あり此の膜は次第に擴がりて全體の粘膜を侵すと同時に一側或は兩側の顎下淋巴腺の腫脹を來すものなり。而して咽頭には刺すが如き痛を感じ物を飲み込むこと能はざるが故に、

屢唾を吐き又吠ゆるが如き咳嗽を發すかくて此の膜次第に厚くなりたるときは呼吸困難を來し吸氣の際肋骨窩陥没し顔面口唇紫色を呈し氣管を侵し終に肺中に入りて呼吸を妨ぐる事あり此の如き患者は呼吸困難の爲に窒息するか又は毒の爲に心臟を害せられて斃るゝに至る。

(3) 看護法消毒法及び豫防法

此の病鼻の粘膜に及べば臭氣ある穢き鼻汁を出すことあり又眼の結膜を胃すときは失明することあり。

此の患者は直に隔離すべし。治療早きときは癒え易く後るゝときは癒え難し。中毒の極めて輕きときは血精注射を行へば九時間乃至十時間にて輕快となるものなれども時機を失ひて中毒症狀を發するに至れば如何なる藥液も之を助くること能はざる故に時機を失はず醫師の診斷を請ふべし。而して病室内には常に水蒸氣を發せしむべく又蒸氣吸入は大に病苦を減ずるものなれば一日數回之を行ふべし若し病進むときは窒息する事あるによつて窒息症狀を起さざるやう常に看護を怠るべからず。飲料にはレモナーデに

赤酒を加へて與へ、食物は消化よき滋養物殊に牛乳をよしとす。嚥下困難なるときは滋養灌腸を行ふべし、患者に使用せし一切の用具類は他の傳染病者と同様の消毒を行ふべし、又時機を失ひ患者の症候進みて窒息を起す恐あるときは醫師は氣管切開を行ひカニユレを挿入して之より呼吸せしむるに より、カニユレの掃除を怠るべからず、即ちカニユレは、大小二重の銀管なれば、常に内管を抜き去り鳥羽を以て附著物を除き、三%石炭酸水中に浸して洗ひ再び之を挿入すべし。(カニユレの端にはガーゼを覆ひ空氣を濾過するを可とす。)

此の病の流行は冬及び春に多く夏は少し。故に流行時に於ては家庭及び學校にてよく注意し、少しにても疑あるときは醫師をして診察せしめ若し一兒病に罹りたるときは一家内の他の健康兒に血清の豫防注射を乞ふを宜しとす、而して看護人は患者に接する毎に鹽酸加里水過滿俺酸加里水或は硼酸水にて含嗽し、病室には〇・一%昇汞水を盛りたる盥を備へ一々手を消毒し、且三%石炭酸を入れたる石油罐の蓋あるものを備へおきて患者に使用したる紙

綿等は必ず此の中に入れ置き後悉く焼却すべし。

第八節 肺炎

(1) 傳染の徑路

肺炎の病芽肺に入るによりて起り、感冒、身體の濕潤等は本病の誘因となる之に加答兒性・クルツブ性の二種あり。

(2) 症候

加答兒性肺炎は呼吸切迫し、咳嗽甚しく、熱度三十九度以上に昇り、食慾止み、頭痛甚しく、胸部劇しく痛み、心臟麻痺又は窒息して遂に死することあり。クルツブ性肺炎は普通肺炎と稱するものにして、惡寒戰慄を以て始まること多く、高熱と共に頭痛を來し、呼吸困難にして、鼻翼動き、胸痛み、咳嗽來り、粘りたる鋪色の喀痰あり。熱は四十度に昇り、脈數増して次第に弱り、甚しきは心臟麻痺を起して其の儘絶命することあり、されど、病質宜く手當行き届けば、さしもの高熱も五日乃至七日の後に便通と爽快の發汗とによりて分利し快復期に入るか、又は徐々に熱の退くものなり。概して肺炎は老人、酒家、幼人に於ては豫

後最も悪しきものとす。

(3) 看護法及び消毒法

頭痛には氷嚢、便秘には灌腸、氣力・心臓の回復には赤酒を與へ、咳嗽、咯痰には吸入法を行ひ、胸部には温濕布又は芥子泥濕布を行ひ、病室内には水蒸氣を發散せしめ、發汗するときは衾を被ひ室内に風の入らざるやう注意すべし。もし窒息を起したるときは直に醫師の處置を受けしむべく、又咯痰は消毒を行ふべし。

第九節 流行性感胃

(1) 傳染の徑路及び豫防

此の病の病原菌はブライフェルのインフルザ桿菌にして、傳染徑路は患者との直觸より來ること最も多く、又咳嗽時に發する唾液、咯痰による空氣傳染の事もあり。此の病を豫防する法は皮膚をして強壯ならしむるにあり。即ち毎朝冷水摩擦を行ふは最も宜しく、流行時に於ては患者に直觸せざるやうなすを以て第一とす。

(2) 症候

本病は秋季及び春季に流行し、其の症狀は高熱、全身倦怠及び鼻腔、咽喉、氣管支等に炎症を起すを主徴とす。即ち鼻孔塞がり、水様鼻汁出て、眼は赤色を呈し、流涙を來し、耳鳴り、咳嗽と共に咯痰出て、聲喑れ、頭痛あり。食思不振にして、大抵兩三日乃至四五日間三十九度乃至四十度の熱を發すれども降ることも亦早し。他の一種は最初少しの發熱と共に倦怠を來し、神經障害即ち頭痛、腰痛、眩暈あり、腰手足の關節痛、不眠不安等の状態ありて、胃腸障害即ち下痢、嘔吐を主徴とす。かくて此の容態兩三日續きて三十九度乃至四十度の高熱を來し、戰慄、疼痛一層甚しくして安眠する能はざるに至る。而して本病は屢、肺炎、胸膜炎、腦膜炎等を併發することあり。

(3) 看護法

此の患者は速に隔離し、又咯痰、手巾を消毒し、被服、寢具は日光に曝すべし。俗間醫藥の外に生姜湯、橙湯、砂糖湯等を用ふる事あり。病中は殊に多量の液質のものを與ふべく、牛乳、ソップは最も宜しとす。看護法は略、肺炎と同一なれど

も、恢復期に於ては殊に注意を要す。何となれば食物を選び、寒冷なる空気を避けしめざれば再發することあるのみならず、上述せる種々の合併症を發して遂に回復を見ざるに至ることあればなり。

第十節 百日咳

(1) 傳染の徑路

此の病は春季或は秋季に多く、其の原因菌はボルデー、ジャンク疫菌にして、喀痰中に傳染性種子の存すること明かなれば、喀痰の附著せる物品等は十分消毒すべし。接觸空氣、介立者及び器具等により傳染するものなり。小兒は大抵散歩中、遊戯場或は學校に於て其の傳染を受く一般に此の病は一種の小兒流行病にして、二年乃至七年の小兒に最も多く、生後六ヶ月未滿の乳兒には多からず。但し一度之に罹れば免疫となるものなり。

(2) 症候

此の病は經過長けれども熱を發することなく、其の主徴は一種特有の咳嗽を發することにて、潜伏期は三日乃至十五日にして平均七日なり。本病の經過

は普通三期に分つ、第一期加答兒期は二週間に亙り、主として呼吸器系の急性加答兒、軽度の不定の發熱、咳嗽を發すれども此の期に於ては百日咳の前驅症なりや否や判明せず一週日乃至十四日にして第二期痙咳期に移行し、笛音聲の吸氣をなし、咳嗽は漸次固有の痙攣性を帯び、殊に夜間甚しく、且發作性に襲來し、咳嗽頻發の苦悶をなし、發作の終りには粘りたる痰を咯出するのみならず嘔吐を起すことあり。斯の如く發作は劇烈なれども發作の爲に死するとは甚だ稀なり、但し發作の多少強弱は豫後に關係す、痙咳期は最短二、三、四週日にして、稀には數週、數月に渡ることあり、斯くて痙咳の性状は漸次變化し、其の度數、強度減少して遂に第三期輕快期に達し、咳嗽發作は漸次稀少となり、且短縮せられ、喀痰は多量且一層稀薄となり終に治す。凡そ此の病の經過は極めて緩漫にして八週乃至十二週或はこれ以上に及ぶことあり、若し發熱することありとせばそれは合併症のためなるが故に直に醫師に告げ其の手當を受くべし。

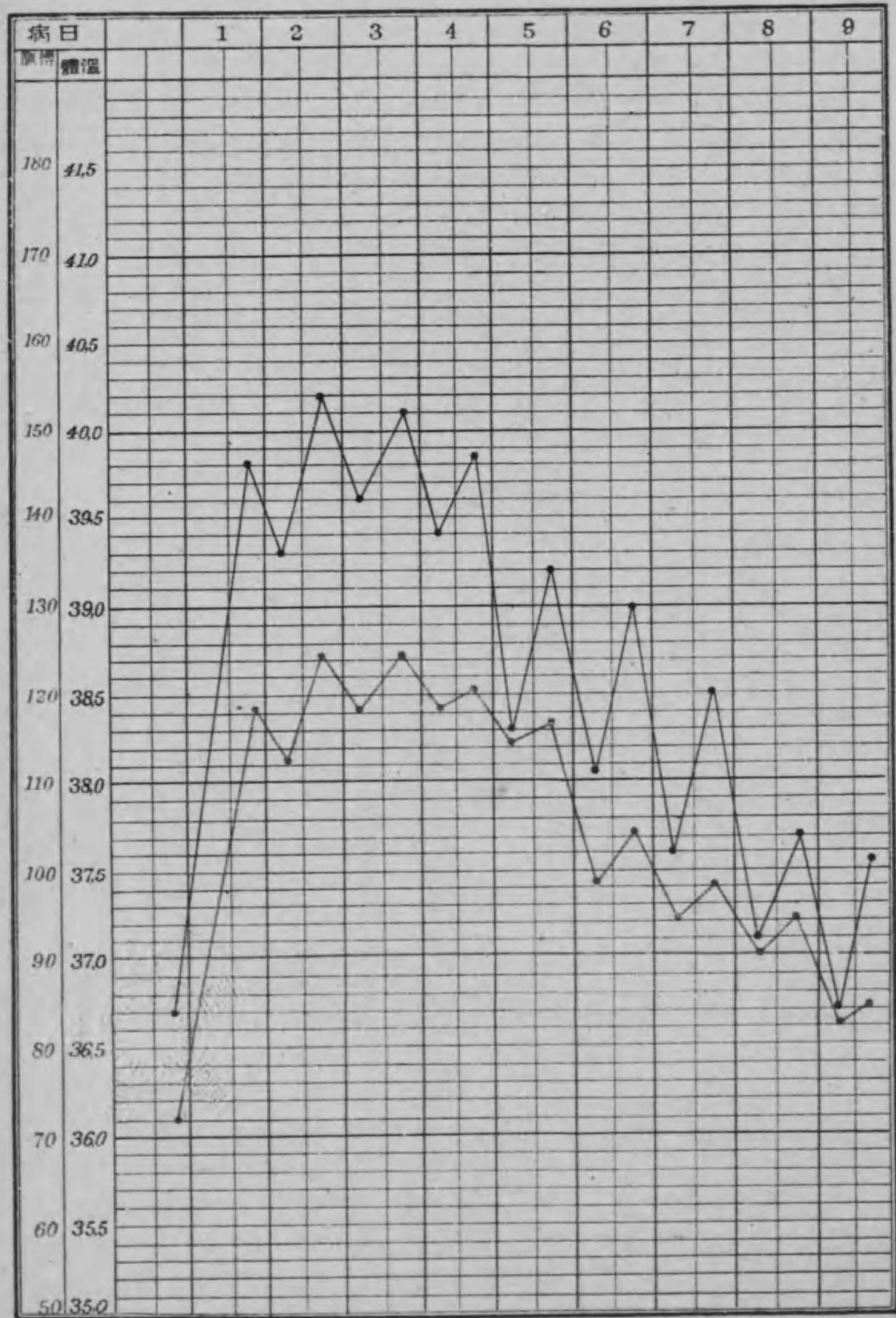
(3) 看護法及び消毒法

早期にありても尙傳染の危険あるが故に、直に患者を他の健康兒と隔離するを要す。而して患者は清潔にして光の射入佳良なる室に移し新鮮なる空氣を吸入せしめて身體及び精神の安靜に努め、食餌は消化し易き流動性の滋養品を選び、少量を數回に分與すべく寒冷と極熱の食物及び刺激性を有する辛きもの、酸きものは避くべし。此の病には吸入法を行ふを最も宜しとす、又瘵咳時には病兒を抱き起して背を撫で痰を吐かしめ、或は時として看護人自ら手指を口腔に入れ其の粘痰を抽出して苦痛を減ぜしむべく患者の體は保溫して感冒を避けしむべし。近時豫防或は治療のため注射を行ふ、其の効著しく経過を短縮せしむ、故に疑はしと思ふ時は直に醫診を乞ふべし。消毒法は前諸病に準ず。

第十一節 猩紅熱

(1) 傳染の徑路

此の病は寒冷の時期特に秋季に於て發生し、重症なる小兒病の一にして、其の潜伏期は四日乃至七日なり。恐るべき傳染病患者の涙液、唾液、汗尿及び剝離



せし皮に病毒を存す。なるが故に嚴重に離隔することを要す。傳染は落屑時最も強く、直接の接觸或は學校及び公共遊戯場に於ける該患者との交通により傳染す。

(2) 症候

最初劇烈なる惡寒を起し、續きて高熱を發し、惡心嘔吐、全身倦怠、頭痛を訴へ、患者は咽頭の疼痛を覺え、嚥下困難に兼ねて屢嘔吐し、咽頭を見る時は其の粘膜及び扁桃腺は著しく赤く且甚だしく腫脹せり、翌日に至り頸部及び胸部より漸次赤色の發疹を生じて急に全身に蔓延し、僅かに顔面殊に頤部及び鼻部に於てのみその發疹を免る。熱は二三日間持續し、皮膚疹斑の脱色する時に至りて始めて緩解す。而して皮膚は次第にかせ、次週より剝脱するに至るものにて、經過可良なれば二週間位にして快方に向ふ。此の病は中耳炎、實扶帝里殊に腎臟病を併發することあるが故に、尿の蛋白質検査及び咽頭の注意を怠るべからず、但し一度本病に罹りたる者は大抵これに對する免疫性を獲るものなり。

罹らざるときは、成年の後侵さるゝも重症とならずといふ。此の病も亦猩紅熱と同様の徑路にて傳染するものにて患者の唾液・汗・垢及び剝離せし皮に病毒を存する故に、看護人は時々硼酸水の含嗽を行ひて豫防すべし。

(2) 症候

十日乃至十四日の潜伏期を有し、危険少き小兒病なれども、時としては肺炎を併發して斃るゝことあり。概ね一生の中一度は本病に罹るものにして、一度罹れば免疫す。其の症候は始め悪寒發熱し同時に咳嗽鼻感冒羞明を感じ、且流涙あり、咽喉加答兒を起し、食慾不振を呈し、四五日後、顔面上肢等に鮮紅色の發疹現はれ、やがて全身に蔓延し、熱度は極點に達し、七日にして熱は全く去り、皮膚糠の如くになりて剝落し、十日位にして全治す。又假性麻疹又は風疹と稱するものあり、麻疹に類似すれども經過遙に佳良なり。

(3) 看護法・消毒法

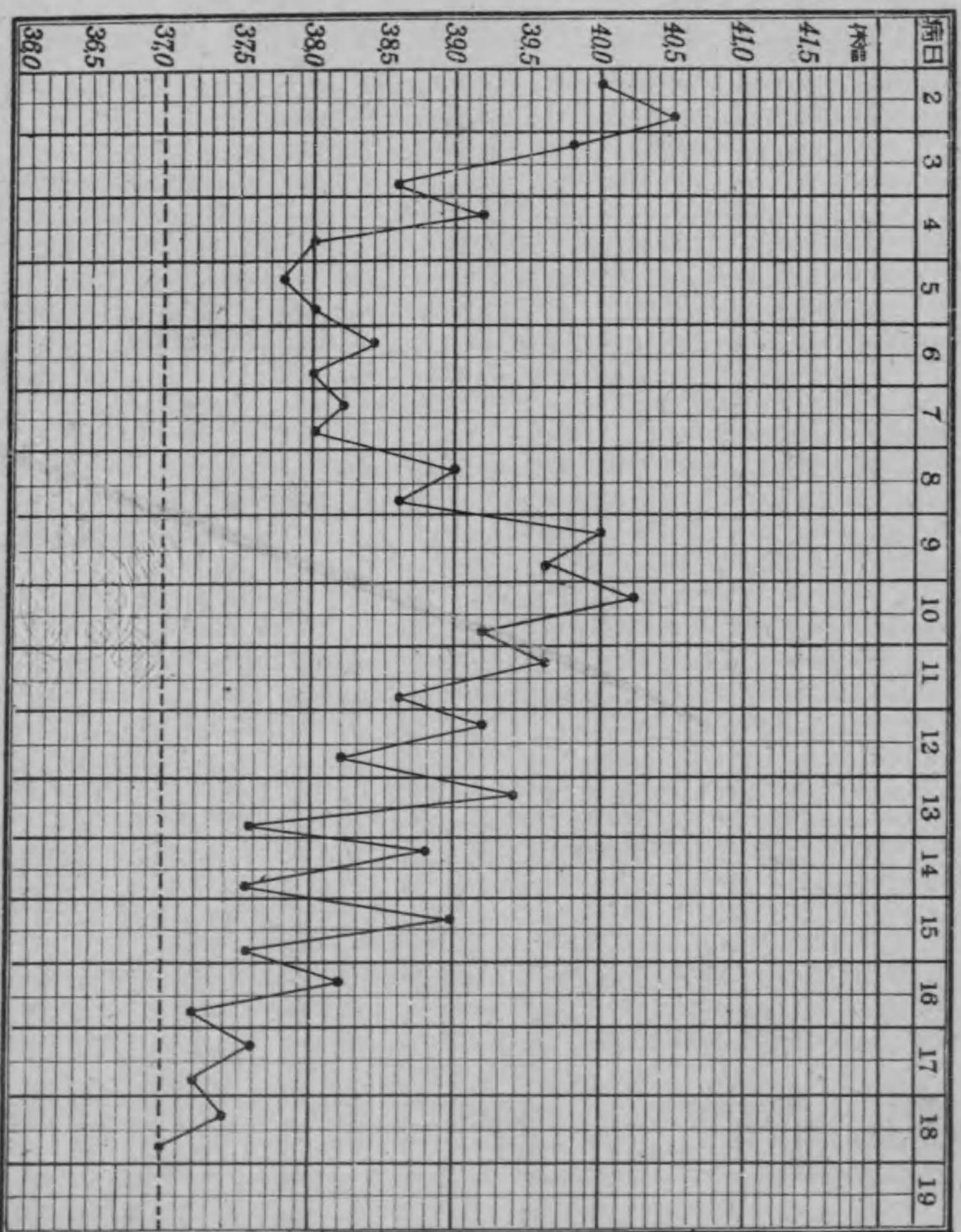
少くも十日間は就褥安靜に保たしめ、窓掛を用ひて日光の直射を防ぎて羞明を和げ、空氣の流通をよくし、頭痛には氷嚢を貼し、又十分便通を良くするを要

す。渴するときは枸橼酸水・レモナーデ等を與へ、咳嗽には吸入法を行ひ、食物は流動性のものを選び、食餌後鹽酸加里の合嗽を行はしむべく、正規の経過に異状あるときは直に醫師の處置を仰ぐべし。而して唾液・汗落屑及び被服の消毒を嚴重になし、罹患學童は其の登校を禁ずべし。

第十三節 痘 瘡

(1) 傳染の徑路及び豫防

此の病は其の病原現今猶不明なれども、豫防法に至りては已に完全せり。即ち千七百九十八年英國エドワード、ゼンナ氏の發見にかゝる種痘術これなり。此の法今や歐洲各國に傳はり、今日に至りては殆ど痘瘡の跡を絶つに至りし故に、痘瘡蔓延の國は野蠻國なるを現はすものといふべし。我が國に於ても幕府の末始めて和蘭より此の法渡來せしより漸次に強制的に行はるゝに至れり。此の種痘は牛痘を人體に接種するものにして、かくて天然痘の感染を豫防することを得。而して種痘に感染すれば五ヶ年間は免疫す。(種痘を終へたるとき官廳より交付せらるゝ種痘證は丁寧に保存し置くべし)此の病は



直達接觸、空氣の媒介或は膿の附着せる衣類等によりて感染するものなれば、之等につきての消毒法を怠るべからず。又此の患者生ぜしときは直に隔離し、看護人始め家人は皆種痘を行ふべし。

(2) 症候

潛伏期は十日乃至十四日間にして、初め悪寒又は戰慄を感じ、發熱、眩暈、頭痛、強烈なる腰痛、食思不振等に始まり、發熱三、四日後熱の著しく降ると共に發疹す。初は赤き小斑にして後水泡となり、遂に化膿して中央に窪を生ず。但し此膿膿期(九日より十三日迄)には再び發熱するものなり。發疹は顔面に初まり、頸、軀幹、四肢に及び、又口腔、喉頭及び眼の粘膜をも侵す。十四日目位より漸次乾き、膿疱は散りて痂皮を結び、熱は下降し、後痂皮は取れて搔潰したる部位が痘痕となり、三四週にて全治するものなれども、重症にして肺其の他の内臓を侵すものは全治せしむること困難なり。

(3) 看護法及び消毒法

病室は空氣の流通を良くし、患者の口腔は常に含嗽して清潔を保たしむべく、

食物につきての注意、頭部に冷罨法を行ふ事等、一般傳染病者と同様に心得べし。而して此の病に就いて最も必要なるは痘瘡の痕を残さざるやうに注意することなり。故に發疹後は直に布にて眼、鼻、口の部を切りぬきたる假面を造り、之に軟膏類を塗りて貼し、患者の手には手袋をはめしめ、以て發疹をかき破らざらしむべし。又痘瘡は患者を去る數歩の所に居るも空氣を介して感染するが故に危險地に近倚るべからず、消毒法は猩紅熱に準ず。

○種痘法 明治四十二年四月十四日法律第三十五號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル種痘法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

種痘法

第一條 種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

- 一 第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
- 二 第二期 數ハ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ

更ニ種痘ヲ行フヘシ

定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト看做ス

第二條 保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ

第三條 左ニ掲クル者ハ未成年ノ生徒、院生若ハ之ニ準スヘキ者又ハ未成年ノ

寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

一 學校、育兒院又ハ之ニ準スヘキ場所ノ校長、院長其ノ他首長

二 教育、監護又ハ傭使ノ目的ヲ以テ人ヲ寄寓セシムル者

前項各號ニ掲クル者ノ法定代理人アルトキハ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ適用ス

第四條 新ニ保護者ト爲リ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生シタルトキハ種痘ヲ受ケ

サルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者ヲシテ六月以内ニ種痘ヲ受

ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

前項ノ期間内ニ其ノ手續ヲ爲シ難キ事由アルトキハ市町村長

區長ヲ以テ戸籍吏ニ充ツル市ニ於テハ區長以下之ニ準スニ届出ツヘシ

未成年者ヲ傭使スル雇主ニ關シテハ其ノ之ヲ寄寓セシメサル場合ト雖前二項ノ規定ヲ適用ス

前條第二項ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條 市町村ハ種痘ヲ施行スヘシ

第六條 市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

第七條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其ノ事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

前項ニ依リ種痘ヲ猶豫シタルトキハ市町村長ハ其ノ證ヲ交付スヘシ

第八條 市町村長ハ第一期種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セサルニ至リタル者ヲ戶籍吏ニ通知シ戶籍吏ハ戶籍簿ノ欄外ニ符號ヲ以テ之ヲ記入スヘシ

前項ノ記入ニ關スル事務ニ付テハ戶籍法第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條 市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケス其ノ他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル未成年者アルトキハ市町村長ハ更ニ期日ヲ指定シ

テ種痘ヲ受ケシメ又ハ直ニ種痘ヲ行フヘシ

第十條 種痘ヲ怠リタル者又ハ種痘ヲ受ケタル證跡不明ナル者ノ定期外ニ受ケタル種痘ハ第一條第二項ノ場合ヲ除クノ外其ノ定期種痘ト看做ス

第十一條 第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於テ檢診ヲ受ケシムヘシ但シ其ノ期日ニ檢診ヲ受ケシムルコト能ハサル事由アルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ

市町村長ハ前項ノ檢診ヲ經タル者ニ種痘濟證ヲ交付スヘシ
第一項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ痘漿ヲ採收スルコトヲ得

第十二條 醫師定期種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ種痘證ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ十日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ

第十三條 醫師ハ其ノ診療ニ係ル痘瘡患者全治シタルトキ之ニ痘瘡經過證ヲ交付スヘシ

第十四條 當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘濟證又ハ種痘證ヲ提示セシムヘシ但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クヘキ者ノ範圍及期日ヲ指定シテ臨時種痘ヲ命スルコトヲ得

臨時種痘ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第十六條 醫師虛偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢診セスシテ種痘證ヲ交付シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス

- 一 第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者
- 二 保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメサル者

第十八條 第十二條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十九條 官廳公署及官立公立ノ學校等ニ於テハ第三條第一項及第四條第一

項乃至第三項ノ規定ニ準シ其ノ措置ヲ爲スヘシ

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戸主戸主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

附 則

本法ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
種痘規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前數ヘ歳七歳以前ニ種痘ヲ受ケタル者又ハ種痘ヲ受ケタルモ其ノ時期不明ナル者ハ本法ニ依ル第一期ノ種痘數ヘ歳八歳以後ニ種痘ヲ受ケル者ハ第二期ノ種痘ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行前第一條第一項ノ種痘定期ヲ經過シタル未成年者ニ付テハ第四條ノ規定ハ生來種痘ヲ受ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル者ニ關シテ